

間接勞務費	九、八六一・六〇	二五、六五五・三一	一七、八九六・五八
小計	二、二二四・七三	六、〇一七・七七	五、〇二二・一九
減價償却費	一七、三一六・二四	五〇、八四〇・二三	四四、八一四・三六
製造原價	四一六・五七	一、二〇九・八二	六〇四・九一
營業費	六六、二〇〇・七六	一三三、七九二・五六	一六〇、五三五・四〇
支拂利息	二、八五四・七三	六、三五五・五六	七、七七八・四〇
總拂原價	二、六一三・〇〇	六、四四九・四六	三、六九一・九八
利益	七二、六六八・四九	一四六、五九七・五八	一七二、〇〇五・七八
生產者販賣價格	三三四・一一	一一、一〇六・二五	一七二、〇〇〇・〇〇
	七二、九九二・六〇	一五七、七〇三・八三	

主要製品價格比較差(項目別)

(三〇) 自轉車(二六吋)

製造業者販賣價格	三、〇三〇・〇〇		
(a) 査定價格	一、八〇〇・〇〇	a/b	一・八三
(b) 現行價格	七〇〇・〇〇	a/c	四・七
(c) 昭和九年一十一年平均價格	現行價格	申請價格	査定價格
直接材料費	二一〇・〇〇	四四〇・一七	三一八・五七
粗材料費		四八・三二	一一・一五

備考
現行三、〇三〇円なるも近日タイヤ、チューブの値上りにより三、二〇〇円となる予定なり

部品費	四一〇・三〇	一、二三三・〇五	八五三・六六
直接勞務費	一六八・〇〇	一、七二〇・五四	一、一八三・三八
外註加工費	一五六・四〇	三三〇・一四	三〇五・二〇
(直接原價)	九四四・九四	五八七・〇二	二六六・九〇
製造間接費		〇、六二七・七〇	一、七五五・四八
材料費	二二八・四八	一五四・一七	一五四・〇〇
勞務費	九九・五〇	四五四・五〇	五一一・五八
小計	四〇二・〇〇	一〇三・一七	二六三・二七
減價償却	六二九・九八	七一・一八四	九二八・八五
(製造原價)	一、五七四・九二	一六・五五	五・六三
營業費	一五七・四九	三、三五六・〇九	二、六八九・九六
支拂利息	一、七三三・四一	二二二・〇九	二二二・六二
(總原價)	一〇三・九四	一〇六・六三	二七・五〇
利益	一、八三六・三五	三、六七四・八一	二、九四九・〇八
生產者販賣價格	一、八〇〇・〇〇	三六七・四八	八三・一九
		四、〇四二・二九	三、〇〇三・二七

(三一) 價格査定表

電球 一〇〇V六〇W

会社名 松下電氣産業

(a) 査定價格 一四・一五四

a/b 一七五%

b/c 一七五%

(b) 現行價格	昭示年月日	(物品税込) 円	(物品税込) 円	(物品税込) %
八・一〇円	昭和二年四月二四日	三六七・〇%	一〇・五五円	
(c) 昭和九年乃至一年平均價格	昭示年月日	a	c	a/c
三・八五円	昭和二年四月二八日	三三〇・〇%	一〇・五五円	三三・〇%
(d) 項目	現行價格 (e)	申請價格 (f)	査定價格 (g)	f/e
直接材料費	四・四二円	一〇・五五円	一〇・四七円	三三・〇%
直接勞務費	六・〇〇	九・五五	一・四〇〇	三三・〇%
(直接原價)	五・〇八二	二・四七	二・八九七	三三・〇%
製造間接費	五・〇〇	三・三一	七・三〇	二七・〇%
間接材料費	九・〇〇	一・三五	一・六四六	二七・〇%
間接勞務費	五・〇〇	六・九	六・六二	二七・〇%
間接經費	二・〇四〇	三・六五	三・〇八六	二七・〇%
計	七・三	一四・一六	一四・九〇	二〇・〇%
減價償却	四・六	一・〇四	一・〇四七	二二・〇%
製造原價	三・〇	三・五七	三・五	二〇・〇%
一般管理費及販賣費	七・九九	一五・八九	一六・三三	二〇・〇%
支拂利息	一・七	四・五	一・四・五	二〇・〇%
總原益	八・一〇〇	一六・三九四	一四・一五	二〇・〇%
生産者販賣價格	一・〇五〇	三・二八	一・八五	二〇・〇%
卸賣口錢	九・一五〇	一八・四三	一六・〇〇	二〇・〇%
卸賣業者價格	一・五〇〇	三・一八	一・八五	二〇・〇%

東芝の査定額一三、三九七円と拂下の査定額一六、二八三円との加重平均値を計上す物品税を含まず

小賣業者口錢	小賣業者價格	物品税
一・三五〇	一〇・五〇〇	三・〇〇
二・七〇	三・一八	一・八
二・七〇	三・一八	一・八
二・四〇〇	三・一八	一・八

(三三三) 價格査定差
國民型二号Cラジオ受信機

(a) 査定價格	(b) 現行價格	(c) 昭和九年乃至一年平均價格	現行價格 (e)	申請價格 (f)	査定價格 (g)	f/e	g/e	g/f
一、六〇〇円	八七五円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
a	b	c	e	f	g	f/e	g/e	g/f
1600	875	300	300	300	300	100%	100%	100%
a/b	b/c	c/a	e/f	f/g	g/e	100%	100%	100%
1.818	0.277	3.333	100%	100%	100%	100%	100%	100%

項目	現行價格 (e)	申請價格 (f)	査定價格 (g)	f/e	g/e	g/f
直接材料費	三・五二〇	四・四二	四・三〇	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
眞空管	三・五二〇	四・四二	四・三〇	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
購入部品費	三・〇〇〇	三・七三	三・七三	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
小計	六・二〇〇	八・一五	八・〇三	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
直接勞務費	三・〇〇	三・七三	三・七三	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
(直接原價)	三・〇〇	三・七三	三・七三	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
製造間接費	一・七五	一・八六	一・八六	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
間接材料費	一・七四〇	一・七九	一・七九	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
間接勞務費	一・六〇五	一・五五	一・五五	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%

(三五) 原價計算表

品名	口徑一六〇耗圧吸込型 單段式 渦卷ポン	a/b...一九九%	備考
(a) 査定價格	¥ 一六,九一〇.〇〇		
(b) 現行價格	¥ 八,五〇〇.〇〇		
現行價格	昭和二十一年七月九日		
告示年月日			
(c) 現行價格	昭和二十一年七月九日		
ベリス平均價格	¥ 三二五.〇〇	a/c...五五.五	
項目	現行價格 (c)	申請價格 (f)	査定價格 (g)
直接材料費	50.00	112.00	17.7%
素形材費	2,955.00	5,777.00	19.5%
粗形材費	825.00	1,755.00	19.9%
部品費	5,940.00	7,644.00	19.3%
小計	5,000.00	13,900.00	19.3%
直接勞務費			
外註加工費			
直接經費			
直接原價	4,400.00	8,830.00	19.0%
製造間接費			
間接材料費	430.00	1,500.00	17.0%
間接勞務費	600.00	2,770.00	17.7%
間接經費	1,150.00	2,950.00	17.6%
小計	2,180.00	7,220.00	17.5%
減價償却費	140.00	430.00	17.3%
合計	14,000.00	29,300.00	17.3%

(三六) 主要製品價格比較表(項目別)

製造原價	一般管理費販賣費	支拂利子	總原價	利益	製造業者販賣價格
六,八四〇.〇〇	五四〇.〇〇	六八〇.〇〇	七,四六〇.〇〇	一,〇四〇.〇〇	八,五〇〇.〇〇
一六,五四七.七	一,六四〇.〇〇	四八三.五四	一八,七三二.一	八九六.八九	一九,五〇〇.〇〇
一五,六三三.八〇	一,三五六.五四	三.六〇	一六,九三三.〇四	〇	一六,九三三.〇四
三四二	三五五	七二	三五〇	三五〇	三五〇
三七	三〇	三八	三五	三五	三五
九四.五	七.〇	四七.七	九.〇	九.〇	九.〇

製品名 EF五八型電氣機關車
製造業者販賣價格

(a) 査定價格 ¥ 九,八二二,八〇〇.〇〇円

(b) 現行價格 ¥ 四,九八四,二〇〇.〇〇円

現行價格判定日 昭和二十一年四月一日

(c) 昭和九一十一年平均價格 ¥ 一六九,五〇〇.〇〇 (和九年價格)

項目(d)	現行價格(e)	申請價格(f)	査定價格(g)	f/e	g/e	f/g
車体台車 電氣品合 計	三三三,三七	三三三,三七	三三三,三七	100%	100%	100%
車体台車 電氣品合 計	三三三,三七	三三三,三七	三三三,三七	100%	100%	100%
直接材料費	三三三,三七	三三三,三七	三三三,三七	100%	100%	100%
素形材費	四三〇,一五	四三〇,一五	四三〇,一五	100%	100%	100%
粗形材費	四三〇,一五	四三〇,一五	四三〇,一五	100%	100%	100%
部品費	七二〇,八〇	七二〇,八〇	七二〇,八〇	100%	100%	100%
小計	一,一〇〇,九五	一,一〇〇,九五	一,一〇〇,九五	100%	100%	100%
直接勞務費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
外註加工費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
直接經費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
直接原價	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
製造間接費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
間接材料費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
間接勞務費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
間接經費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
小計	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
減價償却費	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%
合計	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	一三三,五〇〇	100%	100%	100%

液体苛性ソーダ(電解)(一〇〇噸)

項目	原單位	單價	金額
材料費			
塩炭	二〇六五	一、三八〇・〇〇	二、八四八・七〇
石炭	一五〇〇	五七五・九八	八六三・九七
電力	四一九九	二・六八	一、二二五・二二
黒鉛電極	七二二	九、八五二・〇〇	二一、一九五
水銀	四四	三、八〇〇・〇〇	一、九九五二
塩酸	一〇四二	六、九五〇・〇〇	二八〇・二八
ソーダ灰	六〇六	五〇〇・〇〇	三九〇・〇〇
消石灰	四〇一	九八〇・〇〇	七九・二〇
勞務費	六六人	一、九〇〇・〇〇	一、一四〇・〇〇
福利厚生費			一一三・〇〇
工場消耗品費			三二五・〇〇
修繕費			一、二四七・三二
電力費			三四三・六六
蒸氣費			三三八・九六
用水費			八〇・〇〇
倉庫費			三〇〇・〇〇
試験研究費			一四〇・〇〇
工場事務費			三〇四・九九

項目	金額
雜費	五〇・〇〇
本社費	三、三三五・七六
利子	三八〇・四九
計	二、七八七・〇〇
塩素ガス	二、二八七・八〇
水素ガス	一一五・〇〇
計	二、四〇二・八〇
總原價	一、八、六三七・一三
固形化費用	(八、六〇〇・〇〇)
材料費	七四〇・〇〇
勞務費	三、八二〇・〇〇
福利厚生費	三九・一〇
消耗品費	一、五〇一・九八
修繕費	一、九二四・〇八
容器	一、九二四・〇八
計	三、〇〇六・〇八
總原價	(三、〇〇六・〇八)

一 硫安原價表

項目	原單位	單價	金額
石炭費			
日本窒素(富山)	五、四〇七		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	八、三二六		
日本肥料(四日市)	一、四〇八		
昭和電工(川崎)	一、三二四		
旭化成(延岡)	二、〇七五		
日新化学(新居浜)	一、二九三		
宇部興産(宇部)	三、五九七		
東洋高圧(大牟田)	三、九八七		
三菱化成(黒崎)	一、八八八		
日東化学(八戸)	七、〇〇〇		
日東化学(横浜)	三、四〇四		
東北肥料(秋田)	四、五七〇		
日本水素(小名浜)	四、五七〇		
東洋高圧(彦島)	五、〇〇〇		
高洋高圧(砂川)	一、五三三		
別府化学(別府)	九、六六三		
東洋合成(新潟)	一、〇五〇		
日産化学(富山)	八、六三三		
日本窒素(水俣)	一、八〇四		
電力費			
日本窒素(富山)	五、六〇九		
日本窒素(水俣)	九、五二〇		
東亜合成(名古屋)	八、七〇三		
日本肥料(四日市)	八、八九六		
昭和電工(川崎)	一、八四〇		
旭化成(延岡)	一、七六六		
日新化学(新居浜)	三、九八三		
宇部興産(宇部)	三、五九七		
東洋高圧(大牟田)	三、八八七		
三菱化成(黒崎)	三、四九三		
日東化学(八戸)	三、四三六		
日東化学(横浜)	三、四〇四		
東北肥料(秋田)	三、五七〇		
日本水素(小名浜)	三、四三六		
東洋高圧(彦島)	三、六三三		
高洋高圧(砂川)	三、五三三		
別府化学(別府)	三、五三三		
東洋合成(新潟)	三、四三三		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高圧(砂川)	三、七三六		
別府化学(別府)	三、七三六		
東洋合成(新潟)	三、七三六		
日産化学(富山)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
日本窒素(水俣)	三、七三六		
東亜合成(名古屋)	三、七三六		
日本肥料(四日市)	三、七三六		
昭和電工(川崎)	三、七三六		
旭化成(延岡)	三、七三六		
日新化学(新居浜)	三、七三六		
宇部興産(宇部)	三、七三六		
東洋高圧(大牟田)	三、七三六		
三菱化成(黒崎)	三、七三六		
日東化学(八戸)	三、七三六		
日東化学(横浜)	三、七三六		
東北肥料(秋田)	三、七三六		
日本水素(小名浜)	三、七三六		
東洋高圧(彦島)	三、七三六		
高洋高			

東亞合成 (名古屋)	一、三〇七・三〇	九五五・九三	三〇・三四	六、三三八・九	六・三九	三〇・八三	六、五〇
日本肥料 (四日市)	一、六六六・六一	七九八・〇八	一、五三三	六、八五三・三	六・四四	七、〇一〇	七、〇一〇
昭和電工 (川崎)	八二〇・三〇	一、一八八・八四	五・七五	六、三〇八・七	六・三〇九	七、七三〇	七、〇〇〇
旭化成 (延岡)	一、七四六・六一	七九七・四〇	七、一七〇・九	七、一七〇・九	七・一七	三、五二〇	七、五〇〇
日新化学 (新居浜)	九〇〇・九六	五〇六・〇九	六・六九	八、三三三・六	八・三三	三、四〇八	八、五〇〇
宇部興産 (宇部)	九四〇・四〇	五二四・七三	四・六六・充	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	八、五〇〇
東洋高圧 (大牟田)	九五五・五五	三三〇・七六	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	一、九八・充	八、七〇〇
三菱化成 (黒崎)	一、五五五・五五	一、三三三・三	三、三三三・三	八、三三三・二	八・三三	一、九八・充	八、七〇〇
日東化学 (八戸)	一、四七六・七三	五七六・八〇	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	八、八〇〇
日北化学 (横浜)	一、三六八・八二	六三三・〇〇	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	八、八〇〇
東本水素 (小名浜)	一、五七六・四〇	六四六・六六	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	九、一〇〇
日本高圧 (彦島)	一、三三三・三三	三三三・三三	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	九、〇〇〇
高洋高圧 (砂川)	一、六〇〇・七〇	三九八・六六	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	九、一〇〇
別府化学 (別府)	一、三三三・三三	四四四・四四	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	九、一〇〇
東洋合成 (新潟)	一、五三三・三三	三九八・六六	八、三三三・二	八、三三三・二	八・三三	三、三〇三	九、一〇〇

二 石灰窒素原價表(甲グループ)

項目	原價	操作による修正	値上り率	新價格
原石	五・四	五・四	一・一五	六・二
炭素材	五・七	五・七	一・一五	六・五
電力	二・四	二・四	一・一五	二・八
電極原料	二・〇	二・〇	一・一五	二・三
運費	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五
修繕材料	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五
運轉材料	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五
消耗品	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五
包裝材料	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五
福利	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五
経費	一・〇	一・〇	一・一五	一・一五

計	二、三六・三	二、七二・六	七、八三・充
金利	一・五・七	一・九・〇	二・九・〇
合計	二、五三・三	二、九一・六	八、一五・〇

石灰窒素集團價格の説明
一、集團別工場及び生産数量
二、(自家発電)
三、(電気オフビ)

青梅	七〇、〇〇〇	島津	一〇、〇〇〇
和歌山	六、五〇〇	直江津	二六、〇〇〇
大垣	八、〇〇〇	廣瀬	四〇、八〇〇
酒田	—	武生	一〇、〇〇〇
秩父	—	塩尻	七、〇〇〇
		富山	一〇、〇〇〇
		滑川	四、〇〇〇
		福島	二、〇〇〇
		旭川	五、〇〇〇
合計	九三、〇〇〇		一四八、〇〇〇

二、生産者價格(コークス法のみによる)
提出價格 決定價格

甲工場	九、〇五〇・〇一	八、二五〇・〇〇	七、〇一五・一〇
-----	----------	----------	----------

乙工場	九、四三・九四	八、五七・英	七、三六・五
丙工場	一〇、二一・〇六	九、〇九・九五	七、九五・〇五
平均	九、四四・五	八、四三・九七	七、〇三・九七

三、木炭一〇%使用する場合の原價
木炭噸当り 五、三六六・六一
原單位 八〇・五〇
屯当り木炭代 〇八・五七
コークスオンリーとの差 四、五九九・一八

四、木炭法による加算額を加えれば(平均價格において)
 $8,436.97 + 259.54 = 8,696.42$
又紙袋を旧價格にて算定した場合は
 $7,302.07 + 259.45 = 7,561$

三 過磷酸石灰原價表

單價	原單位	應當金額	操作による修正	値上り率	新價格
磷礦石	五〇・〇〇	〇・六四	三六・八九	三・六	一、一九・〇七
石炭	三〇〇・〇〇	〇・一三	三・五	三・四	二、四・三〇
硫化鉍	七、〇〇	〇・三六	三・七四	七・四	三、三・三三
液安	七、九〇・〇〇	〇・〇一七四	一三・九	一三・九	三、〇〇

硝酸	二、五六〇〇〇〇三三	五・九六	三〇〇	一五・〇〇
小計		三五・七三		一、六〇〇・七
修繕材		一六・七六		三三・五〇
材料費		四八・元		五八・九三
労務費		三〇・元		五八・〇〇
包装材		三〇・元		一八・八三
経費		七・六三		三六・八八
入目		二・〇七		九・九五
金利		七・〇七		
利潤		七・七六		
合計		一、四九・八一、三九〇・四		三、三六四・九

工業用火薬類公定価格改訂経過

(二二、七、物價廳)

- (1) 昭和二十二年二月火薬業者より火薬原材料及生産費昂騰に対応する爲工業用火薬類の公定価格改訂に就て陳情あり。早急に改訂を要する爲例外許可價格で行く事にし資料提出方要求した。
- (2) 三月一、二日に互り各村課長菊地淺海事務官出席し業者提出の原價計算書に就て検討査定を行つた。
- (3) 其の後火薬類の價格改訂は總て関係方面へ通す事になつたので改めて公價改訂の形を探り詳細なる資料を業者に要求した。
- (4) 五月一五日、一九日の二回に互り業者提出の資料に就て検討を行つた。

査定

- イ 操業渡 業者希望價格の操業渡は一ヶ月爆薬生産三五、〇〇〇箱であつたが此を五〇、〇〇〇箱(生産許可量)に引上げ勞務費を査定した。
 - ロ 支拂利息 製造業者利益として總原價の一〇%の申請は旧公定價格の金額迄引下げた。
 - ハ 原材料費 業者の計算を妥当と認め其の儘承認した。
 - ニ 其他 一般管理費及災害準備金は製造原價の七%及一・五%とした。
- 以上の査定に依り新桐ダイナマイト消費者價格一、四二四円を
一、〇一四円に査定、五月三〇日に関係方面へ資料提出した。
- (5) 六月新物價体系の発表に依り火薬類公定價格改訂も此に合致させる事となり、原材料、石炭、電力其の他の値上り見込を含め新改訂價格を算出した。
 - (6) 七月一日原材料の値上り見込倍率を若干下げ新桐ダイナマイト消費者價格二、七二二円を二、五〇〇円に査定した。
 - (7) 七月一九日告示第四〇九号に依り告示した。

第一表

火薬(新桐ダイナマイト)價格表

科目	現行公定價格	希望價格	改訂價格	最終決定價格
原材料費	三三〇・三	四一〇・三	一、七四・英	一、五七・五
業務費	九・六	八・九三	七・二五	七・〇五
製造費	五三・三	三六・六	五二・〇六	四三・〇七
一般管理費	三〇三・一五	八四・六	三、三四・五	二、〇一・七
災害準備金	一六・三	五・六	一、三三・七	一、四六・二
支拂利息	四九	三三・九	七・〇	一、四六・二
製造業者販賣價格	三三〇・三	四一〇・三	一、七四・英	一、五七・五
配給費	三三〇・三	四一〇・三	一、七四・英	一、五七・五
消費者價格	四〇五・〇〇	一、一四一・〇〇	二、八四・八	二、五〇〇・〇〇
備考				
操業度				
現行價格				
希望價格				
査定價格				
最終決定價格				
改訂價格(二、七二二円)値上率				
對現行價格				
對申請價格(査定)				

第二表

改訂價格(二、七二二円)値上率	六・七倍
對現行價格	六・二倍
對申請價格(査定)	二・七倍
最終決定價格	二・五倍

工場管理部門	計	六四・三二	1	六四・三二
小	炭	九七・六九	1	九七・六九
石	炭	三〇・六二	3倍	九一・三九
電	送(石炭)	四・一六	1	五・四四
小	運	七・五〇	1	一一・二五
補	助	二・五二	1	六・〇四
油	糸、被服類	八・七一	1	三〇・五二
布	ム、ベルト類	二・五三	1	五・〇六
革	部	三・〇〇	1	一五・〇〇
機	械	二・五三	1	六・三三
地	金	五・六〇	1	一一・八八
耐	酸	一・三五	1	四・七三
針	金	三・〇一	1	九・六三
事	務	二・三五	1	四九・四〇
藥	品	一五・四三	1	七七・一五
電	氣	三・七一	1	一三・一六
其	他	五・〇九	1	一五・二七
小	計	六五・八九	1	二四五・一七
福	利	二・六六	1	二・六六
法	定	九・六八	1	九・六八
社	宅、俱樂部、寮費	二・二五	1	二・二五
病	院	三・九六	1	三・九六
食	堂其他厚生施設費			

其他	計	一八・五五	1	一八・五五
減	價	五・三一	1	四・八六
保	險	四・八六	1	二〇・四八
旅	通	五・八五	1	二六・二三
信	費、印刷費其他	二六・二三	1	五一・五七
合	小	四二・二五	1	五二・一〇六
註、減價償却費を落したは労賃一、八〇〇円を希望通り認められた爲である。		二六六・六六		
註、福利厚生費は労賃の一〇%以下なる爲其の儘認められた。				

第四表

製造原價	2,208.75 × 7.70 = 154.61	
(ホ) 災害準備金	(2,208.75 + 154.61) × 1.57 = 35.45	
(キ) 災害準備金	(2,208.75 + 154.61) × 1.57 = 35.45	
(ク) 支拂利息	借入金利息 38.90	
	手形割引料 6.94 × 2.75 = 19.09	
	計 45.84	57.99
(カ) 運賃	7ール運賃(A)	80.00
	公國手数料(B)製造業者販賣價格 × 1.470	30.00
	卸商口銭(C)	+ A + B) × 5,570 130.00
		1111

経費の査定

操業度	三五、〇〇〇箱を五〇、〇〇〇箱に引上げ	
下計算に依り査定		
(現行價格経費)	53.22	60,000 = 45.62
	26.61 × 35,000 = 26.61	
計	72.23	
	521.06 + 72.23 = 1.21(倍)	
	60,000 = 31.93	
	26.61 × 50,000 = 26.61	
計	58.54	
(二) 一般管理費	58.54 × 7.21 = 422.07	査定経費

製造原價	残油又は廃油	八〇・九三	二、一〇五、八〇・六	二、七四六、三三・四	一一四	一、三〇三・六
------	--------	-------	------------	------------	-----	---------

(五一) ベンゾール精製蒸溜工程部門別製造原價表

第二種

(会社名) 大阪瓦斯株式会社
(工場名) 西島工場

費目項目	数量	単価	金額	数量	原價	噸当り	金額
原料費	三〇・〇〇〇 吨	(三、〇五、〇九・四)	九一五、二七〇・〇〇	一・〇〇〇 吨	八、七二・一〇	(八、九六・六)	八、七二・一〇
(主) 原料 軽油							
自製ガス軽油							
支拂引取費	一七・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇	四二、五〇〇・〇〇	〇・五	二、五〇〇・〇〇		一、二五〇・〇〇
(補) 硫酸(C6.B.液)	一・〇一〇	一〇、二二二・〇〇	一〇、四二六・二〇	〇・三	一〇、二二二・〇〇		三、〇六
苛性ソーダ							(七五・三)
労務費	三二・〇〇〇 人	二、二〇〇・〇〇	七〇、四〇〇・〇〇	〇・七	二、二〇〇・〇〇		一、五三〇
職工員	四六・〇〇〇	二、一〇〇・〇〇	九六、六〇〇・〇〇	二・四	二、一〇〇・〇〇		三、〇三〇
人工員							三六八・七
夫雑給							(三、九四・四)
蒸氣費	一、四〇〇・〇〇〇 吨	二、二〇〇・〇〇	三〇八、〇〇〇・〇〇	四・二八	二、二〇〇・〇〇		八六四・七
熱費用	三二〇・〇〇〇	二、二〇〇・〇〇	七〇、四〇〇・〇〇	七・六	二、二〇〇・〇〇		一、六八四・三
動力							

費目項目	数量	単価	金額	数量	原價	噸当り	金額
燃料費	一四・〇〇〇 キロワット	〇・四	五、六〇〇・〇〇	四・二六	〇・四		一・六七
電氣料							
用水費							
福利費							
修繕費							
消耗品費							
其他直接費							
工場管理費							
合計							
控除額							
粗製ナフタリン(Ⅰ)	六・〇〇〇 吨	七、八六六・四	四七、一六六・四	〇・〇	七、八六六・四		一、七四・四
製造原價	四〇・八〇〇	三、四九〇・五	一四一、四三三・〇〇	三・〇	三、四九〇・五		一〇、四八・六
第三種							
(会社名) 東京瓦斯株式会社							
(工場名) 横浜工場							
ベンゾール精製蒸溜工程部門別製造原價表							
原料費	三〇・〇〇〇 吨	(三、〇五、〇九・四)	九一五、二七〇・〇〇	一・〇〇〇 吨	八、七二・一〇	(八、九六・六)	八、七二・一〇
(主) 原料 軽油							
自製ガス軽油							
支拂引取費	一七・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇	四二、五〇〇・〇〇	〇・五	二、五〇〇・〇〇		一、二五〇・〇〇
(補) 硫酸(C6.B.液)	一・〇一〇	一〇、二二二・〇〇	一〇、四二六・二〇	〇・三	一〇、二二二・〇〇		三、〇六
苛性ソーダ							(七五・三)
労務費	三二・〇〇〇 人	二、二〇〇・〇〇	七〇、四〇〇・〇〇	〇・七	二、二〇〇・〇〇		一、五三〇
職工員	四六・〇〇〇	二、一〇〇・〇〇	九六、六〇〇・〇〇	二・四	二、一〇〇・〇〇		三、〇三〇
人工員							三六八・七
夫雑給							(三、九四・四)
蒸氣費	一、四〇〇・〇〇〇 吨	二、二〇〇・〇〇	三〇八、〇〇〇・〇〇	四・二八	二、二〇〇・〇〇		八六四・七
熱費用	三二〇・〇〇〇	二、二〇〇・〇〇	七〇、四〇〇・〇〇	七・六	二、二〇〇・〇〇		一、六八四・三
動力							

ベンゾール精製蒸溜工程部門別製造原價表

費目項目 数量 単価 金額 数量 原價 噸当り 金額

原料費	三〇・〇〇〇 吨	(三、〇五、〇九・四)	九一五、二七〇・〇〇	一・〇〇〇 吨	八、七二・一〇	(八、九六・六)	八、七二・一〇
(主) 原料 軽油							
自製ガス軽油							
支拂引取費	一七・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇	四二、五〇〇・〇〇	〇・五	二、五〇〇・〇〇		一、二五〇・〇〇
(補) 硫酸(C6.B.液)	一・〇一〇	一〇、二二二・〇〇	一〇、四二六・二〇	〇・三	一〇、二二二・〇〇		三、〇六
苛性ソーダ							(七五・三)
労務費	三二・〇〇〇 人	二、二〇〇・〇〇	七〇、四〇〇・〇〇	〇・七	二、二〇〇・〇〇		一、五三〇
職工員	四六・〇〇〇	二、一〇〇・〇〇	九六、六〇〇・〇〇	二・四	二、一〇〇・〇〇		三、〇三〇
人工員							三六八・七
夫雑給							(三、九四・四)
蒸氣費	一、四〇〇・〇〇〇 吨	二、二〇〇・〇〇	三〇八、〇〇〇・〇〇	四・二八	二、二〇〇・〇〇		八六四・七
熱費用	三二〇・〇〇〇	二、二〇〇・〇〇	七〇、四〇〇・〇〇	七・六	二、二〇〇・〇〇		一、六八四・三
動力							

自製タール軽油	3,000	10,310.00	3,618.60	0.5	10,310.00	5,800
支拂引取費	3,000.00	1,500.00	5,000.00	0.5	1,500.00	1,400.00
(補)硫酸(80B換算)	2,816	2,500.00	3,000.00	0.5	2,500.00	1,700.00
苛性ソーダ	3,313	10,133.00	3,555.70	0.8	10,133.00	8.00
勞務費	18,000	2,100.00	(40,558.20)	0.8	2,100.00	(1,055.50)
職員	110,000	2,100.00	3,500.00	0.4	2,100.00	1,000.00
人工	110,000	2,100.00	3,500.00	0.4	2,100.00	1,000.00
人夫	110,000	2,100.00	3,500.00	0.4	2,100.00	1,000.00
給費	110,000	2,100.00	3,500.00	0.4	2,100.00	1,000.00
蒸氣	1,900.00	270.50	5,033.80	0.5	270.50	1,900.00
加力	1,900.00	270.50	5,033.80	0.5	270.50	1,900.00
熱	1,900.00	270.50	5,033.80	0.5	270.50	1,900.00
燃料	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
立方米	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
電氣	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
立方米	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
用水	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
福利	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
繕利	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
修繕	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
消耗品	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
減價	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
運搬	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
其他	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
工場管理費	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
合計	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00
控除額	2,260.00	3.50	7,638.50	0.3	3.50	2,260.00

残 製造原價 油 五、四〇〇 五、七〇〇 二七、〇一八・〇〇 八、六四、七六一・八三 一、二四 五、三三〇・〇〇 七九・九

○ベンゾール類(第一種) 三井化学三池染料

純ベンゾール	1,000	5,500.00	5,500.00	55.0%	5,500.00	3,400.00	3.3%
純トルオール	1,000	1,900.00	3,700.00	39.0%	1,900.00	1,800.00	8.0%
九〇%ベンゾール	0.7	470.00	370.00	42.2%	470.00	180.00	3.0%
モーターベンゾール	0.5	520.00	400.00	46.6%	520.00	170.00	3.7%
ソルベントナフタ	0.7	490.00	1,090.00	46.6%	490.00	170.00	3.7%
キシロ	0.7	490.00	1,090.00	46.6%	490.00	170.00	3.7%
合計	4.6	7,900.00	12,700.00	100.0%	7,900.00	5,570.00	49.1%

○ベンゾール類(第二種) 大阪瓦斯西島

純ベンゾール	1,000	6,000	6,000	60.0%	6,000	3,500	30.0%
純トルオール	1,000	6,800	1,080	7.0%	6,800	3,500	30.0%
九〇%ベンゾール	0.7	730	3,300	45.2%	730	3,300	45.2%
モーターベンゾール	0.5	480	3,000	62.5%	480	3,000	62.5%
ソルベントナフタ	0.7	440	3,000	68.2%	440	3,000	68.2%
キシロ	0.7	440	3,000	68.2%	440	3,000	68.2%
合計	4.6	13,300	21,800	100.0%	13,300	13,300	100.0%

交際費	四・八〇〇	〇	〇
雜費	二・三〇〇	一五%	〇
借入金利息	五・三〇〇	次・四〃	〇
總計	一二・四〇〇		二二・四二五

(五四) 不燃性X線フィルム原價比較表(一、〇〇〇平方米当)

(A) 現行價格 (昭和二十一年三月三十一日決定)
 (B) 新體系決定價格 (昭和二十一年一月)

生産率	數量	單位	價格	金額	數量	單位	價格	金額
1. 直接材料費	數量	單位	價格	金額	數量	單位	價格	金額
フィルム生地	一、四三〇	m ²	七・一五〇	一〇、二七四・五〇	三九七	m ²	一一・三〇〇	五、六八七・三〇
ゼラチン	七七・五	kg	四六・〇〇	三、六八四・〇〇	三〇六	kg	一一・三〇〇	三、四六六・〇〇
硝酸銀	四〇・〇	kg	三一・六〇〇	一、二六四・〇〇	二二六	kg	一一・三〇〇	二、五五二・〇〇
プロム加里	三三・〇	kg	四〇・〇〇	一、三二〇・〇〇	七七二	kg	一一・三〇〇	八、七〇〇・〇〇
沃度加里	一・三〇	kg	九八・〇〇	一二七・四〇	六二四	kg	一一・三〇〇	七、〇五二・〇〇
クロム明礬	八〇・〇	kg	一八・〇〇	一、四四〇・〇〇	三六〇	kg	一一・三〇〇	四、〇六八・〇〇
グリセリン	六〇・〇	kg	二〇・〇〇	一、二〇〇・〇〇	三九四	kg	一一・三〇〇	四、四五二・〇〇
石炭酸	五〇・〇	kg	二〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	五六〇	kg	一一・三〇〇	六、二二八・〇〇
サポニン	八〇・〇	kg	二〇・〇〇	一、六〇〇・〇〇	一四五〇	kg	一一・三〇〇	一、六六五・〇〇
アンモニウム	三六〇	kg	四・〇〇	一、四四〇・〇〇	一二〇	kg	一一・三〇〇	一、三二四・〇〇
メタノール	一一・四	kg	一四・〇〇	一六〇・二二	五八〇	kg	一一・三〇〇	六、五三四・〇〇
アセトン	七九・二	kg	三八・二〇	三、〇二九・二六	一六五	kg	一一・三〇〇	一、八六五・五〇
ベンゾール	七〇・〇	kg	四・一七	二九・一九	三三三	kg	一一・三〇〇	三、七六六・九〇

包裝材料	數量	單位	價格	金額
小包	四切六四三ヶ分			六、四三〇・〇〇
2. 燃料費				一三〇、八五五・九七
3. 勞務費				二、六四四・八二
3.1 職工給料				三、九八四・六五
3.2 職員給料				一、七四九・一六
3.3 職員給料				四八九・〇三
3.4 職員給料				二七、五九六・九五
3.5 職員給料				三三、八一九・七九
4. 雜費				三、三五一・七五
4.1 消耗器具費				四三三・九九
4.2 事務用品				一、一五五・五五
4.3 減價却却費				一、七二二・〇八
4.4 法定副利費				二、四六九・九一
4.5 厚生費				一五・四六
4.6 地代				四九二・一一
4.7 保家料				三、六一七・二五
4.8 支拂修繕料				一、三一九・四四
4.9 支拂電力料				三、二九七・三七
4.10 支拂瓦斯水道料				五〇四・九六
4.11 支拂運賃				九五六・一七
4.12 支拂課金				九八・八八
4.13 支拂交通費				三五・二〇
4.14 支拂圖書費				
總計				二八、九三五・〇〇

(1) 操業度 = 583,576封度 + 2,040,750封度 = 28.5%
 合同の改訂操業度は三〇%と見た

(C) 所要人員

実態調査(一九四六年一月—二月)八工場の工員数は次の通りである。

一〇月 六、〇一六人
 十一月 六、一九六人
 十二月 六、三三三人
 計 一八、五八五人
 月平均 六、一九五人

これを標準二〇、〇〇〇錘の工場に換算すれば6,195人 + 181,400
 輪 × 20,000輪 = 683人となる。

実態調査はス・フ五〇%を混紡してある場合であるから純毛品の場合ス・フに代る原毛について選別一六人洗毛四人計二〇人の増加を要するから七〇三人となる。

(1) 賃金

(a) 一人当賃金

今回政府で発表した一人当業種別平均賃金は一ヶ月一、二二四でありこれに決定厚生年金二四円三〇法定健康保険料二二円六〇福利費(慰安費)体育費、文化教養費、衛生費等)一五四円一〇を加算すれば一人当一ヶ月平均賃金は一、四二二円となる。

(b) 一封度当賃金

二〇、〇〇〇錘の工場に於ける三〇%操業出来高は

(A)(2) 225,000lb × 30% = 67,500lb

二二四

一封度当賃金は1,412円 × 703人 + 67,500lb = 14,705円

(2) 給料

(a) 一人当給料は(1)の(a)と同様にし一、四二二円となる。
 (b) 一封度当給料

実態調査(一九四六年一〇—十二月)八工場三ヶ月の平均職員数は三五七人であるから
 1,412円 × 357人 + 583,576lb (8工場3ヶ月平均出来高) = 0,864円
 となる。

(3) 補助材料費

(二〇、〇〇〇錘標準工場一ヶ月)

材料名	一封度単価	所	要	量	金額
ソーダ灰	一・二六	(脂付 二%)	二・七四封度(a)	五、〇六・六	五、〇六・六
アンモニヤ	二一〇・五	(洗上 二%)	五・八〇	五、九六・三〇	五、九六・三〇
石 鹼	三三〇・〇〇	(脂付 一%)	五・八〇	二、一四〇・〇〇	二、一四〇・〇〇
調合油	四一四・〇〇	(洗上 〇・五%)	一、四七〇	三、四六一・〇〇	三、四六一・〇〇
合計					四七四、三六・六
一封度当					二、二二

所要量内訳下記の通り

(a) ソーダ灰... $225,000\text{封度} \times 90\% + 85\% = 294,117\text{封度(洗上)}$
 $294,117\text{封度} \times 2 = 588,234\text{封度(脂付)}$
 $588,234\text{封度} \times 0.02 = 11,764\text{封度}$
 (洗上)
 (b) アンモニヤ... $294,117\text{封度} \times 0.002 = 588\text{封度}$

(c) 石 鹼... $588,234\text{封度} \times 0.01 = 5,882\text{封度}$
 (d) 調合油... $294,117\text{封度} \times 0.005 = 14,70\text{封度}$

一 一屯当
 六、五六二円(一九四七年七月二二日決定)
 6,562円 + 2,204lb(1屯) = 2,981円
 一 3,761円 × 2.7倍 = 10,151円
 三 17,501円 × 4倍 = 70,001円
 四 7,301円 × 2倍 = 14,601円

(4) 機械建物修繕費

梳毛糸の現行統制額(一九四六年三月)中に含まれる機械建物修繕費は二、六一〇円であり、このうち五、八七〇円は材料費で一、七四〇円は支拂人件費であるから今回の新物價体系による値上りをそれぞれ加算すると次のやうになる。

材料費 〇、八七〇円 木材 0,435円 × 3.5倍 = 1,523円 (a)
 鋼材 0,435円 × 2.3倍 = 1,001円 (b)
 人件費 1,740円 × 2倍 = 3,480円.....(c)

(5) 消耗品費

紡績用消耗品は基準年度(一九三四年—一九三六年)平均額より七五倍の値上りを予想せられてゐるから基準年度中に含まれる消耗品費〇・六九四の七五倍と見て五、一七五円とする。

(註) 消耗品.....ベルト、綴皮、マシン油、シリンドー油、スベンドル油、グリス油、紙管、レザー、ピン類、針布、長靴、ゴム手袋、ゴム前掛、消耗工具器具、其ノ他雜品

(6) 燃料費

梳毛糸 1,000lb 当り石炭所要量は2,000kg (五、五〇〇キロ)となる。
 $2,000\text{kg} \times 225,000\text{lbs} = 450\text{噸(1ヶ月所要量)}$
 $450\text{噸} \times 1,308.69\text{円(改正炭價に引取運賃190.11円を含む)}$
 $= 629,410.50\text{円}$
 石炭の所要量は二〇%が操業度に関係なき不変費であり八〇%は操業度により増減する従つて三〇%操業の場合の一ヶ月石炭所要量は

$629,410.50\text{円} \times (20\% + 80\% \times 30\%) = 276,940.62\text{円}$
 一封度当燃料費は276,940.62円 + 67,500lb(225,000lb × 30%) = 4,103円となる。

(7) 電力費

二〇、〇〇〇錘工場に於ける契約電力量は360KWHである。
 基本料金 50kw × 40円 = 2,000円.....(a)
 $310\text{kw} \times 35\text{円} = 10,850\text{円} \dots\dots\dots(b)$
 $(a) + (b) = 12,850\text{円} \dots\dots\dots(c)$
 梳毛糸1,000lb当電力所要量は1,200kwである。
 $1,200\text{KWH} \times 225,000\text{lbs} = 270,000\text{KWH(一ヶ月使用電力量)}$
 $(270,000\text{KWH}) - 360\text{KWH} \times 0.30\text{円} = 80,892\text{円(従量電力量料金)} \dots\dots(a)$

二二五

(c)+(a)=12,8.0円+80,892円=93,742円(一ヶ月使用電力
率命)
電力料金は二〇%が操業度に関係なき不変費であり八〇%は
操業度により増減する従つて三〇%操業の場合の一ヶ月電力料
金は
93,742円×(20%+80%×30%)=41,246.48円
一年度計41,246.48円+67,500円(30%操業出来高)=1,061.11円

(8) 荷造費

所要材料名	単	價	所要量	金額
推定新價格				
蕙	(7.00円×1.75)	三・五(一枚)	三枚	三六・五
繩	(10.32円×1.85)	一九・〇(一貫)	一貫	一九・〇
ハトロン紙	(1.30×2)	二・六(一枚)	六枚	一五・六

(五六) 紡毛糸 1/5 生地織糸工費明細

純毛	区分	一九四三—一九四六年		一九四七年		改訂案	倍率 C/B	倍率 C/A
		平均	(A) 價格	現行	(B) 統制額			
(一)	貨		〇・〇八七		一・一三九	五・三三三	四・七	五・一五
(二)	給		〇・〇一九		〇・一七〇	〇・七八一	四・六	四・一
(三)	補助材料		〇・〇四六		〇・七〇三	三・五六〇	五・一	七七・四
(四)	機械建物修繕費		〇・〇五三		一・二九〇	四・〇〇〇	三・一	七五・四

製原合利	(註) 現行統制額	改訂統制額	八時間	八時間	八時間	七五%	一九四七年		改訂案	倍率 C/B	倍率 C/A
							現行	(B) 統制額			
(五) 消耗品	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・〇二一	〇・五九四	一・五七五	二・六	七五・〇	
(六) 燃料	〇・〇一五	〇・〇一五	〇・〇一五	〇・〇一五	〇・〇一五	〇・〇一五	〇・二八一	一・四九二	五・三	九九・五	
(七) 電力	〇・〇一〇	〇・〇一〇	〇・〇一〇	〇・〇一〇	〇・〇一〇	〇・〇一〇	〇・〇九六	〇・三六九	三・八	三六・九	
(八) 荷造費	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・〇一三	〇・二〇五	〇・九六二	四・七	七四・〇	
(九) 運搬費	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・〇三〇	〇・一〇〇	〇・九八六	一・七	四一・〇	
(一〇) 工場事務費	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・〇二四	〇・五六〇	一・九〇七	三・七	五九・九	
(一一) 製造費	〇・三一八	〇・三一八	〇・三一八	〇・三一八	〇・三一八	〇・三一八	五・一三八	一・九〇八	三・八	八四・八	
(一二) 管業費	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・〇二五	〇・五〇〇	一・九〇八	三・八	八四・八	
(一三) 減價却	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇二八	〇・〇七〇	〇・〇五六	〇・八	二・〇	
計	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二二	〇・一九二	〇・四七八	二・四	三九・八	
利潤	〇・〇六五	〇・〇六五	〇・〇六五	〇・〇六五	〇・〇六五	〇・〇六五	〇・七六二	二・四四二	三・二	三七・五	
代計	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇〇七	〇・〇七一	二・一五二	三・六	五五・一	
毛	〇・三九〇	〇・三九〇	〇・三九〇	〇・三九〇	〇・三九〇	〇・三九〇	五・九七一	二・一五二	三・六	五五・一	
品	一・〇一〇	一・〇一〇	一・〇一〇	一・〇一〇	一・〇一〇	一・〇一〇	一・〇三九	三・四二二	三・一	三三・九	
製	一・四〇〇	一・四〇〇	一・四〇〇	一・四〇〇	一・四〇〇	一・四〇〇	一・七〇一	五・五七三	三・二	三九・八	

紡毛糸(1/5 生地織糸)價格改訂に就て

- (A) 標準工場規模
- (1) 台数 六台
 - (2) 月産 45,000lbs (100%操業出来高)
 - (3) 6台×300lbs(1日出来高)×25日 45,000lbs
 - 操業 一日八時間 一ヶ月二十五日操業

- (B) 操業度
- (1) 出来高
- 實態調査(一九四六年一〇月—十二月)二九工場の出来高は次の通りである。
- | | |
|--------|---------------|
| 一〇月 | 一、三五四・三八 lbs |
| 十一月 | 一、四六〇・四四五 " |
| 十二月 | 一、一五二・〇二四 " |
| 計 | 四、〇六六・八五〇 lbs |
| 月平均出来高 | 一、三五五・六一七 lbs |

(2) 稼働台数

実態調査一九四六年一月—二月)二九工場の稼働台数は

次の通り。

一〇月	二四一台
十一月	二三七台
十二月	二四一台
計	七一九台
月平均	二四〇台

(3) 二四〇台の一〇〇%操業に於ける一ヶ月の出来高

240台 × 300lbs × 25日 = 1,800,000lbs

(1日)の出来高)

1,355,617 + 1,800,000lbs = 75%操業となる

(C) 所要人員

実態調査(一九四六年一〇—十二月)二九工場の工員数は次の通りである。

一〇月	四、七五六人
十一月	四、九六〇人
十二月	四、八二二人
計	一四、五三八人
即ち月平均	四、八四六人

これを標準六台工場に換算すれば、4846人 ÷ 240台 × 6台 = 121人である。実態調査はスフ五〇%を混紡してゐる場合であるから純手品の場合はスフに代る原毛について擇別工二人、洗化炭工四人計六人の増加を要するから二七七人となる。

(1) 賃 金

(a) 一人当賃金

今回政府で発表した一人当業種別平均賃金は一ヶ月一、二二二円でありこれに法定厚生年金二四四三〇、法定健康保険料二一四〇〇、福利費(慰安費、体育費、文化教養費、衛生費、教育費等)

一五四円一〇を加算すれば一人当一ヶ月平均賃金は一、四一二円となる。

(q) lbs 当賃金

六台工場に於ける七五%操業の出来高は 45,000lbs %75% = 33,750lbs
lbs 当賃金は

1,412円 × 127 + 33,500 円 = 5,353 円となる

(2) 給 料

(a) 一人当給料は(1)(a)と同様にして一、四二二円となる

(q) lbs 当給料

実態調査(一九四六年一〇—十二月)二九工場の三ヶ月平均職員数は七五〇人であるから

1,412 × 750人 + 1,355,617lbs (二九工場月平均出来高) = 0,781 円となる

(3) 補助材料費(一ヶ月分)

材料名	単 價	所 要 量	金 額
ソーダ灰	二次	脂付 118,420lbs × 1.4%	16,116 円 = 4,371lbs
石 鹼	30-00	脂付 118,420 × 1%	11,840 円 = 1,184 円
調合油	一四六〇	洗上 59,210 × 7%	4,145 円 = 5,170 円

硫 酸	一・三	洗上 59,210 × 4%	二、三六八 円
合 計			一六、一八九・一〇
一封度当		160,189.10 ÷ 45,000	三・五九

(註) 4,5000lbs(月産) + 95%(洗化炭) + 80%(製糸歩留) = 59,210 lbs(洗上)

59,210lbs + 50%(洗上歩留) = 118,420lbs(脂付)

(4) 機械建物修繕費
紡毛糸の基準年度(一九三四年—一九三六年)平均額に含まれる機械建物修繕費は〇・〇五三円であり七五倍と見て四四〇〇とした。

(5) 消耗品費
紡績用消耗品は基準年度(一九三四年—一九三六年)平均額)より七五倍の値上を予想せられてゐるから基準年度中に含まれる消耗品費〇・〇二一の七五倍と見て一、五七五円とする。

(註) 消耗品: (ベルト、スピンドルバンド、マシン油、スピンドル油、針布コンデンサーテープ、機械器具補用品、紙管、其他雑品等)

(6) 燃料費
紡毛糸一、〇〇〇lbs当り石炭消費量は一、〇〇〇班(五、五〇〇カロリー)である。
1,000kg × 45,000lbs 45班(一ヶ月使用量)
1,000lbs

45班 × 1,398.69円(改正炭價に引取運賃一九〇・〇〇円)を含む = 62,941.05円

石炭の所要量は二〇%が操業高に關係なき不変費であり八〇%は操業高により増減する。従つて七五%操業の場合の一ヶ月石炭所要量は

52,941.05 × (20% + 85% × 75%) = 50,352.84 円
11bs当り燃料費は50,352.80円 + 33,750lbs(75%操業出来高) = 1,492円

(2) 電力費

六台工場に於ける契約電力量は一三〇kwである。
基本料金 50kw × 40円 = 2,000円(a)
80kw × 35円 = 2,800円(b)
(a) + (b) = 4,800円(c)
紡毛糸一、〇〇〇lbs当り電力所要量は八〇〇kwhである。

800kwh × 45,000lbs 36,000kwh(一ヶ月使用電力量)
36,000kwh ÷ 1,000lbs
(36,000kwh - 130kwh) × 0.30円 = 10,761円(従量電力量料金)

.....(d)
(c) + (a) = 15,561円 (一ヶ月使用電力量料金)
電力量料金は二〇%が操業高に關係なき不変費であり八〇%は操業高により増減する。従つて七五%操業の場合の一ヶ月電力量料金は
15,561円 × (20% + 80% × 75%) = 12,448.80円

lbs当り電力量は12,440.80kWh + 33,750lbs(75%麻葉(山本高))
= 0,369kWh

(8) 荷造費	1冊300lbs	金額
所要材料名	使用量	金額
木箱 1箱	550.00円	二回使用するものとして21箇
包装紙 (5.30 × 21箇一枚) 2.26	五枚	13.00円
合計		28.00
一封度当	288.00円 + 300lbs = 0.962	0.962

(9) 運搬費 工場庭先渡であるから計上せず。
(10) 工場事務費
基準年度(一九三四年—一九三六年平均額)に於ける給料と今回の改訂給料との値上り率によりパリティ計算をして
〇円九八六となる。
(11) 営業費
(一)より(一〇)迄の合計一九〇七八の一〇%として一円九〇八となる。

(一一) 減償償却費 (一年分) 六台工場

区	分	耐用年数	建設費償却費
工場建物	木造	二〇年	一九,五〇〇.〇〇円
			四,〇七五.〇〇円

工場附属建物	金額	備考
構築物	三〇,三三〇.〇〇	一、八四九.五
構築物	六〇,三三〇.〇〇	八六.七〇
その他木造	二〇,一七〇.〇〇	三三.五〇
小機	一八,五〇〇.〇〇	七九.〇〇
機械及諸装置	四七,八〇〇.〇〇	一五,〇四三.七四
合計	一六六,一五〇.〇〇	三,六四九.六九
一ヶ月当	1,887.47円 + 45,000lbs	一、八八七.四七
一ヶ月当	0.042円 + 75% = 0.0561円	〇.〇五

(13) 利子
(一)より(一一)までの合計は二〇四九八六であるからこれの日歩一銭九の四ヶ月分を見た。
 $20,986円 \times \frac{1.9}{100} \times 120日 = 0.478円$

(五七) 麻糸(一等亞麻、糸、二五番單糸)工費明細表 單位 100 lbs

区	分	一九三四年—三六年平均工費 (A)	一九四七年統制額 (B)	現行統制額 (C)	倍率 C-B	倍率 C-A	備考
(一)	賃金	一一三.四七	三五七.二二	一、三七四.三五	三.八五	五.八五	五八.五六
(二)	給料	二.一八	三四.九〇	一一三.三〇	三.二五	五.一九	五.一九七
(三)	荷造費	〇.四一	一四.〇一	二七.八六	一.九九	六.七九	六.七九五
(四)	機械建物修繕費	二.〇六	四九.九七	一五四.五〇	三.〇九	七.五〇	七.五〇〇
(五)	消耗品費	一.六〇	三一.〇六	一〇八.七一	三.五〇	六.七九	六.七九四
(六)	燃料費	五.一〇	七三.九四	四三一.九八	五.八四	八.〇七	八.〇七〇
(七)	電力費	一.九〇	二三.五六	六五.二〇	二.七七	三.四三	三.四三二
(八)	運搬費	〇.五二	八.六二	二五.八六	三.〇〇	四.九七	四.九七三
(九)	工場事務費	二.一七	五五.六〇	一三九.〇〇	二.五〇	五.二〇	五.二〇六
(一〇)	工場経費計	三九.九一	六四八.八八	二,四四〇.七六	三.七六	六.一一	六.一一六
(一一)	営業費	五.九四	九九.七六	二四四.〇八	二.四五	四.一〇	四.一〇九
(一二)	減償償却費	三.八六	一六.三四	一一.八〇	〇.一三	三.〇八	三.〇八
(一三)	利子	三.四三	二七.四〇	一〇二.六〇	三.八九	二.九九	二.九九一
(一四)	利子	二.一〇	一五.二四	三〇.〇〇	二.四九	五.一一	五.一一二
(一五)	利子	二.一〇	一五.二四	三〇.〇〇	二.四九	五.一一	五.一一二
(一六)	製造工費合計	五五.二四	八一九.二二	二,八二九.三二	三.四五	五.一一	五.一一二
(一七)	原料代	一〇二.七九	一,三六九.七八	三,三八六.三六	二.四七	三.三一	三.三一九
(一八)	製造原價	一五八.〇三	二,一八九.〇〇	六,二一五.六八	二.八四	三.九三	三.九三三
(一九)	申請價格	八時間	六六%	操業			
(二〇)	旧價格	八時間	七〇%	操業			

麻糸(亞麻生糸1/25 100lbs)價格改訂に就て

(A) 工場規模(標準)

- (1) 錘数 10,000錘
- (2) 月産 125,000lbs(100%操業出来高)

(10,000錘×0.5lbs(1H出来高)×25H = 125,000lbs)

- (3) 操業 一日八時間(片番操業)月二五日操業

(B) 操業度

- (1) 出来高

実態調査(一九四七年一月-二月)四工場の出来高は次の通りである。

1月 436,674lbs } 計 875,408lbs 月平均 437,704lbs
 2月 438,734

上記月平均出来高のうち五五%は兩番操業(一六時間)に依るものであり四五%は片番操業に依るものであるから、これを一日八時間操業出来高に換算すると次の通りである。

$$437,704 \text{ lbs} \times 55\% \times (437,704 \text{ lbs} \times 45\%) = 317,336 \text{ lbs}$$

(2) 稼働錘数

実態調査(一九四七年一月-二月)四工場の稼働錘数は次の通りである。

一月 三五、六五二錘 } 計 七七、〇一一錘 月平均 三八、五〇五錘
 二月 四一、三五九錘

(3) 操業度

三八、五〇五錘の100%操業に於ける一ヶ月の出来高

$$38,505 \text{ 錘} \times 0.5 \text{ lbs (1H出来高)} \times 25 \text{ H} = 481,313 \text{ lbs}$$

操業度... (B)(1) lbs + 481,313 lbs = 65%

(C) 所要工員

実態調査(一九四七年一月-二月)四工場の工員数は次の通りである。

一月 四二五八人 } 計 八、五二九人 即ち月平均 四、二六五人
 二月 四二七一人

上記人員のうち五五%(B)(1)参照は兩番操業の人員であり四五%は片番操業の人員であるからこれを一日八時間操業の人員に換算すると次の通りである。

$$4,265 \text{ 人} \times 55\% \times (4,265 \text{ 人} \times 45\%) = 3,092 \text{ 人}$$

これを標準10,000錘の工場に換算すれば次の通りである。

$$3,092 \text{ 人} \div 10,000 \text{ 錘} = 803 \text{ 人}$$

(1) 賃金

(a) 一人当賃金

今回政府で発表した一人当平均賃金は一ヶ月一、二二二円であり、これに法定厚生年金二四四三〇、法定健康保険料二一四六〇及び(福利費、衛生費、教育費、娯樂費等)一五四四一〇を加算すれば一人当一ヶ月平均賃金は一、四二二円となる。

(q) 100lbs当賃金

10,000錘の工場に於ける六六%操業の出来高

$$(A)(2) \quad 125,000 \times 66\% = 82,500 \text{ lbs}$$

$$100 \text{ lbs当賃金は } 1,412 \text{ 円} \times 803 \text{ 人} + 82,500 \text{ lbs} \times 100 \text{ lbs} = 1,374 \text{ 円}$$

(2) 給料

(a) 一人当給料は(1)の(a)と同様にして一、四二二円となる。

(b) 100lbs当給料

実態調査(一九四七年一月-二月)四工場の二ヶ月(一月三四人二月三一人)平均職員数三三〇人である。

この人員のうち五五%(B)(1)参照は兩番操業の人員であるから、これを片番操業とするときは七〇%減(実績に依る)の人員となり、四五%は片番操業の人員であるからこれを一日八時間操業の所要人員に換算すると次の通りである。

$$330 \text{ 人} \times 55\% + (330 \text{ 人} \times 45\%) = 225 \text{ 人}$$

これを標準10,000錘の工場に換算すれば次の通りである。

$$225 \text{ 人} \div 38,505 \text{ 錘(稼働錘数)} \times 10,000 \text{ 錘} = 66.2 \text{ 人}$$

$$100 \text{ lbs当給料 } 1,412 \text{ 円} \times 66.2 \text{ 人} + 82,500 \text{ lbs} \times 100 \text{ lbs} = 113.30$$

(3) 荷造費

所要材料名	所要量	単価	金額
疋	2.5枚	推定新價格 7円100×2	14.00
紐	500枚	(10.32×2)	20.64
ハトロン紙	4枚	(1.30×2)	2.60
			10.40

合計

55.72

100 lbs当

27.86

(4) 機械建物修繕費

麻糸の基準年度中に含まれる機械建物修繕費は二四〇六であり今回の新物價体系による値上りを七五倍と見て次の様になる。

$$2406 \times 75 \text{ 倍} = 154,950$$

(5) 消耗品費

麻糸の現行統制額(一九四六年三月)中に含まれる消耗品費は三一四〇六であり今回の新物價体系による紡績用消耗品は三・五倍の値上りを予定せられてゐるから現行統制額に三・五倍する。

$$31406 \times 3.5 \text{ 倍} = 108,471$$

(6) 燃料費

註一主なる消耗品... ベルト、マシン油、木管、紡績針

$$280 \text{ kg} \times 125,000 \text{ lbs} = 35,000 \text{ lbs}$$

$$35,000 \text{ 疋} \times 1,398 \text{ 円} = 48,930 \text{ 円}$$

$$89,541 \text{ 円}$$

石炭の所要量は二〇%が操業度に関係なき不変費であり、八〇%は操業度により増減する可変費である。従つて六六%操業の場合の一ヶ月石炭要量は

$$489,541 \text{ 円} \times (20\% + 80\% \times 66\%) = 356,385 \text{ 円}$$

$$100 \text{ lbs当燃料費 } 356,385 \text{ 円} \div 82,500 \text{ lbs} (66\% \text{ 操業出来高}) \times 100 \text{ lbs} = 431 \text{ 円}$$

(7) 電力費

一〇、〇〇〇錘工場に於ける契約電力量は五〇〇kwである。
基本料金

50kw迄... (50kw × 40円 = 2,000円) ... (a)
50kw以上... (500kw - 50kw) × 35円 = 15,750円 ... (b)
500kw迄... (a) + (b) = 17,750円 ... (c)
廠糸 一〇〇〇lbs当電力所要量の実績は二〇〇〇kwhである。
2,000kwh × 82,500 lbs = 165,000kwh (1ヶ月使用電力量)
165,000kwh × 0円30 (kwhの統制額) = 49,500円 (従量電力料
金)... (b)

(b)の電力量料金中二〇%が操業度に関係なき不変費であり、
八〇%は操業度により増減する従つて六六%操業の場合の一ヶ
月電力料金は
49,500円 × (20% + 80% × 66%) = 36,036円 ... (e)
1ヶ月電力料金 = (c) + (e) = 53,786円
100lbs当 53,786円 ÷ 825,000lbs × 100lbs = 65円20

(8) 運搬費

廠糸の現行価格(一九四六年三月)に含まれるトラック運搬費
は一〇〇lbs当り八円六二であり其の後一九四七年三月に二倍
値上りし今回の新物価格体系により五割値上りしたから現行価格
の三倍とした。

(9) 工場事務費

8円62 × 3倍 = 25円86
廠糸の現行価格(一九四六年三月)に含まれる工場事務費は一

〇〇lbs当り五五円六〇であるが今回の改訂により工場事務用
品は最低二・五倍の値上りとなる予定であるので55円60 × 2.5倍
= 139円50とした。

(10) 営業費

(一)より(九)までの合計二、四四〇円七六の二〇%と二、二二四
四円〇八とした。

(11) 減価償却費

一年一錘当り昭和一四年建設

区分	耐用年数	建設費	償却費
機械	二年	二二・五五	七・六二
建物	六〇	一四四・三九	二・一七
工具器具	八	一一・一九	一・二六
車輛	六	四・四八	〇・六七
構築物	五	一・五〇	〇・〇二
計		三七三・一一	一一・七四
1ヶ月当り			〇・九八

100 lbs当り 0円88 + 12円15 (1錘1ヶ月出来高) × 100lbs = 7円84
7円84 + 66% = 11円88

(12) 利子

製品価格一〇〇lbs当り六、〇〇〇円〇〇と看做して日歩一九銭
の三ヶ月分と見た
6,000円00 × 19銭 × 90日 = 102円60

(13) 検査手数料

製品価格100 lbs当り6,000.00と看做してこれの $\frac{5}{1,000}$ とする

$6,000.00 \times \frac{5}{1,000} = 30円00$

(五八) 毛織物(標準サージ四号)織工費比較表

(単位巾五七吋×一米)

区分	一九三四年 均価格(A)	一九四七年現 行統制額(B)	改訂案(C)	倍率C/B	倍率C/A
(1) 賃料	二八六一	四二八三六	一七〇七一	四・〇	五九・六
(2) 給電	〇三三〇	六〇四九	一九三五	三・一	五六・九
(3) 荷造	〇〇八〇	二〇三一	六〇八	三・〇	七六・〇
(4) 修繕	〇六〇三	一四〇〇	四五一〇	三・九	七四・八
(5) 燃料	〇四五八	九九一〇	三・四七〇	三・五	七五・七
(6) 電力	〇二一七	二五〇二	八八一	三・五	四〇・五
(7) 運搬	〇一六一	一四九〇	五五	三・六	三三・二
(8) 工場	〇一八四	二三四〇	七二	三・〇	三八・一
(9) 外注	〇四四一	一〇〇二五	二・五〇六	二・五	五六・八
(10) 製織	〇三九九	六〇〇〇	二・四〇〇	四・〇	六一・〇
(11) 製織	五七四四	一〇二五四九	三七〇七〇	三・六	六四・五
(12) 製造	〇五四八	一三七五七	三・七〇七	四・〇	六七・六
(13) 減價	一〇三〇	二八〇二	一六五	〇・五	一・六
(14) 利益	〇一三六	二五〇〇	五・六七二	一一・六	二四〇・〇
(15) 利益	〇一三六	二五〇〇	五・六七二	一一・六	二四〇・〇
(16) 利益	〇一三六	二五〇〇	五・六七二	一一・六	二四〇・〇

倍と見る。

014991 × 3.5倍 = 314470

(註) 消耗品: ベルト、マシン油、水管、針金線縫、ビツカー、ステッキバンド、金簾吊皮、スピンドルバンド、コッター、ムカヒ皮、其の他雑品

(6) 燃料費

種別	単價	一ヶ月所要量	金額
薪(雜木)	一束 一七四〇五	一二五束	二、一三二四二五
木炭	一俵 九二四〇〇	一俵	九二四〇〇
合計			二、二二四八二五

一米当りは
2,222円25 + 2,520m(50%操業出来高) = 014881

(7) 電力費

(a) 電力料金

種目	馬力	使用モーター台数	所要馬力量
織機	一馬力	一二台	一二馬力
整理機	二馬力	一台	二馬力
緯機	一馬力	二台	二馬力
糸巻機	一馬力	一台	一馬力
水上モーター	一馬力	一台	一馬力
計			一八馬力

1HP = 0.746KW 18HP × 0.746KW = 13,428KW
 実働八時間 13KW428 × 8時間 = 107KWH424KW 五〇%操業
 にて損耗量を二〇%と見て一ヶ月の使用電力量は

107KWH424 × (50% × 1.2) × 25H = 1,611KWH360

1,611KWH360 × 0.1433(1キロワット時特価) = 531円745 (a)

基本料金... 18HP × (40円(KW当基本料金) × 0.746 KW) = 537円120 (b)

(a) + (b) = 1,068円865 (c)

(b) 電燈料

種目	電燈数	電力所要量
織機	100W 三〇燈	三〇W
準備	100W 一五燈	一五W
其他	100W 一〇燈	一〇W
合計		五五燈

一日平均二時間点燈する。
 014900(1KWH特価) × 5.5KW × 25時間 × 25日 = 247円50
 (一ヶ月電燈料) (c)

電燈基本料金 一燈一ヶ月につき一円三〇

55燈 × 1.30 = 71円50 (d)

(c) + (d) = 319円00 (b')

(c) 一米当電力費 (a) + (b) = 1,387円865(一ヶ月電力費)

一米当電力費は 1,387円865 + 2,520m (A) (2)

(二台工場五〇%操業出来高 5,040m × 50% = 2,520m)

= 014551

(8) 運搬費

運搬費

運搬費

○円六〇であるが今回の新物價体系による賃金値上率が四倍(織工費比較表(1)参照)となるから次のやうになる。

01460 × 4.0倍 = 21440

(11) 製品損耗費

現行統制額(一九四六年三月)に含まれる一米当製品損耗費は○円六九六であるが今回の毛織物價格は概ね三・五倍の値上予定であるから現行價格の三・五倍と見た。

014696 × 3.5倍 = 214436

(12) 營業費

(1)より(11)迄の合計三七四〇七〇(一〇%)として三四七〇七となる。

(一ヶ月分)

種別	構造	耐要年度	建設費	償却費
事務所及附属建物	木造	三〇年	一三、八五〇.〇〇〇	四一五.五〇〇
工場倉庫建物	木造	二〇年	二七、九三一.〇〇〇	一、二五六.九〇〇
構築物	其他	六〇年	一、九八〇.〇〇〇	二九.七〇〇
附属設備	其他	二二年	一五〇.〇〇〇	一一.二五〇
機械類	其他	二五年	六〇、一〇〇.〇〇〇	二、一六三.六〇〇
什器具類	其他	二二年	一四、七二〇.〇〇〇	一、一〇四.〇〇〇
合計		二二年	一、一八、七三一.〇〇〇	四、九八〇.九五〇

(14) 利子

一米当 4,980円95 + 12月 + 2,520m (50%操業出来高) = 014165

(製品価格) 2銭 × 90H = 51467
315100 × 100H

毛織物標準(サージ四号)原糸代説明

原糸代 一封度 九三四三〇に糸商口銭四%を加算する。

931430 × 4% = 971403.....(a)

小口扱貨物運賃

加古川一名古屋間 二四九m

100km以上300km迄は100kg当(二二〇封度四)一八円

〇〇(改訂統制額)であるが毛糸は一〇割の割増となるから

281400 × 2倍 = 561400.....(b)

集荷.....141400

配達.....841400 計 281400.....(c)

(b)+(c)=841400

封度当 841400 + 220封度4 = 01438.....(a)

保険料 100Hにつき10銭の割合であるから

原糸代 1封度 931430; 対し 01409.....(e)

糸消費割当手数料

糸 一〇〇封度に10き二八円二〇であるから

1封度当は01427.....(f)

(a)+(d)+(e)+(f)=971477

1米折 = 971477 × 1.12封度(1米当持掛量) = 10914500

(六〇) 麻織物(芯地一号)工費明細表

(単位 三〇・五時 × 一〇〇ヤード)

区	分	一九四七年 平均工費 (A)	現行 價格 (B)	申請 價格 (C)	倍 (C/B)	倍 (C/A)
(一)	賃金	四・三〇	六九・六三	一三三・五三	三・四四	五五・七〇
(二)	給付材料	〇・三八	五・六一	一九・五四	三・四八	五二・四二
(三)	補助材料	〇・四七	八・六五	一一・〇八	二・四三	四四・八五
(四)	荷造費	〇・一二	二・〇九	五・二六	二・五二	四三・八三
(五)	機械建物修繕費	〇・五七	七・四一	一三・九七	三・三三	四二・〇五

(六)	消耗品費	四・二三	一四・八〇	三・五〇	四三・五六
(七)	燃料費	〇・二二	八・〇五	五・三〇	三六・五九
(八)	電力費	〇・二〇	一・九五	三・三六	五二・七五
(九)	運搬費	〇・三七	三・七二	三・〇〇	三〇・一六
(一〇)	工場事務費	〇・九三	一〇・六一 <td>二・五〇</td> <td>二八・五二</td>	二・五〇	二八・五二
(一一)	工場経費計	七・九〇	一二・五四	三・二六	四七・六五
(一二)	営業費	一・三四	一九・六四	一・九二	二八・〇九
(一三)	減價償却費	〇・六五	〇・八二	一・一三	一・四三
(一四)	利潤	三・七一	九・八七	四・九二	一三・一〇
(一五)	製造工費計	一六・八〇	一五〇・六三	三・〇八	二七・六〇
(一六)	原糸代	三二・五〇	五一八・二三	二・八八	四五・八六
(一七)	製品原價	四九・三〇	六六八・八六	二・九二	三九・六四
(一八)	織物消費税	四・七〇	二六七・五五	"	一六六・三一
(一九)	製品原價	五四・〇〇	九三六・四一	"	五〇・六六
(二〇)	申請價格	二七〇〇・〇〇とす。			
(二一)	現行價格	七〇%操業			
(二二)	現行價格	八時間			
(二三)	現行價格	七〇%操業			

(六一) 麻織物(芯地一号) (三〇・五時 × 一〇〇yds)

改定價格に就て

(A) 工場規模(標準)

- (1) 台数 100台
- (2) 月産 103100yds(100%操業出来高)

(100台 × 52 yds(1日1台出来高) × 25日 = 130,000 yds)

(3) 操業 一日八時間 月二五日操業

(B) 操業度

- (1) 出来高 実態調査(一九四七年一月二月)一一工場出来高は次の通りである。

1月 650,328 yds) 計 1,183,871 yds 月平均 591,936 yds
2月 533,543 yds)

(2) 稼働台数
実態調査(一九四七年一月二月)一工場の稼働台数は次の通りである。

1月 733 台 計 1,389 台 月平均 695 台
2月 656 台

(3) 操業度

六九五台の一〇〇%操業に於ける一ヶ月の出来高
695 台 × 52 yds (1日1台出来高) × 25 日 = 903,500 yds
操業度 $591,936 \text{ yds} = 903,500 \text{ yds} = 65.5\%$ 操業
(B)(1)
今回の改訂に於ては七〇%操業を見た。

(C) 所要工員

実態調査(一九四七年一月二月)一工場の工員数は次の通りである。

1月 1,058人) 計 2,105人 月平均 1,053人
2月 1,047人
これを標準一〇〇台の工場に換算すれば次の通りである。
(B)(2)
 $1,053人 + 69.5台(稼働台数) \times 100台 = 152人$

(一) 賃金

(a) 一人当賃金

今回政府で決定した一人当業種別標準賃金は一ヶ月一、三三四円であり、これに法定厚生年金一四・三〇円法定健康保険料一・六〇円及び(福利費、衛生費、教育費、娯楽費等)一五四・一〇

円を加算すれば一人当一ヶ月平均賃金は一、四三四円となる。

(b) 一〇〇yds当賃金
一〇〇台工場に於ける七〇%操業出来高

(B)(2)
 $13,000 \text{ yds} \times 70\% = 91,000 \text{ yds}$

一〇〇yds当賃金は

(C)
 $1,434円 \times 152人 + 91,000 \text{ yds} \times 100 \text{ yds} = 239,531円$

(二) 給料

(a) 一人当給料は(一)(a)と同様にして一、四三四円となる。

(b) 一〇〇yds当給料

実態調査(一九四七年一月二月)一工場の二ヶ月(一月八六人八月八六人)平均職員数は八六人である。

これを標準一〇〇台の工場に換算すれば次の通りである。

(B)(2)
 $86人 + 69.5台(稼働台数) \times 100台 = 12.4人$

一〇〇yds当給料

$1,434円 \times 12.4人 + 91,000 \text{ yds} \times 100 \text{ yds} = 19,511円$

(三) 補助材料 (一〇〇yds当)

所要材料名	所要量	単 價(推定単價)	金 額	100yds当り
穀物(小麦)	88.98	(27.48 × 3倍)	82.44(円)	7.32
油	59.18	(155.00 × 1.5倍)	232.50(円)	13.76
100 yds 当り計				21.08

註 * ……100 yds 当り糸持掛量 12.33 lbs の6%を使用。
12.33 lbs × 0.06 × 120支 = 8.78 支

註 ……100 yds 当り糸持掛量 12.33 lbs の4%を使用
 $12.33 \text{ lbs} \times 0.04 \times 120支 = 59.18支$

(四) 荷造費

1捆 20 反(1反55 yds 20反×55 yds=1,100 yds)

所要材料名	所要量	単 價(推定単價)	金 額
繩	2 枚	(7.00 × 1.8倍)	12.60(1枚) 37.8円
繩	800 支	(10.32 × 1.8支)	18.88(1支) 14.86円
ハトロン紙	2 枚	(1.30 × 2支)	2.60(1枚) 5.20円
合 計			57.86円
100 yds 当			57.86円 + 1.100 yds × 100 yds 5.26

(五) 機械建物修繕費

麻織物の現行統制額(一九四六年三月)中に含まれる機械建物修繕費は七・四一円であり、このうち二・四七円(一・三)は材料費で四・九四円(二三)は支拂人件費であるから今回の新物價体系による値上りをそれぞれ加算すると次の様になる。

材 料 費 …… 2.47円 木材 1.24円 × 3.5倍 = 4.34 …… a
銅材 1.23円 × 2.3倍 = 2.83 …… b
人 件 費 …… 4.94 × 3.4倍 (工費の明細表(一)賃金の倍率参照) = 16.80円 …… c
a + b + c = 23.97円

(六) 消耗品費

麻織物の現行統制額(一九四六年三月)中に含まれる消耗品は四・二三円であり、今回の新物價体系による紡織用消耗品は三・五倍の値上りを予定せられるから現行統制額二三・五倍する。
 $4.23円 \times 3.5倍 = 14.81円$

註 主なる消耗品 …… スルト、マシン油、木管、ビッカー、イタリヤコード、綜纜吊皮。

(七) 燃料費

麻織物一〇〇yds当石炭所要量の実績は五・三kg(五、五〇〇カロリー)である。

$5.3 \text{ kg} \times \frac{130,000 \text{ yds}}{100 \text{ yds}} = 6.89 \text{ 吨}(1ヶ月所要量)$

$6.89 \text{ 吨} \times 1,398.69 \text{ 円}(改正炭價に引取運賃 190.11 \text{ 円を含む}) = 9,636.97 \text{ 円}$

石炭の所要量は二〇%が操業度に関係なき不変費であり、八〇%は操業度により増減する可変費である。従つて七〇%操業の場合の一ヶ月石炭所要量は、

$9,636.97 \text{ 円} \times (20\% + 80\% \times 20\%) = 7,324.10 \text{ 円}$

一〇〇yds当燃料費は

$7,324.10 \text{ 円} + 91,000 \text{ yds}(70\%操業出来高) \times 100 \text{ yds} = 8.05 \text{ 円}$

(八) 電力費

一〇〇台工場に於ける契約電力量は一四〇KWである。

基本料金 $50 \text{ kw} \dots 50 \text{ kw} \times 40 \text{ 円} = 2,000 \text{ 円} \dots (a)$

$50 \text{ kw以上} 140 \text{ kw迄} \dots (140 \text{ kw} - 50 \text{ kw}) \times 35 \text{ 円} = 3,150 \text{ 円} \dots (b)$

$(a) + (b) = 5,150 \text{ 円} \dots (c)$

麻織物一〇〇yds当電力所要量の実績は三・九一KWHである。

$3.91 \text{ kWH} \times \frac{91,000 \text{ yd}(70\%操業出来高)}{100 \text{ yds}} = 3,558 \text{ kWH}$

(1ヶ月使用電力量)

3,558 kwh × 0.30 円 (kwhの統制額) = 1,067.40 円 (従電電力料金) … (a)

(a)の電力量料金中二〇%が操業度に関係なき不変費であり、八〇%は操業度により増減する。従つて七〇%操業の場合の一ヶ月電力料金は、

$$1,067.40 \text{ 円} \times (20\% + 80\% \times 70\%) = 811.22 \text{ 円} \dots (a)$$

$$1 \text{ ヶ月電力料金 } c + e = 5,961.22 \text{ 円}$$

$$100 \text{ yds 当り } 5,961.22 \div 91,000 \text{ yds} \times 100 \text{ yds} = 6.55 \text{ 円}$$

(九) 運搬費

麻織物の現行価格(一九四六年三月)中に含まれるトラック運搬費は二〇〇yds当り三・七二円であり、その後一九四七年三月に二倍値上り今回の新物価格体系に五割値上りしたから現行価格の三倍とした。

$$3.72 \text{ 円} \times 3 \text{ 倍} = 11.16 \text{ 円}$$

(一〇) 工場事務費

麻織物の現行価格(一九四六年三月)中に含まれる工場事務費は一〇〇yds当り一〇・六一円であるが、今回の新物価格体系により工場事務用品は最低二・五倍の値上りとなる予定であるから

$$10.61 \text{ 円} \times 2.5 \text{ 倍} = 26.53 \text{ 円} \text{ となる。}$$

(一一) 営業費

(一)より(一〇)までの合計五七六円四八の二〇%として三七六円五Hydaen)。

(一二) 減償償却費

一年一台当り

二四四

区分	耐用年数	建設費	償却費
機械	二五年	一〇三・一七	三七・一四
建物	六〇	四、〇四五・三三	六〇・六八
器具備品	八	一〇・四九	一・一八
構築物	五五	一四六・六六	二・四〇
計		五、一三四・一五	一〇一・四〇

$$1 \text{ ヶ月当り } 101.40 \text{ 円} + 12 = 8.45 \text{ 円}$$

$$100 \text{ yds 当り } 8.45 \text{ 円} \div 1,300 \text{ yds} (1 \text{ 台 } 1 \text{ ヶ月出来高}) \times 100 \text{ yds} = 0.65 \text{ 円}$$

$$0.65 \text{ 円} = 70\% = 0.93 \text{ 円}$$

(一二) 利子

製品価格一〇〇YDS当り「七〇〇円と看做して日歩二銭の三ヶ月分と見た。

$$2,700 \text{ 円} \times \frac{2 \text{ 銭}}{100 \text{ 円}} \times 90 \text{ 日} = 48.60 \text{ 円}$$

織物消費税

製品価格一、九五四円二〇の四〇%とす七八一円六八

(六二) 絹紡糸(140/2瓦斯機10貫)価格

改訂に「52 (三二)八(一一)

(A) 標準工場

(1) 錘数 一〇、〇〇〇錘

(2) 月産出来高 一錘当り一日

出来高 八・四匁

瓦斯機歩留

九三・三%

月産出来高

(一〇〇%操業)

$$100,000 \text{ 錘} \times 8.4 \text{ 匁} \times 0.933 \times 25 \text{ 日} \times 1,959,300 \text{ 貫}$$

(3) 操業

一日一六時間一ヶ月二五日操業

(B) 操業度

(1) 出来高

實態調査(一九四七年一二月)二工場の出来高は次の通りである。

一月 二一、九三七、一六〇貫
二月 二一、五七七、九六〇貫
計 四三、五一五、一二〇貫
月平均 二一、七五七、五六〇貫

(2) 稼働錘数

實態調査(一九四七年一二月)二工場の稼働錘数は次の通りである。

一月 一七四、八〇八錘
二月 一七四、一七六錘
合計 三四八、九八四錘
月平均 一七四、四九二錘

(3) 操業度

$$174,492 \text{ 錘} \times 8.4 \text{ 匁} \times 0.933(A) \times 25 \text{ 日} = 34,188,220 \text{ 貫}$$

$$21,757,560(B) \text{ 貫} \div 34,188,220 \text{ 貫} = 63.6\%$$

今回改訂操業度は六〇%と見た。

(C) 所要人員

(1) 工員

實態調査(一九四七年一二月)二工場の工員数は次の通り

である。

一月 七、九二七人
二月 七、七五二人
計 一五、六七九人
即月平均 七、八四〇人

これを標準一〇、〇〇〇錘の工場に換算すれば次の通りである。

$$7,840 \text{ 人} \div 174,492(B) \text{ 錘} \times 10,000 \text{ 錘} = 499 \text{ 人}$$

(2) 職員

實態調査(一九四七年一二月)二工場の職員数は次の通りである。

一月 三六六人
二月 三六六人
計 七三二人
月平均 三六六人

これを標準一〇、〇〇〇錘の工場に換算すれば次の通りである。

$$366 \text{ 人} \div 174,492(B) \text{ 錘} \div 10,000 \text{ 錘} = 21 \text{ 人}$$

(D) 原価計算

(1) 賃金

(a) 一人当賃金
今回政府で発表した一人当平均賃金は一ヶ月一、二二円である。

これに法定厚生年金二四円三〇法定健康保険料二二円六〇及福利費(衛生費、教育費、娯楽費、体育費、文化費等)一五四円一〇を加算すれば一人当一ヶ月平均賃金は一、四一二円となる。

(b) 一〇貫当賃金

一〇、〇〇〇錘工場に於ける六〇操業の出来高は

1,959.3A×2.14×60% = 1,175.58円
 一〇貫当資金は
 1,412円×449(C1)人 + 1,175.58円×10貫 = 5,392.98円

(2) 給料
 (a) 一人当給料
 (1)(a)と同様にして一四二二円となる。
 (b) 一〇貫当給料
 1,412円×449(C2)人 + 1,175.58円×10貫 = 252.23円

(3) 燃料費
 絹紡糸一〇貫当石炭所要量は五五〇kg (五、五〇〇キロ)の4倍である。
 $550kg \times \frac{1,959.3円}{10} = 107,761.57円$ (一ヶ月所用量)
 $107,761.57円 \times 1,398.69円$ (改正単価) = 190,111円を含む)
 = 150,724.63円

石炭の所要量の二〇%は操業度に関係なき不変費であり八〇%に操業度により増減する従つて六〇%操業の場合の一ヶ月の石炭費は $150,724.63円 \times (20\% + 80\% \times 60\%) = 102,492.95円$
 一〇貫当燃料費は
 $102,492.95円 + 177.8(D)(B) \times 10貫 = 871.85$

(4) 薬品費
 種目 糸一〇貫 改正単価 糸一〇貫 備考
 当使用量(貫当) 当薬品費
 石 礫 一・三六 三三・三三 三〇一・六六 (現行価格値上率
 $59.48 \times 4\% = 237.92$)

ソーダ灰 二・〇〇〇 三三・六一 改訂統制額
 パンソフ 〇・〇〇八 八九・〇七 配当6,562円11.452
 ター 〇・〇〇〇 〇・〇〇〇 71 (29.69 × 3倍 = 89.07)
 合計 一 三三・六一

(5) 工場消耗品費
 紡績用消耗品費は三・五倍の値上りを予定せられてあるから
 現行絹紡糸統制額中に含まれる消耗品費は一・八円〇五の三・五倍とする従つて一〇貫当工場消耗品費は
 $108.05円 \times 3.5 = 378.18$
 備考 工場消耗品の主なるものは次の如し。
 針布、リング、ローラー、スピンドル、ベルト、トラベラー、
 円型ブラッシュ、ステック、木管、油類
 機械建物修繕費

(6) 絹紡糸の現行統制額(一九四六年一月)中に含まれる機械建物修繕費は二八四二五でありこのうち八四四八(三〇%)は材料費で一九四七七(七〇%)は支拂人件費であるから今回の新物價体系に依る。
 値上りを夫々加算すると次のようになる。
 材料費 {木材 6.78(80%) × 3.5倍 = 23.73円 (a)
 {鋼材 1.70(20%) × 2.3倍 = 3.91円 (b)
 人件費 19.77 × 3.84倍(別表参照) = 75.92円
 (a) + (b) + (c) = 703.56円

(7) 電力費
 一〇、〇〇〇錘工場に於ける契約電力量は四五〇キロワットである。

この標準工場の一ヶ月の基本料金は
 $50kwh \times 40円 = 2,000.00$
 $400kw \times 35円 = 14,000.00$
 合計 16,000.00 (a)
 従量電力料金は電力の一ヶ月使用量が
 $450kw \times 16円/時 \times 25H = 180,000.00kwh$ であるから
 $180kwh \times 0.30.000円 = 54,000円$ である (b)

基本料金は操業度に関係なき不変費であり従量電力料金は二〇%が操業度に関係なき不変費であり八〇%が操業度により変化する可変費であるから六〇%操業の場合の一ヶ月電力料合計は (a)
 $16,000.00円 + 54,000円 \times (20\% + 80\% \times 60\%) = 52,720円$
 従つて一〇貫当電力料金は
 $52,720円 + 1,175.58 \times 10貫 = 448.46円$

(8) 荷造材料費
 絹紡糸一俵当(一四、四〇〇貫)荷造材料費は次の通りである。
 種目 一俵当 単価 一俵当 備考
 紙 三枚一枚ニ・四六 (現行価格 予定値上り率
 包 三枚一枚ニ・四六 1.30 × 2倍 = 2.1360
 三枚一枚ニ・三〇 三・五〇 7.1700 × 1.8倍 = 12.60
 三三友一貫二・〇五 四・三三 10.32 × 1.8 = 18.57
 合計 一 六・〇三
 従つて一〇貫当荷造材料費は
 $68円02 \times \frac{10貫}{14.4貫} = 68円07$ である

(9) 支拂運賃
 現行絹紡糸統制額中に含まれる運賃はトラック運賃であるがトラック運賃は三倍に値上り(一九四七年三月二倍同年七月五〇%値上り)したから現行絹紡糸統制額中の支拂運賃一七円六二の三倍とする
 $17.62円 \times 3 = 52.86円$
 工場事務費
 現行絹紡糸統制額中の工場事務費は七九・六九円であるがその後の工場事務用品等の値上りを最低二・五倍とみて計算すると
 $79.69円 \times 2.5 = 199.23円$ となる

(11) 営業費
 (一) (一〇)の工場費合計の一〇%とする(現行統制額及実績においてはこの項目は二〇%である)従つて一〇貫当営業費は
 $8,119円03(別表参照) \times 0.1 = 811.50円$

(12) 減価償却費
 (a) 前記標準工場一ヶ年間の減価償却費(建設費は一九三九年)
 資産別 資費價格 耐用年数 減価償却費
 工場建物 鉄骨 三〇、三〇四・四三 六〇年 五、八四・五五
 木造 一一、〇四一・六六 三〇年 五、〇四・九八
 事務所及煉瓦造 七、三九一・五八 六〇年 一、一〇・八七
 住宅建物 木造 三〇、七三三・三〇 三〇年 九、三〇四・六六

紡績機械 六、八、六、五
 工具器具備品 六、六、一、九、五
 計 一、四、〇、三、九、八、五
 (b) 標準工場の一ヶ月減価償却費
 $54,147.56 \div 12 \text{月} = 4,512.30 \text{円}$
 (c) 絹紡糸一〇貫当減価償却費
 $4,512.30 \text{円} \div 1,175.58 \text{円} \times 10 \text{貫} = 38.39 \text{円}$

(13) 利子
 製品手持期間を三ヶ月とし製品の予想価格を一〇貫当二七、〇〇〇円とする一〇〇円につき日歩二銭の利子を支拂ふ
 $26,500 \text{円} \div 10 \times 90 \text{日} = 477.00 \text{円}$

(14) 原料代 (a)
 (六三)絹紡糸(一四〇/二瓦斯焼一〇貫当)原價計算明細表

費目	一九三四、一九三六年平均價格 (A)	現行統制額 (B)
(一) 賃料	八二・七四	一、四〇七・一三
(二) 給料	三・九三	六一・三〇
(三) 燃料	一〇・八一	三一七・三一
(四) 薬品	五・七二	五二・六一
(五) 工場消耗品	六・二二	一〇八・〇五

(15) 屑益
 現行統制額決定の際の屑益は原料代の九・〇三二%であるから改訂價格の屑益は
 $20,029.78 \text{円} \times 0.03032 = 1,809.09 \text{円}$

改訂價格 (C)	値上り率 C/B	C/A
五、三九二・九八	三・八四%	六五・一八
二五二・二三	四・一一	六四・一八
八七一・八五	二・七四	八〇・六五
三五一・六一	六・六八	六一・四七
三七八・一八	三・五〇	六〇・九九

二四八

原料別	標準生産者價	販賣價格	換算率	割合	金額
キビツ	五〇・八、一五・〇八、七八・八八	一七、五七・七	七%	一三、三八・四	三、〇七・〇九
ビノス	三〇、三六・〇〇、四六・〇六、六	一五、三三・〇六	三〇%	一、六六・〇三	一、六六・〇三
揚り蒭	三三、四〇・〇〇、三六・七・五	一六、七〇・三	一〇%	一、七〇・五七	一、七〇・五七

(b) 絹紡糸一〇貫当原料代
 紡績及瓦斯焼の歩留が八五・二% (紡績歩留九一・三% × 瓦斯焼歩留九三・三%) であるから一〇貫当原料代は
 $17,065.37 \text{円} \div 85.2\% = 20,029.78 \text{円}$

(六) 機械建物修繕費	二・三六	二八・二五	一〇三・五六	三・六七	四三・八八
(七) 電力費	一・三四	一〇六・二〇	四四八・四六	四・二二	三九・五五
(八) 荷造材料費	一・四三	一八・四一	六八・〇七	三・六九	四七・六〇
(九) 支拂運賃	八・五	一七・六二	五二・八六	三・〇〇	六二・一八
(一〇) 工場事務費	二・五六	七九・六五	一九九・二三	二・五〇	七七・八二
(一一) 工場費	二・七・九六	二、一九六・五三	八、一一九・〇三	三・六九	五六・四九
(一二) 営業費	一・八・三四	四三九・三〇	八一・九〇	一・八五	四四・二七
(一三) 減価償却費	一・一〇・五	六〇・〇〇	三八・三九	〇・六四	三・四七
(一四) 利潤	八・九〇	七五・六二	四七七・〇〇	六・三一	五三・六〇
(一五) 小計	二・三〇	二〇七・一〇	一、三二七・二九	一・七六	三二・七〇
(一六) 原料代	四〇・五九	七八二・〇二	一、三二七・二九	一・七六	三二・七〇
(一七) 原益	一七九・三六	一、〇五三・二二	二、〇〇二・九八	一九・一〇	一一・六七
(一八) 屑益	一六・一九	九五・一三	一、八〇九・〇九	一九・一〇	一一・六七
(一九) 製品價格	三三三・七二	三、九三六・六四	二七、六六七・〇一	七・〇三	八三・四〇
(二〇) 現行統制額	一六時間	六〇%操業			
(二一) 改訂價格	一六時間	六〇%操業			

(六四) 綿糸紡績加工賃

一、一九四七年六月に於ける一七工場の実績を基準として、今回の値上りを予想し、且將來の操業度を想定して綿糸紡績加工賃を作成した。

二、操業度
 操業度は次により五〇%とした。六月の操業度は七〇%であ

る。六月末現在に於ける原綿在庫は一〇五、五一九、五〇〇封度にしてこれを綿糸に換算すれば
 $105,519,500 \times 84.5\% (\text{歩留}) = 89,163,977 \text{封度}$
 である。

目下のところ棉花の早急なる輸入が予期せられず、仮りにこの時期を十一月初めとし、それまで前記在庫棉花をすべて消費するものとすれば操業率は次のように五〇%となる七/一〇月平均綿

二四九

16月(220)
191 製本部

糸生産量

89,163,977 + 4 = 22,290,994 寸度

八月末の鍾数は二、九四二、六五一鍾であるから

$$0.626 \times 2,942,651 \times 25 \times 97\% (\text{生産率}) = 49.4\%$$

若し十月末までに綿花が入らないとすれば当然紡績業者は操業を順次低下して、あくまでも食ひ延ばしをする筈である。

五〇%以下に操業度が低下すれば製造原價に及ぼす値上りは相当なもので、物價の観点から見れば五〇%が最低であり、これ以上の値上りを消費者に負担せしめることは考うべきことであり、日本政府としては関係方面に綿花の早急なる輸入を懇請することに全力をつくし、もつて操業度を少くとも五〇%に止めたいと考へてゐるのである。

三、労務費

賃銀は今回決定の業種別標準賃銀として紡績業に認められた月一、二二二円によつた。

其の他福利費、慰安費等厚生費として月一人当り二〇〇円を計上した。

現在紡績工場の労務者は殆んど女工が占め寄宿舎制度であるがこれは漸次廃止される。

従つて実績によつて決定された前記紡績業標準賃銀は、右厚生費の部分で調整する必要がある。

紡績工場

四、一相当りの人数

二五〇

一月から六月までの暫定價格については一七・八人を認めたとあるが、四月から新規小学校卒業生が多数入社したが爲に六月の一七工場の実績によれば二一・五人となつてゐる。

労働基準法の実施に伴い、従来より女工の生理休暇を要求しなかつたが、最近になつて殆んど例外なく休むのでこの点も二・五人に含まれてゐる。

操業度の五〇%に低下することにより当然に要する絶対数が減少するのではあるが綿花が輸入されれば直ちに操業を回復する態勢を考慮して自然減を五%として一相当り人数を二八・六人とした。

$$21.5 \times \frac{7}{5} \times 95 = 287人$$

五、電力料は一相当二四〇キロを使用するものとして今回の値上りを算入し五〇%に低下する率を乗じて計算した。

六、修繕費は六月の実績を基礎とし、その内容及今後の倍率を次のように予定した。

労務費	四三%	一、〇倍
鉄材料	四三%	二、三倍
木材料	一四%	一、七倍

この平均倍率が一、六五七となるを以つて実績に乘じ、五〇%に対する率を乗じて計算した。

七、工場消耗品費は標準計算のものを使用し

油類	二・三四倍
トラベラー	二・三〇〃
ベールト	二・五〃
ロープ、テープ類	三・〇〃
木管類	一・七〃
ローラー用品	二・五〃
ケソン	三・〇〃
針布	二・三〃

右の内針布及木管を除き在庫品を二五%として計算し五〇%に對する率を乘じた。

八、荷造材料費は標準計算のものを使用し

薬品	二・〇倍
紙類	三・〇〃
竹棒	二・〇〃

賣糸割合は実績によれば七〇%なるを以て前回の六〇%を改正して七〇%を荷造包装するものとして計算した。

九、募集費は六月の実績を基礎とし

五〇%を固定的経費	一・五倍
其の他を旅費、交通費	三・五〃

今後の操業短縮を予想し消極的募集をなすこととなるを以つて旅費、交通費の部分は当然減少すべきを以つてそれを三分の一と査定し操業度の比即ち75を乘じて計算した。

一〇、運搬費

六月の実績を基礎として今回のトラックの運送費五〇%上りを採用し五〇%増しとし五〇%に対する率を乗じて計算した。

一一、租税課金、火災保険料及通信費は六月の実績をそのまま採用し、五〇%に対する率を乗じて計算した。

一二、旅費、交通費は六月の実績を基礎とし今回の鉄道運賃の値上り三・五倍を採用し、五〇%に対する率を乗じて計算した。

一三、石炭代

六月の実績は	六・四一
一―三月	一九・〇八

これは季節的の変化による変動であるが故にこの平均額に今回の値上り率を三倍として計算し、五〇%に対する率を乗じて計算した。

一四、消耗器具品費は六月の実績を基礎として値上り率を二・五倍とし在庫品を五〇%として計算し五〇%に対する率を乘じて計算した。

一五、事務用消耗品費

六月の実績を基礎とし紙類の値上りを三倍とし在庫品を五〇%として計算し五〇%に対する率を乘じて計算した。

一六、雑費

六月の実績をその六四%に査定した。

一七、営業費

二五一

操業度七〇%の場合の営業費を工場原價の一三・五%とし、操業度一〇%低下する毎に四%の減少を來すものと査定して決定した。結局工場原價の二二・七五%に相当する。

一八、利 子

工場原價及營業費はこれを借入金によるものとし三ヶ月分日歩一銭九厘を計上した。

$$3,281.77\text{円} \times \frac{1.9 \times 90}{100} = 56.12$$

一九、償 却

七〇%の場合・八・七五円であるから操業度五〇%の場合の通りである。

$$8.75\text{円} \times \frac{7}{5} = 12.25\text{円}$$

二〇、原綿受入費

看買立会料

一三三・八〇

配積配崩費

七・九〇

倉出混綿場入費

一・五〇

計

一三三・二〇

前回は一五・〇〇円を認めたが内容を更に検討の上右の通りに計上した。

二一、復元費

紡績工場の復元につきは司令部より六億円の借入許可せられ、其の借入内容は次の通りである。

項目	六月末現在
大日本	六一、〇五二、三四五円
東洋	一一五、五一七、四六五
大建	五八、六八二、二八四
大和	六五、六一三、七七四
大島	八二、八六七、四一九
大島	三七、三七九、九八二
倉淵	一〇四、五六六、五二一
鐘淵	一一、九三六、三五二
富士	二二、〇七〇、四五九
日東	二九、三三三、四八九
日清	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇

其の内容は次の通りである。

項目	修理費	一九四七年	総額
据付設備	三五・五	二、〇〇五	五、二四〇、〇〇〇
格納設備	四一・五	六、〇〇〇	二九、四九六、〇〇〇
戦災設備	三三・七	三、八〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	一一〇・七	一、一〇五	一、一〇五、〇〇〇

(イ) 復元償却は前回申請案と同様であるから年間生産高をすれば一ヶ年の償却高は次の通りである。
 $73.32 \times 2,835,000 \times 50\% + 48,383.2 \times 25 \times 12 = 644,248$ 圓
 据付 五年 一〇、三五四、〇〇円
 格納 一〇年 元、九四〇、六六円 五、六六、六五円
 戦災 二〇年 三、四八五、八七円

故に一梱の償却費は次の通り八、一七四円である。

$$52,661,653\text{円} + 644,248 = 81,741\text{円}$$

(ロ) 同利子は日歩一銭九厘とすれば次の通り六四・五九円となる。

$$600,000\text{千円} \times 6.9\% + 644,248 = 64,591\text{円}$$

二二、操業度変化による相当費目別増加比は次のものを採用した。

操業度変化による相当費目別増加比(七〇%基準)

費目	七〇%	五〇%	四〇%
目一操業度	七〇%	五〇%	四〇%
修繕費	一、〇〇〇	一、一四七	一、四三三

綿糸紡績加工賃表

費目	一九九九年價格		暫定申請額		新体系改訂案	
	A	B	A	B	A	B
労務費	一六・〇三	九二二・四八	一、六一五・三三	五七・五	一〇〇・七	一・七
買入電力費	四・七八	六二・一六	九六・九六	一三・〇	二〇・二	一・五
修繕費	三・二六	一〇九・二六	二九六・一〇	三三・五	九〇・八	二・七
工場消耗品費	七・二六	一五五・五七	四三六・四二	二一・四	六〇・一	二・八
荷造材料費	二・〇三	七六・五五	一七八・四四	三七・七	八七・九	二・三
運般費	四・八	一三・八六	三七・二九	二八・八	七七・六	二・六
募集費	七・一	二七・四三	六三・八八	三八・六	八九・九	二・三
租税課金	一・六	四・二八	五・八六	二六・七	三六・六	一・三
火災保険料	八・〇	七・四一	一〇・六八	九・二	一三・三	一・四
旅費交通費	三・七	八・四二	二八・五四	二二・七	七七・一	三・三
石炭代	四・七	一九・〇八	四五・四三	四〇・五	九六・六	二・三
消耗工具備品費	六・三	六・六三	四一・二二	一〇・五	六五・四	六・三

通 信 費	一〇	一・二〇
事務用消耗品費	三〇	九・六三
雑 費	二五	一〇・三一
計	三七・六三	一、四三四・二七
營 業 費	五〇〇	一九三・四七
再 計	四二・六三	一、六二七・七四
利 子	一・五五	二六・八六
償 却	一五・二四	八・七五
原 受 入	・	一五・〇〇
復 元 償 却	・	八六・四五
復 元 利 子	・	二七・五八
利 潤	一六・八〇	・
總 計	七六・二二	一、七九二・三八

四・七九	一二・〇	四七・九	三・九
二八・六二	三二・一	九五・四	二・九
二一・三〇	四一・二	八三・八	二・〇
二、九一〇・八六	三八・一	八一・六	二・〇
三七〇・九一	三八・六	七四・二	一・九
三、二八一・七七	三八・一	八〇・七	二・〇
五六・一二	一七・三	三六・二	二・〇
一一・二五	〇・五七	〇・八	一・四
三三・二〇	・	・	一・一
一四五・四一	・	・	一・六
六四・五九	・	・	二・三
三、五九三・三四	一三・五	四七・一	二・〇

(六五) 絹織物價格改訂について

- 一、基準品種 羽二重四号 一〇匁付 二七時×二五碼 練 晒 品
- 二、基準工場 織機台数 三九台 所用人員 三九・八三七人 (男三、五六〇人 女三、二七七人) 操業時間 一日 八時間 一ヶ月二五日操業 月 産 六一六反

一ヶ月間原糸所要量 144×144 (總糸) 67×670 (練糸) 76×474

三、操業度 本年度割当糸量 九、一四〇・〇〇〇 lbs 生糸(玉糸その他を含む) 五、〇〇〇・〇〇〇 人絹糸 一四、一四〇・〇〇〇 計

廣巾織機(二八吋以上)一台一年消費糸量 (羽二重四号換算) 四、一〇 lbs

力織機稼働台数(商工省令第五五号に依る昭和二年一月一P 力織機稼働台数) 1429.90×31.277 人 = 44,722.981 人となる。

現在設備調査による)

据付台数	不動台数	廣巾換算数	稼働台数
廣巾織機 101,606台	15,535台	86,067台	
小巾 "	41,269	4,047	37,222台 × 0.8
計			29,777台
美動台数	14,240,000lbs + 420lbs = 33,900台		115,844台

換業度 $33,900 \text{人} + 115,844 = 29\%$

これを原價計算には三〇%とした。

四、原價計算基準(上記の二の基準工場の一〇〇%操業に於ける計算)

- a 男工賃金 今回政府の決定せる暫定業種別平均賃金一、三三四円による。これに福利厚生費一人一ヶ月一九五・九〇円(健康保険料及び厚生年金の事業主負担額は一人平均月額四五・九〇円厚生費として一人平均月額一五〇円)を加算すれば男工一人賃金及福利厚生費月額は一、四二九・九〇円となる。よつて一ヶ月男工賃金及福利厚生費合計は $1,429.90 \times 3.56 \text{人} = 5,090.44 \text{円}$ となる。
- b 女工賃金 今回政府の決定せる暫定業種別平均賃金一、三三四円に福利厚生費女工一人一ヶ月平均一九五・九〇円(健康保険料及厚生年金の事業主負担額は一人平均月額四五・九〇円、厚生費として

一人平均月額一五〇円)を加算すれば女工一人賃金及福利厚生費月額は一、四二九・九〇円となる。よつて一ヶ月女工賃金及福利厚生費合計は $1,429.90 \times 31.277 \text{人} = 44,722.981 \text{円}$ となる。

c 給 料

今回政府の決定せる暫定業種別平均賃金一、三三四円に福利厚生費職員一人一ヶ月平均一九五・九〇円(a及びbと同様)を加算すれば、職員一人給料及福利厚生費月額は一、四二九・九〇円となる。よつて一ヶ月職員給料及福利厚生費合計は $1,429.90 \text{円} \times 5.0 = 7,149.50 \text{円}$ となる。

d 消耗品費

消耗品の重なるものはピッカー、ステッキ、木管、ベルト、マシン油、電球、繰糸小枠、繰洗、箆、シャットル、機草等である。これ等消耗品は新物價体系により平均三・五倍の値上りとなるから現行絹織物統制額(一九四六年三月三十一日決定、以下同じ)を一〇〇%操業に換算(反糸四・四三三)の九三・五倍とした。よつて消耗品費月額は $4.43 \text{円} \times 3.5 \text{倍} \times 616 \text{反} = 9,551.081 \text{円}$ となる。

e 機械修繕費

機械修繕費中実績により材料費二五%、人件費七五%に分け、材料費(鉄、酸素、ハンダ)の中主なる鉄材の値上率二・三倍(一九四六年三月以降の値上り)を材料費の値上り率とし人件費の値上り率は工員賃金値上り率三・八倍とした。機械修繕費の値上り率は $25\% \times 2.31\text{倍} + 75\% \times 3.81\text{倍} = 3.41\text{倍}$ よつて現行絹織物統制額中の機械修繕費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当り一・五二四)これを二・四倍とした。よつて機械修繕費月額は $1.52\text{円} \times 3.41\text{倍} \times 616\text{反} = 3,183.49\text{円}$ となる。

f 建物修繕費
建物修繕費中実績により修繕材料費五〇%、人件費五〇%に分け、材料費(木材、釘、セメント、硝子、トタン、瓦等)の中木材が大部分であるから木材の仕上率三・五倍(木材の統制額は一九四六年三月以降一九四七年三月に二・一倍、一九四七年七月一・七倍に改訂されてゐる)を木材の値上り率とする。人件費の値上り率は工員賃金値上り率三・八倍による。よつて建物修繕費の値上り率は $50\% \times 3.51\text{倍} + 50\% \times 3.81\text{倍} = 3.65\text{倍}$

よつて現行絹織物統制額の建物修繕費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当り一・二二四)これを三・六五倍とした。よつて建物修繕費月額は $1.21\text{円} \times 3.65\text{倍} \times 616\text{反} = 2,720.56\text{円}$ となる。

g 糊材料費

(1) 糊代

原糸一貫匁に対し糊量は一二〇匁必要である。糊の混合割合及其費用は次の通りである。

糊材料	割合	単價(×当り)	金額
ふのり	六〇匁	(運賃を含む)	二七・〇〇円
澱粉	一八匁		一・一七円
白蠟	三〇匁		二二・五〇円
ゼラチン	一二匁		六・六〇円
計	一二〇匁		五七・二七円

(2) 糊煮費
上記糊一二〇匁を煮るに要する薪は〇・四六把である。従つて薪一把一七・〇五円であるから原糸一貫匁当り糊煮費は $17.05\text{円} \times 0.46\text{把} = 7.16\text{円}$

(3) 乾燥費
年間を通じ原糸一貫匁に対し乾燥用木炭の所要量は〇・二七俵である。木炭代は一俵九一・〇〇円であるから原糸一貫匁の乾燥費は $91.00\text{円} \times 0.27 = 24.27\text{円}$ となる。

よつて原糸一貫匁に対する糊材料費即ち糊代、糊費及び乾燥費合計は

(1) 糊代 (2) 糊煮費 (3) 乾燥費
 $57.27\text{円} + 7.16 + 24.27 = 88.70\text{円}$
 一ヶ月所要糸量は六七貫七六〇匁(上記二参照)であるから

糊材料費月額は $88.70\text{円} \times 67.760\text{貫} = 6,010.31\text{円}$ である。

h 暖房費
現行絹織物統制額中の暖房費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当り〇・九三三)それに木炭の値上り率四・三倍(一九四六年三月以降一九四六年一〇月一・八倍、一九四七年三月一・二倍、一九四七年二・一倍に改訂されてゐる)を乗じて算出した。よつて暖房費月額は $0.93\text{円} \times 4.31\text{倍} \times 616\text{反} = 2,463.38\text{円}$ となる。

i 電力費
この標準工場の一〇〇%操業に於ける馬力数及電燈数は次の通りである。

馬力数	八・〇五馬力	電燈数	一一七燈
電力従量料金	一キロワット		〇・三三三円
電燈	"		〇・九〇円
電力基本料金	一馬力当り		二九・八四円
電燈	一燈当り		一・三〇円

所要電力料金は $(8\text{馬力} \times 29.84\text{円}) \times (8.05\text{馬力} \times 8 \times 25\text{日} \times 0.746\text{キロワット} \times 0.33\text{円}) = 562.07\text{円}$

電燈燭光は平均四〇ワット、点燈時間は年間平均一日二時間であるから所要電料金は

(117匁 \times 1.30円) + (117匁 \times 40ワット \times 24時間 \times 25日 \times 0.90円) = 362.70円
 よつて電力費合計は $635.07\text{円} + 362.70\text{円} = 997.77\text{円}$ である。

j 保険料
保険金額は機械建設費二〇、六〇五・五〇円、建物建設費二四、八七〇・〇〇円
 一九三九年の三〇倍及原糸一ヶ月分の五九六、八四二・四〇円(後記参照)の三ヶ月分とする。保険料率は $\frac{12}{1000}$ である。よつて保険料月額は

(1) 機械、建物保険料...
 $\left\{ (20,605.50\text{円} \times 30\text{倍}) + (24,870.00\text{円} \times 30\text{倍}) \right\} \times \frac{12}{1000} + 12 = 1,364.27\text{円}$

(2) 原糸保険料...
 $(596,842.40\text{円} \times 3\text{倍}) \times \frac{12}{1000} + 12 = 1,790.53\text{円}$

k 運搬費
現行絹織物統制額中の運搬費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当り〇・三五五)これを二・四倍(トラック運搬費の値上率三倍(トラック運搬統制額は一九四六年三月以降一九四七年三月二倍、一九四七年七月一五倍に改訂されてゐる)を乗じて算出した。よつて運搬費月額は

0.35円 × 3倍 × 616反 = 646.80円

1 租税(地租家屋税及びその附加税)
現行絹織物統制額中の租税を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇・一四円)これに租税の改訂率三倍(一九四七年四月改訂)を乗じ算出した。よつて租税月額額は
0.14円 × 3倍 × 616反 = 258.72円 となる。

m 募集費

現行絹織物統制額中の募集費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇・三八円)これを三・五倍(一九四六年三月以降の旅客運賃の値上りによる)とした。
よつて募集費月額額は
0.38円 × 3.5倍 × 616反 = 819.28円 となる。

n 諸手数料

検査手数料は商工省輸出絹織物検査手数料一反につき二・五〇円、糸割当手数料は原糸一貫匁当七・二〇円である。よつて諸手数料月額額は
糸割当手数料 7.20円 × 144,144貫 = 1,037.84円
検査手数料 2.50円 × 616反 = 1,540.00円
計 2,577.84円

o 工場事務費

工場事務費は工場内における旅費、通信費、各種工場内帳簿傳票、事務用品、電話料その他雑費である。

現行絹織物統制額中の工場事務費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇・八一円)之を二・五倍(事務用品の値上り率)とした。
よつて工場事務費月額額は 0.81円 × 2.5倍 × 616反 = 1,247.40円 である。

p 同上危険費

従業の検査実績の結果一・五%の不合格品が出るから一ヶ月の不合格反数は 616反 × 0.015 = 9.24反
一反の価格を一、七〇〇円とすれば不合格品は一〇%の値下げをされるから一反当損失は一七〇・〇〇円である。
依つて一ヶ月の損失は 170.00円 × 9.24反 = 1,570.80円 となる。

q 一般管理販賣費

aからpまでの工場費合計九二、一六五・一五円(現行と同率)とした。
よつて一般管理販賣費の月額額は四%
92,165.15円 × 0.04 = 3,686.61円

r 償却費

工場建坪二四一坪、建物建設費坪当り一〇三・二〇円、建物建設費二四、八七〇・〇〇円、機械台数三九台、機械建設費一台当り五二八・三五円、機械建設費二〇、六〇五・五〇円(機械附屬設備)

一七、一三〇・五〇円
三、四七五・〇〇円

建設費	償却年数	償却費	
機械	一七、一三〇・五	〇・九 / 三	七、七〇・七
附屬設備	三、四七五・〇	〇・九 / 八	三九〇・四
建物	二四、八七〇・〇	〇・九 / 三〇	一、二九・五
計	年額	三、三六〇・六	一九〇・八

s 利子
原糸代、総工費及び精練費との合計金額(原糸代五九六、八四二・四〇円、工費九六、〇四一・八四円、精練費二六、九三二・五二円、合計七一八、八一五・七六円)につき日歩一・九銭四ヶ月計算とした。
よつて利子月額額は

羽二重四号(27m × 25yd)原價計算

区	分	月	額	反
男工	賃金	五、〇九〇・四四		
女工	賃金	四四、七二二・九八		
職員	給料	七、一四九・五〇		
消費	品費	九、五五一・〇八		
機械	修繕費	三、一八三・四九		
建物	修繕費	二、七二〇・五六		

719,815.76円 × 1.9銭 × 120日 = 16,411.80円 となる。

t 精練費

精練費は改訂④一反四三・七三円である。
依つて精練費月額額は
43.73円 × 616反 = 26,931.52円

u 原糸代

生糸白十四中D格(一〇〇斤)六四、一三五円(改訂④)販賣口銭一、六〇〇円、復元費三九五・〇〇円、運賃二二〇・〇〇円、合計一〇〇斤当二、一一五円

依つて消費者価格は六六、二五〇円となり一〇貫当に換算すれば四一、四〇六円となる一ヶ月生糸消費量は一四四・一四四貫であるから一ヶ月消費生糸代は
41,406円 / 10貫 × 144・144貫 = 596,842.60円 となる。

当	り	三〇%換算係数	三〇%反当り
八・二六		一、三五〇	一一・一五
七二・六〇		一、〇五九	七六・八八
一一・六一		二、一九〇	二五・四三
一五・五〇		一、一三三	一九・一一
五・一七		一、一三三	六・三七
四・四二		二、八六六	一二・六七

羽二重四号價格比較表

区 分	一九三四年 平均價格(A)		一九四六年 價格(B)		申請價格(C)		C/B 倍	C/A 率
	一九三四年	一九三六年	一九四六年	申請價格	一九三四年	一九三六年		
男工賃	一八三	一八三	二九一	一一一・五	三・八三	六〇・九三		
女工賃	一〇七	一〇七	一七・八〇	七六・八八	四・三二	七一・八五		
職員給料	四八二	四八二	八・二五	二五・四三	三・〇八	五二・七五		
消耗品	三〇七	三〇七	四・八七	一九・一一	三・九二	六二・二四		
機械修繕費	二九五	二九五	四・〇八	一九・〇四	四・六六	六四・五四		
糊房費	一八〇	一八〇	二・六〇	九・七六	三・七五	五四・二二		
電氣費	〇九三	〇九三	一・〇九	四・九三	四・五二	五三・〇一		
保險費	〇五三	〇五三	・五一	二・〇〇	三・九二	三七・七四		
運搬費	〇二一	〇二一	・三六	一・〇二	七・五六	一〇四・九〇		
租稅費	〇一六	〇一六	・二五	一・〇五	三・〇〇	五〇・〇〇		
募集費	〇三〇	〇三〇	・四〇	一・二〇	四・八〇	七五・〇〇		
諸手集料	〇五〇	〇五〇	・二二	一・四一	三・五二	七〇・〇〇		
工場事務費	一一九	一一九	一・四六	五・七九	一・八九	八三・八〇		
不上場危險費	三・〇〇七	三・〇〇七	四九・四一	一九四・七七	二・〇二	六四・六五		
工場管理費	三六七	三六七	四・八四	一三・七二	三・九四	六四・七七		
一般管理費	二四〇	二四〇	・八六	一・〇三	二・八三	三七・三八		
償却費	二八六	二八六	六・九七	二七・八六	四・〇〇	四二・二九		
利潤	二〇〇	二〇〇	二・六四	二七・八六	二・六四	九七・四一		

項目	一九三四年 平均價格(A)		一九四六年 價格(B)		申請價格(C)		C/B 倍	C/A 率
	一九三四年	一九三六年	一九四六年	申請價格	一九三四年	一九三六年		
糊房料	六、〇一〇・三一	六、〇一〇・三一	九・七六	一〇〇・〇〇	一、〇〇〇	九・七六		
電氣費	二、四六三・三八	二、四六三・三八	四・〇〇	一、二三三	一、二三三	四・九三		
保險料	九、九七七・七七	九、九七七・七七	一・六一	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇		
運搬費	一、三二四・二七	一、三二四・二七	二・二一	二・九一	三、三三三	七・三七		
租稅費	一、七九〇・五三	一、七九〇・五三	二・九一	一・〇五	一、〇〇〇	二・九一		
募集費	六、四六・八〇	六、四六・八〇	一・〇五	一、〇〇	一、〇〇〇	一・〇五		
諸手集料	二、五八・七二	二、五八・七二	〇・四二	一、〇五	二、八六六	一・二〇		
工場事務費	八、九二・二八	八、九二・二八	一・三三	一、〇五	一、〇五八	一・四一		
不上場危險費	二、五七七・八四	二、五七七・八四	四・一九	二、〇二	一、〇〇〇	四・一九		
一般管理費	一、五七〇・八〇	一、五七〇・八〇	二・五五	二、〇二	二、八六六	二・五五		
償却費	九、二一六・五五	九、二一六・五五	一四九・六二	五・九八	二、二九五	一九四・七七		
利息費	三、六八六・六一	三、六八六・六一	〇・三一	二・六四	三、三三三	一・〇三		
工練費	一六、四一・八〇	一六、四一・八〇	二六・六四	一八二・五五	二、二九五	二七・八六		
精練費	一、二二・四五三・六四	一、二二・四五三・六四	一八二・五五	四三・七二	二、二九五	二七・八六		
原料費	二六、九三一・五二	二六、九三一・五二	四三・七二	九六八・九〇	三、三三三	二七・八六		
總計	五九六、八四二・六〇	五九六、八四二・六〇	九六八・九〇	一、一九五・一七	一、二五〇・〇〇	九六八・九〇		
綜合費	七三六、二二七・七六	七三六、二二七・七六	一、一九五・一七	四七八・〇七	一、二五〇・〇〇	一、二五〇・〇〇		
生產者價格	二、九四、四九一・二二	二、九四、四九一・二二	四七八・〇七	一、六七三・二四	一、二五〇・〇〇	一、六七三・二四		

二六〇

工場	四、一〇〇	六四・七二	一三七・三八	三・六七	五七・九〇
精練	三〇〇	八・七五	四三・七二	五・〇〇	一四五・七三
原糸	八、七五〇	二〇九・一五	九六八・九〇	四・六三	一一〇・七三
總合	一三、一五〇	二八二・六二	一、二五〇・〇〇	四・四二	九五・〇六
生産者	一、一八四	一一三・〇三	五〇〇・〇〇	四・四二	四二二・三〇
生産者価格	一四、三三四	三九五・六五	一、七五〇・〇〇	四・四二	一二二・〇九
一九三四年—一九三六年平均價格	一〇〇%	織物消費稅	九%		
一九四六年價格	五〇%		四〇%		
申請價格	三〇%		四〇%		

羽二重四号一九四六年價格明細表

男工	二・三三	二・三三	一・二五〇	二・九一
女工	一・七〇八	一・七〇八	一・〇四二	一・七八〇
職工	四・七一	四・七一	一・七五〇	八・二五
消耗品	四・四三	四・四三	一・一〇〇	四・八七
機械修繕	一・五二	一・五二	一・五〇〇	二・二七
建築修繕	一・二二	一・二二	一・五〇〇	一・八一
糊料	二・六〇	二・六〇	一・五〇〇	二・六〇
暖房	九三	九三	一・〇〇〇	一・〇九
電力	四六	四六	一・二六八	一・五一
保險	八五	八五	一・二〇〇	一・三六
運搬	三五	三五	一・六〇〇	一・三五
租稅	一四	一四	一・〇〇〇	二・二五

募集	三・三八	一・八〇〇	四・〇〇
諸事	二・二二	一・〇四二	二・二二
工場	八・八一	一・〇〇〇	一・四六
不備	一・二六	一・八〇〇	一・二六
工場	四一・二八	一・〇〇〇	四・八四
償還	二・八九	一・〇〇〇	八・八六
利便	四三	一・六七五	六・九七
利便	六・九七	二・〇〇〇	二・六四
工費	一・三三二	一・〇〇〇	六四・七二
合計	五二・八九	二・〇〇〇	

操作一〇〇%より三〇%に換算係数
 一〇〇%操作時の出來高を一〇〇反
 三〇% " " 三〇反

一〇〇%に於ける反当り金額をAとする

男工	A ¹ × 100	不變費	可變費(A)	可變費(B)	三〇%反当り係数
女工	A ² × 100		× (50% × 51%)	× 50% × 30%)	× 1/30 = A ¹ × 1.350
職工	A ³ × 100		× (10% × 47.5%)	× 90% × 30%)	× 1/30 = A ² × 1.059
消耗品	A ⁴ × 100		× (100% × 65.7%)	—	× 1/30 = A ³ × 2.190
機械修繕	A ⁵ × 100	× (10%)	—	+ 90% × 309%)	× 1/30 = A ⁴ × 1.233
建築修繕	A ⁶ × 100	× (10%)	—	+ 90% × 30%)	× 1/30 = A ⁵ × 1.233
糊料	A ⁷ × 100	× (80%)	—	+ 20% × 30%)	× 1/30 = A ⁶ × 2.866
燃料	A ⁸ × 100	—	× (40% × 47.5% + 60% × 30%)	× 100% × 30%)	× 1/30 = A ⁷ × 1.000

電力	A ⁹ × 100	× (10%)	+	90% × 30%	× 1/30 = A ⁹ × 1.233
運送	A ¹⁰ × 100	× (50%)	+	50% × 30%	× 1/30 = A ¹⁰ × 2.116
租税	A ¹¹ × 100	—	+	100% × 30%	× 1/30 = A ¹¹ × 1.000
組集	A ¹² × 100	× (80%)	+	20% × 30%	× 1/30 = A ¹² × 2.866
募手	A ¹³ × 100	× (20%)	+	80% × 30%	× 1/30 = A ¹³ × 1.467
諸費	A ¹⁴ × 100	—	+	90% × 30%	× 1/30 = A ¹⁴ × 1.058
雑費	A ¹⁵ × 100	—	+	100% × 30%	× 1/30 = A ¹⁵ × 1.000
一般	A ¹⁶ × 100	× (80%)	+	20% × 30%	× 1/30 = A ¹⁶ × 2.866
管理	A ¹⁷ × 100	× (30%)	+	20% × 30%	× 1/30 = A ¹⁷ × 2.295
償却	A ¹⁸ × 100	× (100%)	+	20% × 30%	× 1/30 = A ¹⁸ × 3.333

操業度の変化に依る人員運減率

操業	度	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%
職員	減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
男工	減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
女工	減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通	率	100%	99%	96%	93%	87%	84%	75%	70%	60%	50%
業	率	100%	99%	96%	93%	87%	84%	75%	70%	60%	50%

(六六) 人造絹織物価格改訂について

一、基準品種 手地三号 28.5E_T × 30.5E_T 生機生地
 二、基準工場 織機台数 一八台
 所要人員 一九・九五五
 男工 一・七七一
 女工 一五・二三五
 職員 三・〇

操業度	本年度割当糸量	生糸(玉糸その他を含む)	原糸所要量	三、三六八封度	糸系 一九五封度	絹糸 一、四七五封度
三、操業度	本年	九、二四〇、〇〇〇封度	月産	五〇八反	糸系 一九五封度	絹糸 一、四七五封度

人絹糸 五、〇〇〇、〇〇〇封度
 計 一四、二四〇、〇〇〇封度

廣巾織機(二八吋) 一台一ヶ年消費糸量(羽二重四号換算) 四二〇封度
 力織機稼動台数(商工省令第五五号による昭和二十二年一月一日現在設備調査による)

据付台数 不動台数 廣巾換算係数 稼動台数
 廣巾織機 101,600台 一五,五九台 八六,〇七台
 小巾 四,一六九 一四,〇四三 三七,三三三 × 〇・八 二九,七七七
 計 一五,八四四台
 実動台数 14,240,000封度 + 420封度 = 33,900封度
 操業度 33,900封度 ÷ 115,844封度 = 29%

四、原價計算基準(上記二の基準工場の100%操業に於ける計算)

a、男工賃金 今回政府の決定せる暫定業種別平均賃金一、二三四円による。
 これに福利厚生費一人一ヶ月一九五円九〇(健康保険料及び厚生年金の事業主負担額は一人平均月額四五円九〇厚生費として一人平均月額一五〇円)を加算すれば男工一人賃金及び福利厚生費月額は一、四二九円九〇となる。よつて一ヶ月男工賃金及び福利厚生費合計は

$1,429.90 \times 1.72 = 2,459.43$

b、女工賃金 今回政府の決定せる暫定業種別平均賃金一、二三四円に福利厚生費女工一人一ヶ月平均一九五円九〇(健康

保険料及び厚生年金の事業主負担額は一人平均月額四五円九〇厚生費として一人平均月額一五〇円)を加算すれば女工一人賃金及び福利厚生費月額は一、四二九円九〇となる。依つて一人女工賃金及び福利厚生費合計は

$1,429.90 \times 1.5235 = 2,178.453$

c、給料 今回政府の決定せる暫定業種別平均賃金一、二三四円に福利厚生費職員一人一ヶ月平均一九五円九〇(a及びbと同様)を加算すれば職員一人一ヶ月給料及び福利厚生費月額は一、四二九円九〇となる。依つて一ヶ月職員給料及び福利厚生費合計は

$1,429.90 \times 3.0 = 4,289.70$

d、消耗品費 消耗品費の主なるものはピッカー、ステッキ、木管、ベルト、マシン油、電球、繰糸小枠、綜繰管、シャットル、機草等である。

これ等消耗品は新物價体系により平均三・五倍の値上りとなるから現行人絹織物統制額(一九四六年三月三十一日決定、以下同じ)を一〇〇%操業に換算し(反当二円四八)これの三・五倍とした。依つて消耗品費月額は

$2.48 \times 3.544 \times 508 = 4,409.44$

e、機械修繕費 機械修繕費中実績により材料費二五%人件費七五%に分け、材料費(鉄、酸素、ハンド)の中主なる鉄材の値上率二・三(一九四六年三月以降の値上り)を材料費の値上率とし人件費の値上り率は工員賃金値上率三・八倍とした。

従つて機械修繕費の値上率は

$$25\% \times 2.5\text{倍} + 75\% \times 3.8\text{倍} = 3.4\text{倍となる。}$$

依つて現行人絹物統制額中の機械修繕費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇円八五)これを三・四倍した。依つて機械修繕費月額額は

$$\text{円} \text{倍} \text{反} \text{円} \text{倍} \\ 0.85 \times 3.4 \times 508 = 1,468.12$$

f、建物修繕費

建物修繕費中実績により修繕材料費五〇%人件費五〇%に分け材料費(木材、釘、セメント、硝子、トタン、瓦等)の中、主たる木材の値上率三・五倍(木材の統制額は一九四六年三月以降、一九四七年三月に二・二倍一九四七年七月一・七倍に改訂されてゐる)を材料費の値上率とし人件費の値上率は機械修繕費と同様三・八倍とした。

従つて建物修繕費の値上率は $50\% \times 3.5\text{倍} + 50\% \times 3.8\text{倍} = 3.65\text{倍}$ となる。

よつて現行人絹物統制額の建物修繕費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇円七三)これを三・六五倍した。よつて建物修繕費用月額は

$$\text{円} \text{倍} \text{反} \text{円} \text{倍} \\ 0.73 \times 3.65 \times 508 = 1,353.57$$

g、糊材料費

(1) 糊代

原糸一〇封度に対し糊量〇・八封度必要である。糊の混合割合及びその費用は次の通りである。

糊材料	割合	単價十貫当(運賃諸掛を含む)	金額
ふのり	三五匁	四、五〇〇円	一五・七五円
澱粉	二七	六五〇	一・七六
白蠟	二七	七、五〇〇	二〇・二五
ゼラチン	七	五、五〇〇	三・八五
計		九六匁(〇・八封度)	四一・六一

(1) 糊煮費

上記糊〇・八封度を煮るに要する薪は〇・四八把である。

従つて薪一把一七円〇五であるから原糸一〇封度当り糊煮費は

$$\text{円} \text{倍} \text{倍} \\ 17.05 \times 0.48 = 8.18$$

(2) 乾燥費

年間を通じ原糸一〇封度に対し乾燥用木炭の所要量は $\frac{1}{3}$ 俵である。木炭は一俵九一円〇〇であるから原糸一〇封度の乾燥費は

$$\text{円} \text{俵} \text{倍} \\ 91.00 \times \frac{1}{3} = 30.33$$

従つて原糸一〇封度に対する糊材料費即ち糊代、糊煮費及び乾燥費合計は

$$(1)\text{円} (2)\text{円} (3)\text{円} \text{倍} \\ 41.61 + 8.18 + 30.33 = 80.12$$

一ヶ月所要総糸量は一・九一五封度(上記二参照)であるから糊材料費月額は

$$\text{円} \text{封度} \text{倍} \text{円} \\ 80.12 \times 1.915/10 = 15,342.98$$

h、暖房費

現行人絹物統制額中の暖房費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇円四二)これに木炭の値上り率四・三倍(一九四六年三月以降一九四六年一〇月一・八倍、一九四七年三月一・二倍、一九四七年二・二倍に改訂されてゐる)を乗じて算出した。

依つて暖房費月額は

$$\text{円} \text{倍} \text{反} \text{円} \text{倍} \\ 0.41 \times 4.3 \times 508 = 895.60$$

i、電力費

この標準工場の一〇〇%操業に於ける馬力数及び雷燈数は次の通りである。

馬力数	四馬力	雷燈数	五四燈
電力従量料金	1 K.W.H.		〇・三三円
雷燈	〃		〇・九〇
電力基本料金	一馬力当		二九・八四
雷燈	〃		一・三〇

所要電力料金

$$\text{馬力} \text{円} \text{馬力} \text{時} \text{日} \text{KW} \text{円} \text{円} \\ (4 \times 29.84) + (4 \times 8 \times 25 \times 0.746 \times 0.33) = 316.30$$

雷燈燭光は平均四〇W占燈時間は年間平均一日二時間であるから

所要雷燈料金

依つて電力費合計は

$$\text{円} \text{円} \text{時} \text{円} \text{円} \\ (54 \times 1.30) + (54 \times 40 \times 2 \times 25 \times 0.90) = 167.40$$

$$\text{円} \text{円} \text{円} \\ 316.30 + 167.40 = 483.70$$

j、保険料

保険金額は機械建設費一・〇〇六円四五、建物建設費二一六五〇円〇〇(一九三九年)の三〇倍及び原糸一ヶ月分の一三一・一八七円四二(後記参照)の三ヶ月分とする。

保険料率は $\frac{12}{1000}$ である。

依つて保険料月額は

$$\text{円} \text{倍} \text{倍} \text{円} \text{倍} \text{倍} \\ \{ (11,006.45 \times 30) + (11,650.00 \times 30) \} \times \frac{12}{1000} \\ + 12 = 679.69$$

(1) 機械、建物、保険料

(2) 原糸保険料

$$\text{円} \text{倍} \text{倍} \text{円} \text{倍} \text{倍} \\ (259,827.45 \times 3) \times \frac{12}{1000} + 12 = 779.48$$

k、運搬費

現行人絹物統制額中の運搬費を一〇〇%操業の場合に換算し(反当〇円三五)これにトラック運搬費の値上率三倍(トラック運搬統制額は一九四六年三月以降一九四七年三月二倍、一九四七年七月一・五倍に改訂されてゐる)を乗じて算出した。

生産者	七二四九	一三八・九四	六・八四	一三二・〇五
一九三四—一九三六年平均價格	一〇〇%	織物消費稅	九%	
一九四六年價格	五〇%	保險料	三九	
申請價格	三〇%	運搬費	三五	
		租稅	〇八	
		募集費	二三	
		諸手數料	〇二	
		工場事務費	四九	
		不上り危險費	三五	
		工場費合計	二六・五三	
		一般管理販賣費	一・八六	
		償却費	二・五	
		利子費	一・〇〇	
		利潤	一・八〇	
		合計	三〇・四〇	

平地三号一九四六年價格明細表

区	男工賃金	女工賃金	職員給料	消耗品費	機械修繕費	建物修繕費	糊材料費	暖房費	電力費
分	一・九〇	九・五九	二・九三	二・四八	八・五	七・三	四・四六	四・四一	二・二七
反	一・二五〇	一〇・四二	一・七五〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・一六八	一・一〇〇
当	二・三三八	一〇・〇〇	五・一二二	二・七三	一・二八	一・一〇	四・四六	四・八	三・〇
係	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%	五〇%
数	一・二五〇	一〇・四二	一・七五〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・一六八	一・一〇〇
係	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
数	一・二五〇	一〇・四二	一・七五〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・一六八	一・一〇〇
係	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%	一〇〇%
数	一・二五〇	一〇・四二	一・七五〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・一六八	一・一〇〇

操業一〇〇%より三〇%に換算係数
 一〇〇%操業時の出來高を一〇〇反
 三〇%操業時の出來高を 三〇反
 一〇〇%に於ける反当り金額をAとする

男工	分	一〇〇%月額	不変費	可変費(A)	可変費(B)	三〇%反当り	係数
		A ₁ × 100反		× (50% × 51%)	+ 50% × 30%	× 1/30反 =	A ₁ × 1.350

女職工	職員	消耗品	機械修繕	建物修繕	糊材料	電力	保險	運搬	租稅	募集費	諸手數	雜費	一般管理
A ₂ × 100反	A ₃ × 100反	A ₄ × 100反	A ₅ × 100反	A ₆ × 100反	A ₇ × 100反	A ₈ × 100反	A ₉ × 100反	A ₁₀ × 100反	A ₁₁ × 100反	A ₁₂ × 100反	A ₁₃ × 100反	A ₁₄ × 100反	A ₁₅ × 100反
× (10% × 47.5%)	× (10%)	× (10%)	× (10%)	× (80%)	× (80%)	× (10%)	× (10%)	× (50%)	× (80%)	× (80%)	× (20%)	× (80%)	× (30%)
× (100% × 65.7%)											× (10% × 47.5%)		+ 50% × 65.7%
+ 90% × 30%	+ 90% × 30%	+ 90% × 30%	+ 20% × 30%	+ 20% × 30%	+ 20% × 30%	+ 90% × 30%	+ 90% × 30%	+ (50% × 30%)	+ 20% × 30%	+ 20% × 30%	+ 90% × 30%	+ 90% × 30%	+ 20% × 30%
× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =	× 1/30反 =
A ₂ × 1.059	A ₃ × 2.190	A ₄ × 1.233	A ₅ × 1.233	A ₆ × 2.866	A ₇ × 1.000	A ₈ × 1.233	A ₉ × 1.233	A ₁₀ × 2.166	A ₁₁ × 1.000	A ₁₂ × 2.866	A ₁₃ × 1.467	A ₁₄ × 1.058	A ₁₅ × 1.000
													A ₁₆ × 2.866
													A ₁₇ × 2.295
													A ₁₈ × 3.333

操業度の変化に依る人員通減率

操業度	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率	減率
一〇〇%	九〇%	八〇%	七〇%	六〇%	五〇%	四〇%	三〇%	二〇%	一〇%	〇%	一〇%	二〇%	三〇%
一〇〇〇	九九九	九九二	九七三	九三六	八七五	七八四	六五七	四八八	三六〇	二二九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇〇	九九〇	九六〇	九一〇	八四〇	七五〇	六四〇	五〇〇	四七五	三三三	二七三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇〇	九九〇	九三三	八七五	八〇〇	七〇八	六〇〇	四七五	三三三	二七三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(六七) 毛織物染色整理加工賃比較表

区分	一九三四—一九三六 年平均價格(A)		一九四七年 現行統制額(B)		改訂表(C)	C/B 率	C/A 率
	一九三四—一九三六	一九三六—一九三九	一九四七年	一九四七年			
(一) 賃料	〇・八九〇	〇・八九〇	一・〇六〇	五・八九六	五・八九六	六・六二倍	六・六二倍
(二) 給料	〇・一九二	〇・一九二	二・五五五	九・一〇〇	九・一〇〇	四・六六倍	六・一四倍
(三) 染料	二・三九三	二・三九三	三・八四四	二・四四八	二・四四八	九・九七	一・六〇〇
(四) 藥品	〇・二四七	〇・二四七	二・五五五	三・七八九	三・七八九	三・三五	九・九〇
(五) 機械建物修繕費	〇・四八五	〇・四八五	一・〇八〇	一・五四七	一・五四七	三・三五	七・八〇
(六) 消耗品費	〇・二〇六	〇・二〇六	四・四二〇	七・二三九	七・二三九	七・六	九・八〇
(七) 燃料費	〇・七三八	〇・七三八	九・四一八	七・二三九	七・二三九	三・三五	七・五〇
(八) 電力費	〇・一〇〇	〇・一〇〇	一・二三七	四・三三三	四・三三三	一・八	四・三三
(九) 包裝費	〇・〇六四	〇・〇六四	二・八四〇	五・一〇〇	五・一〇〇	二・五	七・九三
(一〇) 工場事務費	〇・二一五	〇・二一五	六・八三〇	一・七〇八	一・七〇八	三・五	七・九四
(一一) 製品損耗費	五・五三〇	五・五三〇	六・二五〇	二・一八八	二・一八八	八・〇	一・四〇三
(一二) 營業費	〇・九〇〇	〇・九〇〇	九・五九二	五・一一〇	五・一一〇	四・〇	五・六八
(一三) 利益	〇・四六〇	〇・四六〇	一・二八〇	二・〇四八	二・〇四八	五・八	四・四五
(一四) 減價償却費	〇・三〇〇	〇・三〇〇	二・六一〇	二・一五〇	二・一五〇	〇・八	七・一
(一五) 小計	〇・一六七〇	〇・一六七〇	〇・〇六八	一・八九七九	一・八九七九	五・二	六・〇〇
合計	七・二一〇〇	七・二一〇〇	一一・四九〇〇	七二・三三九	七二・三三九	六・三	一〇〇・四

註 申請價格 八時間 四〇% 操業
現行價格 八時間 四〇% 操業

毛織物染色整理加工賃に就て

(標準品サージ四号後染) 單位一米

(A) 標準工場規模	二台
(1) 乾燥機	一〇〇,〇〇〇米 (一〇〇%操業)
(2) 月産	(2台×2,000m(1日1台の出来高)×25日 = 100,000 m)
(3) 操業	一日八時間 二五日作業
(B) 操業度	一八時間 二五日作業
(1) 出来高	実態調査(一九四六年二月—一九四七年二月) 八工場の出来高は次の通りである。
(2) 稼働台数	一月 三三八、〇五七米 二月 三三三、〇五七米 計 九六〇、〇一四米
(3) 操業度	一月 三三三、〇五七米 二月 三三三、〇五七米 計 六六六、〇一四米
(1) 出来高	実態調査(一九四六年二月—一九四七年二月) 八工場の稼働台数は次の通りである。
(2) 稼働台数	一月 一七台 二月 一四台 計 四八台 月平均一六台
(3) 操業度	一六台の一〇〇%操業に於ける一ヶ月出来高は 16台×2,000m(1日1台の出来高)×25日 = 800,000m 操業度は 320,021m + 800, (B) 2000 (1m = 四〇%である。

(C) 所要人員

実態調査(一九四六年二月—一九四七年二月) 八工場の工員数は次の通りである。

二月 八四〇人
一月 八六八人
計 一、七〇八人 月平均八六八人

これを標準二台工場に換算すれば 857人 + 16台×25日 = 107人となる。

実態調査はスフ五〇%混紡品であるから純毛品の場合は下記(註)のやうな工程を必要とし四〇%操業の場合二八人の増員を要することとなり、総人員一三五人となる。純毛品整理に要する増員数は次の如くである。(実績に依る)

節取工程... 節取を行ふために要する人員... 八人
縮絨工程... 純毛サージは縮絨工程を要するから其の人員... 四人
洗絨工程... 再洗絨を要するから其の人員... 三人
剪毛工程... 純毛サージは剪毛工程を要するから其の人員... 五人
巻取工程... 巻取工程を繰返すために要する人員... 二人
アイロン工程... 縮絨工程を行ひ耳折の補正に要する人員... 四人
蒸絨工程... 蒸絨を充分にするため工程を繰返すから之に要する人員... 二人
水圧工程... 特に水圧仕上を要する人員... 二人

除塵 補修... 除塵補修の完全を期するために要する人員... 一〇人

合計 所要人員... 五〇人
之は一〇〇%操業の場合であるから四〇%の場合は次の通り
不変費 準不変費 可変費

100% 操業 5% 45% 50% = 100%
40% " A 45% x 67.5% = B
50% x 40% = C A + B + C + 55.4%
50人 x 55.4% = 二八人を要することとなる

(1) 賃金

(a) 一人当賃金

今回政府で発表した一人当業種別平均賃金は一ヶ月一、五八八・一〇円でありこれに法定厚生年金二四・三〇円法定健康保健料二七・〇〇円(福利費、慰安費、体育費、文化教育費、衛生費、教育費)一〇七・五一円を加算すれば一人当一ヶ月賃金は一、七四六・九二円となる。

(b) 一米当賃金

二台工場に於ける四〇%操業の出来高は 100(A)000(2)m

Table with 4 columns: 染料助剤名色, 使用%, 使用量, 単価(円当). Rows include クロームファストブルー B, クロームブロン P G, クロームブラック A.

単価(円当) 金額
624.40 x 5 = 3,212.00 五九、九九六・九四〇
248.22 x 5 = 1,241.10 九、四三八・五六五
111.33 x 5 = 556.65 二、八二二・二一五

x 40% = 40,000m

一米当賃金は 1,764.91円 x 135人 + 40,000m = 5,896円となる。

(2) 給料
(a) 一人当給料は(1)の(a)と同様にして一、七四六・九二円となる。

(b) 一米当給料

実態調査(一九四六年二月—一九四七年二月)入工場の職員数は次の通りである。
二月 二三七人
一月 一七六人
二月 二二九人 計 六五二八月平均二二七人

これを標準工場に換算すれば217人 + 16台 x 2台 = 27人となる
一米当給料は 27人 x 1,746円91 + 40,000m = 1,179円をカットされ、九一とする。

(3) 染料費

染料費に就ては現状の輸出見本に於ける濃色、中色の比率を濃色を六〇%中色を四〇%とし計算すると次の通りである。

単価(円当) 金額
624.40 x 5 = 3,212.00 五九、九九六・九四〇
248.22 x 5 = 1,241.10 九、四三八・五六五
111.33 x 5 = 556.65 二、八二二・二一五

Table with 4 columns: 染料助剤名色, 使用%, 使用量, 単価(円当). Rows include 錯酸四八%, 重クローム酸ソーダ, 芒硝, モノゲン.

単価(円当) 金額
6.70 x 5 = 33.50 六九、二五七・七二〇
19.15 x 3 = 57.45 八一五・二六〇
2.81 x 3.2 = 8.99 六九九・〇五〇
43.50 x 3 = 130.50 五四六・九五〇
7.93 x 9.6 = 76.21 七九三・九六〇
二、八五五・二二〇
七二、一一二・九四〇

Table with 4 columns: 染料助剤名色, 使用%, 使用量, 単価(円当). Rows include アンストラセンフルーSUGG, アンストラセンブロンSW, クロームブリンF, 小計, 醋酸四八%, 重クローム酸ソーダ, 芒硝, モノゲン, 小計.

染料及助剤の使用割合は(a)(b)四〇%であるから

72,112.94円 x 60% = 43,267.76円
18,481.21円 x 40% = 7,392.48円 計 50,660.24

一米当染料費は 50,660.24 + 1,000m = 50,661円であるがカットされて三八、二八八

薬品名	使用%	使用量	単価(元当)	金額
石 灰	七〇八	三五、九〇〇	13.40 × 4 = 53.60	1,924.24
ソ ン	三・四七	一七、六〇〇	改訂 6.59	1,154.66
ア ン	二・一六	一三、二〇〇	改訂予定価格 28.00	3,696.00
種 油	1	二立	18 × 43.50 × 2.43 = 348.50	3,872.11
合 計	1	1	1	12,448.01

一、〇〇〇米当

(4) 薬品費

機械建物修繕費

現行統制額(一九四六年三月)に含まれる機械建物修繕費は一、〇八〇円であり2のうち〇・五四円(1/2)は材料費で〇・五四円(1/2)は支拂人件費であるから、今回の新物價体系により値上りをそれぞれ加算すると次の様になる。

材料費 〇・五四円
 人件費 0.54円 × 4.6倍(工費比較表(1)参照) = 2.484円
 一米当修繕費は(a)+(b)+(c) = 3.789円となる。

(5) 燃料費

染色整理用消耗品は三・五倍の値上りを予定せられてゐるから現行統制額(一九四六年三月)に含まれる消耗品費〇、四四二円の三・五倍とする。
 〇、四四二円 × 3.5 = 1,547円
 (註) 消耗品…ミシン針、ゴム手袋、ゴム長靴、ピンセット、ハサミ、ナイフ、ベルト、潤滑油、縫糸、ミシン糸、針布、ランピング、クロス等

(6) 電力費

二台工場に於ける契約電力量は二一七キロワットである。基本料金
 50KW迄…50KW × 40.00円 = 2,000円
 50KW以上…(217KW - 50KW) × 35.00円 = 5,845円
 500KW迄…(a) + (d) = 7,845円
 一、〇〇〇米当電力所要量は一、五二〇キロワット(実績)であるから二台工場の一ヶ月使用電力量は次の通りである。
 1,520KWH × 40,000m (40%操業出来高) = 60,800KWH
 60,800KWH × 0.30円(KWHの統制額) = 18,240円(従量電力量料金)…(d)

(7) 燃料費

使用燃料は石炭(五、五〇〇カロリー)であり、サージー、〇〇〇米に要する石炭量は三、九八一担(実績による)であるから、一、〇〇〇米当石炭の金額は次の様になる。
 燃料名 使用量 単価(元当) 引取運賃 金額
 石 炭 三、九八一 一、三〇、五〇 一九、二一〇 五、五八、二一五
 二台工場一〇〇%操業一ヶ月石炭所要金額
 5,568,185円 × 4,000m / 1,000 × 25 = 556,815.50円
 (二台一日出来高)

(8) 工場事務費

現行統制額(一九四六年三月)に含まれる製品損耗費は、一米当〇、六二五円であるが今回の改訂毛織物價格は概ね三・五倍の値上りとなる予定であるから現行價格の三・五倍と見る。
 0.625 × 3.5 = 2,188円
 (1) 営業費
 (1)より(1)までの合計
 一、一七、五九七円の10%と177,597円 × 10% = 7,761円となる
 (2) 減価償却費
 85,375円 × 2銭 / 100 × 120日 = 2,048円となる。

(9) 包装費

現行統制額(一九四六年三月)に含まれる包装費は〇、二八四円であるが今回の改訂により包装用品(ハトロン紙、クラフト紙、紙板、テープ等)は最低一・八倍の値上りとなる予定であるから現行統制額の一・八倍する。0,284円 × 1.8倍 = 0,510円

種別	区	分	年	耐要	建設費	償却費
工場建物	鉄筋コンク	六〇年	三五、三〇〇,〇〇〇	五、六九、五〇〇		
工場建物	木	造	二〇年	三五、三〇〇,〇〇〇	二四、一八〇、六三五	

機 具 器 備	一二〃	七六、八八、四〇	五、〇二六、三三
品 附 屬 設 備	一二〃	一四、〇〇、〇〇	一〇、〇五、〇〇
合 計	一二〃	一九〇、六三、五〇	一四、三六、八五
一米当103,202.60円+12月+40,000m(40%操業出来高)=0.215円			

(六九) 足袋原價計算内容

(1) 機械設備	名稱	台數	單價(一九四五年度價格)	金額
裁斷機	掛糸通機	五	七、九九五	三九、九七五
掛糸通機	掛糸押機	四	一、六〇〇	六、四〇〇
掛糸押機	甲馳付機	四	一、六〇〇	六、四〇〇
甲馳付機	地縫機	五	一、五〇〇	八、〇〇〇
地縫機	甲縫機	七	一、六〇〇	一〇、五〇〇
甲縫機	尻止機	四	一、六〇〇	六、四〇〇
尻止機	棲縫機	二	一、六〇〇	一、九二〇
棲縫機	廻縫機	四	一、六〇〇	六、四〇〇
廻縫機	絡縫機	三	一、六〇〇	四、八〇〇
絡縫機	ATP電動機	二	一、四五〇	二、九〇〇
ATP電動機	計	五		一一八、九七五

二八〇

建 物	坪數	單價(一九四五年度價格)	金額
本工場	二〇〇	九七〇	一九四、〇〇〇
分工場	一〇〇	九七〇	九七、〇〇〇
事務所	五五	一、五六〇	八五、八〇〇
倉庫	七〇	一、九五〇	一三六、五〇〇
計	四二五		五一三、三〇〇

註 一、本工場、分工場總敷地 八〇〇坪
二、年生産量 五〇万足
三、作業日数一ヶ月二十五日 一ヶ年三〇〇日

總計	金額
工場經營費	一四五、八八二・八六
營業經費	四六、五四四・三三
給料	三三、二六〇・〇〇
賃銀	八五、五〇〇・〇〇
合計	三一、一八七・一九

(1) 賃銀

月間給與總額	男	女	合計
人員數	三名	八名	一名
一人当平均	三、六八円	九、三三円	三、三〇円
	三名	八名	一名
	三、三三円	一、二四円	一、九六円

(1) 給料内容

事務所	事務所主任	事務員	事務員	運輸倉庫係	本工場	工場主任	本工場主任	養成主任	ミシン修理係
男	一名	一名	四名	一名	一名	一名	一名	一名	一名
女	一名	一名	四名	一名	一名	一名	一名	一名	一名
一人月額	三、一六〇円	二、五〇〇円	一、六九八円	一、八四〇円	三、七五〇円	三、〇四〇円	二、二八〇円	二、七八〇円	二、七八〇円
總月額	三、一六〇円	二、五〇〇円	四、一九八円	一、八四〇円	三、七五〇円	三、〇四〇円	二、二八〇円	二、七八〇円	二、七八〇円

(2) 賃銀

男	女	合計
三名	八名	一名
六、一八円	四、三〇円	二、七六円
三名	八名	一名
一、〇八円	一、〇八円	一、三三円

(2) 賃銀内容

分工場主任	事務所主任	事務員	事務所主任	技術指導者	監督	原料検査	生地引伸トヂ	表裏裁断
男	一名	一名	九名	一名	一名	二名	二名	三名
女	一名	一名	八名	一名	一名	二名	二名	三名
一人月額	二、八二〇円	一、一五〇円	九、五〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	一、六二〇円	一、五〇〇円	二、二八〇円
總月額	二、八二〇円	二、一〇〇円	三三、二六〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円	三、二四〇円	三、〇〇〇円	六、八四〇円

二八一

縫底	裁製	断	二	二、〇〇〇	四、〇〇〇
掛糸	掛糸	縫	二	六二三	一、二四六
掛糸	掛糸	縫	三	七六〇	二、二八〇
掛糸	掛糸	縫	三	六六五	一、九九五
甲縫	甲縫	付	六	八一九	四、九一四
地縫	地縫	四ツマチ	六	八五八	四、二九〇
下共	下共	縫	五	六四〇	二、五六〇
尻	尻	止	四	一、〇七二	二、八六四
先	先	付	二	九九三	三、九七二
廻	廻	縫	四	七二九	二、一八七
カ	カ	返	三	六一六	一、二三二
地	地	返	二	六〇五	一、二一〇
甲	甲	切	二	六〇〇	六〇〇
糸	糸	程	一	一、五五〇	二、二六九
各	各	工	一	七一九	一、一五〇
種	種	絡	一	一、一五〇	一、一五〇
運	運	上	一	一、一五〇	一、一五〇
仕	仕	上	六	一、五八〇	一四、六七〇
包	包	装	二	一、一九〇	三、〇五三
雜	雜	計	二	六七三	三、四二八
合	合	計	二	一、〇一〇	八五、五〇〇

(三) 経費内訳	金額	参照
摘要		
(1) 工場経費		
電力	一、三四五・〇〇	七頁
機械補修及営繕費	二八、八三二・六〇	八頁
工場消耗品費	一八、一三〇・〇〇	九頁
消耗工具器具備品費	二七、一二九・〇〇	一〇頁
減価償却費	二、九六四・九六	一頁
不動産賃借料	一、九五〇・〇〇	〃
包	一三、三九四・〇〇	一二頁
運	一九、八四八・〇〇	一三頁
検査手数料	一、六六四・〇〇	〃
法定福利料	五、一六九・三〇	一四頁
厚生	一五、四五六・〇〇	一五頁
(2) 営業経費		
通信	二、一四三・五〇	一六頁
交通	二九、三七〇・〇〇	一七頁
事務所	三、二五一・〇三	一八頁
火災保険料	一、五六三・一〇	一九頁
支拂	三、六三一・二〇	二〇頁
租税	一、七二六・〇〇	〃
雜費	四、八五九・五〇	二一頁
合	一九二、四二七・一九	

(1) 電力費

1 電力	燈	60W 80燈 基本料 1體に付月1.30円 使用料 0.90円
	1 日 2時間	25日使用 60×80×2×25=240K
	0.9円×240=216円	…月額使用料 320円
	1.30円×80=104円	…月額基本料 320円
2 電力	熱	(甲馳付折返縫用)アイロン 500W 2台
	基本料 1台に付 月6.50円 使用料 1KW時 0.90円	
	1 日 8時間	25日使用 500×2×8×25=200K
	0.90円×200=180円	…月額使用料 193円
	6.50円×2=13円	…月額基本料 193円
3 電力	力	4HP電動機 2台 基本料 1HPに付月40円 使用料 1KWHに付0.32円
	1 日 8時間	25日使用 4×2×8×25=1,600KW
	0.32円×1,600=512円	…月額使用料 832円
	40.00円×8=320円	…月額基本料 832円
4	合	計 1,345円
(2) 機械補修及営繕費		
1 機械補修	機械 55台 月@125円	
	125円×55×2	13,750円
2 家屋の営繕	110坪 月@45.85円	
	45.85円×110×2=10,082.60円	
3 設備模様替其の他	月 2,500円×2=5,000円	
4	合	計 28,832.60円
(3) 工場消耗品費		
1 ヲ	月8貫匁 1貫匁 450円	450円×8=3,600円
	先付月138本 @9.90円	9.90円×138=1,366.20円
	其他月412本 @3.40円	3.40円×412=1,400.80円
2 針		2,767円

3	油	機械月1台0.1ガロン	55合分	月5.5ガロン	1ガロン180円×5.5=990円
4	ペルトル	丸ペルト1分5厘もの	月20尺	②13.50円	13.50円×20=270円
5	ポール紙	丸ペルト3分5厘もの	月5尺	②90.00円	90.00円×5=450円
6	木炭	月412枚	②18	18円×412=7,416円	
		12月-3月	100日(月25日×4)	1日3俵	300俵} 340俵
		その他の月	8ヶ月	1ヶ月5俵	40俵} ②80.50円
			80.50円×340+12=2,280円		
7	薪	12月-3月	100日(月25日×4)	1日2束	200束} 280束
		その他の月	8ヶ月	1ヶ月10束	80束} ②15.30円
			15.30×280+12=357円		
8		合計			18,130円

、4) 消耗工具器具備品費

1	金型	新調	表型11文半-6文	32枚	80枚(1組)2組160枚(年間所要量)
			裏型	32枚	
			底型	16枚	
			1型	②585円	585円×160÷12=7,800円
			磨き	4組(新調2組分を含む)=320枚	
			年4回磨き	延320×4=1,280枚	1型 ②150円
				150円×1,280÷12=15,999円	
2	木型	月32型	1型	②67.50円	
				67.50×32=2,160円	
3	その他の備品	月額		1,170円	
4		合計			27,129円

(6) 減価償却費

1	機械	総価格	118,975円(一)の(1)計参照	12ヶ年償却
			118,975円÷12年+12ヶ月=826.21円	

2 家屋 総価格 513,300円(一)の(2)計参照) 20ヶ年償却

513,300円÷20年+12ヶ月=2,138.75円

3 合計 2,964.96円

(6) 不動産賃借料

1 土地賃借料 敷地 800坪 月1坪 1.50円

1.50×800=1,200円

2 倉敷費 25棚(原材料) 1ヶ 30円

30円×25=750円

3 合計 1,950円

(7) 包装費

1 蕙 (250足=1枚) ②1枚25円

(包装単位 1個=250足入 50万足=2,000個)

2 繩 (10棚=1巻) ②1巻35円

2,000個÷10=200個

3 紙袋 (10足=1袋) ②1袋2円

50万足=付÷55,000枚 (損耗10%を含む)

4 紙帯 (1足=1片) ②1足分0.05円

2円×55,000÷12=9,166円

5 中縮紐 (250足=1本) ②1本0.10円

50万足=付 60万枚 (損耗20%を含む)

6 ハトコソ紙 (1棚=2枚) ②1枚2.5円

50万足=付2,200包 (損耗10%を含む)

7 荷 (1棚=2枚) ②1枚0.35円

50万足=付4,400枚 (損耗10%を含む)

8 ソレ (1足=1枚) ②1枚0.10円

50万足=付4,400枚 (損耗10%を含む)

9 文 (1足=1枚) ②1枚0.02円

55万枚 (損耗10%を含む)

0.02円×55万÷12=916円

3 緊急医薬費 " 16 円 16 円 × 96 = 1,536 円
 4 通郵便料 合計 15,456 円

(12) 通郵便料
 1 封書 月 280 通 a 1 通 1.20 円 1.20 円 × 280 = 336 円
 ハガキ 月 30 通 a 1 通 0.50 円 0.50 円 × 30 = 15 円
 封書 月 280 通の中速達便 140 通 a 1 通 4.00 円 4 円 × 140 = 560 円
 " 書留便 50 通 a 1 通 5.00 円 5 円 × 50 = 250 円
 2 月 45 通 " 1 通平均 10 円 10 円 × 45 = 450 円
 3 月 2 回 月基本料及使用料 420 円
 市外通話料 月 1 回 1 回平均 7.50 円
 7.50 円 × 15 = 112.50 円
 合計 2,143.50 円

(13) 交通費
 1 役員旅費 代表者 1 人 月の内 10 日 1 日 580 円 × 10 = 5,800 円
 常務役員 2 人 " 10 日 1 日 530 円 × 10 × 2 = 10,600 円
 2 職員旅費 原材料・生薑打合 事務主任 450 円 × 10 = 4,500 円
 月の内 10 日 1 日
 原材料引取・販賣金受取其他 事務員平均 2 人 380 円 × 2 × 7 = 5,320 円
 月 1 人 7 日 1 日
 機械器具補修並消耗工具購入の爲 現場職員 450 円 × 7 = 3,150 円
 月 7 日 1 日
 合計 29,370 円

(14) 事務所費
 1 印刷費 諸傳票印刷費 月額 930 円
 2 諸帳簿費 金銭出納其他諸帳簿 18 冊 月額 405 円
 3 事務所費 合計 29,370 円

3 消耗品費 諸用紙代 185 円
 糊・ゼムピン類 " 70 円
 タイプ用活字その他 " 145 円
 4 文房具費 筆 墨 代 " 110 円
 フライアル代 " 95 円
 事務用備品費 " 290 円
 新聞並に参考図書費 " 450 円
 5 備品費 木炭 a 1 俵 80.50 円
 6 参考図書費 12-3 月 4 ヶ月 月 15 俵 60 俵
 7 事務雑費 其他の月 8 ヶ月 " 2 俵 17 俵
 80.50 円 × 76 ÷ 12 = 509.83 円
 薪 a 1 束 15.30 円
 12-3 月 4 ヶ月 月 8 束 32 束
 其他の月 8 ヶ月 " 2 束 16 束
 15.30 円 × 48 ÷ 12 = 61.20 円
 合計 3,251.03 円

(15) 火災保険料 年 0.9%
 8 建物材料製品 513,300 円 ((一)の2参照)
 建築機原半製 118,975 円 ((一)の1参照)
 533,100 円 (3 ヶ月の資材たる 124,800 足分 一足当り 4,272 円)
 214,970 円 (1 ヶ月の半製品たる 41,500 足分 " 5,18 円)
 703,800 円 (2 ヶ月の製品たる 83,000 足分 " 8.48 円)
 2,084,145 円
 2,084,145 円 × 0.009 ÷ 12 = 1,563.10 円

(16) 支拂利子 4ヶ月間 タソク 20万平方碼(50万足分)

日歩1銭7厘 10,68円
 1 平方碼 10,68円
 $10,68円 \times 20万 \div 3 = 712,000円$ (借入総額)
 $712,000円 \times \frac{0,017}{100} \times 30 - 3,631,20円 \dots\dots\dots$ 月額

(17) 租税公課

1 家屋税 年 2,484円 ÷ 12 = 207円
 2 物件税 (金庫・車税・扇風機等)
 年 1,620円 ÷ 12 = 135円
 3 組合費負担 年 5,040円 ÷ 12 = 420円
 4 寄附金 年 8,652円 ÷ 12 = 721円
 5 印紙 年 2,916円 ÷ 12 = 243円
 6 合計 1,726円

(18) 雑費

1 備品修理費 リヤカー、自轉車、机、椅子、タイプライター、時計等修理 月額 730円
 2 水道及井水費 水道維持料 月額 310円
 井水維持費 " 270円
 3 衛生費 清掃 年3回 1回 1,008円(18人 a 1人当 56円)
 1,008円 × 3 ÷ 12 = 72円
 汲取費 1荷 1,00円 月72荷 1,00円 × 72 = 72円
 排水浚渫費 3人 a 1人当 56円 56円 × 3 = 168円
 消耗清潔用具 月額 140円
 " 207,50円
 4 茶購入費

(四) 附属代
 1 受裏用布
 1 平方碼当り 270足 1平方碼 16,79円(15,84円 ÷ 減損6%)
 16,79円 ÷ 270 = 0,622円
 合型、豆型は大人物の80% { 各型・豆物 6,22銭
 糸 4,98銭
 2 縫受 糸 20/8 × 3 1足当り 0,122匁減損20%
 1 玉價格 晒染 139,89円 { 平均149,31円 1玉1,200匁として1匁当り 12,44銭
 158,74円 }
 12,44銭 × 0,122 × 1,2 × 3 = 5,463銭
 馳地力ラ 付縫ミ 30/3 1足当り 0,1648匁 減損20%
 1 玉價格 晒染 139,37円 { 平均153,23円 1玉1,200匁として1匁当り 12,77銭
 167,10円 }
 12,77銭 × 0,1648 × 1,2 × 3 = 7,576銭
 先廻 付 2/30 × 3 1足当り 0,186匁 減損20%
 1 玉價格 晒染 139,89円 { 平均159,53円 1玉1,200匁として1匁当り 13,29銭
 179,19円 }
 13,29銭 × 0,186 × 1,2 × 3 = 8,898銭

甲	縫	40/2×3	1 足当り 0.0384 匁	減損 20%
1	玉 價 格	晒 147.50 染 186.80	平均 167.14 円	1 玉 1,200 匁として 1 匁当り 13.92 錢
			13.92 錢×0.0384×1.2×3 = 1,924 錢	
	尻止カ	タソ	20 番 1 足当り 0.0252 匁	減損 20%
1	玉 價 格	207.03 円	1 玉 1,200 匁として 1 匁当り 17.25 錢	
			17.25 錢×0.052×1.2×3 = 1,564 錢	
	受押カ	タソ	50 番 1 足当り 0.0151 匁	減損 20%
1	玉 價 格	226.26 円	1 玉 1,200 匁として 1 匁当り 18.85 錢	
			18.85 錢×0.0151×1.2×3 = 1,024 錢	
			合型、豆型は大人物の 80%	
			小計	大人物 26.45 錢 豆型 21.16 錢
3	甲	馳		
	1 枚	13.77 錢		
	大人物	6 枚使用		
			13.77 錢×6 = 82.62 錢	
			合型・豆型 4 枚使用	
			13.77 錢×4 = 55.08 錢	
4			合計	大人物 115.29 錢 豆型 81.22 錢

(五) 破損止加工足袋

破損止加工を施したものは普通足袋の 1 足当り加工料に下記の額を加算することができる

大 人 物	2.16 円		
合型・豆型物		2.06 円	

内 訳	賃 料	銀 費	大 人 物	合型・豆型
	附 属	代 費	円	円
			1.513	1.513
		0.119	0.119	0.199
		0.529	0.529	0.423
	計		2.16	2.06

以上の額は下記の基礎から算出される

工 員 男 1 名 女 2 名 3 名 普通足袋の縫製過程中破損止加工を施す際に要する工員数

機 械 3 台……………本縫ミソソ機(普通足袋の設備以外に要するもの)

作 業 日 数……………月 25 日 年 300 日(普通足袋と同じ)

労賃、経費、附属代内容明細

- (イ) 電 力 費
- A 月 1,152 円とあるは普通足袋の月額中電熱代を控除した額を示す(7 頁参照)
 - B 3/55 とあるは分母 55 は普通足袋の設備機台数(1 頁参照)
分子 3 は破損止加工の爲の機台数(24 頁参照)
 - C 25 日とあるは月作業日数(1 頁参照)
 - D 505 足とあるは工員 3 人 1 日の生産足数(27 頁参照)
- (ロ) 機 械 補 修 費
- 月 125 円とあるは普通足袋の 1 台当り補修費を示す(8 頁参照)
- (ハ) 工 場 消 耗 品 費
- A ヲ エ ス 月 3,600 円は } 普通足袋の月額を示す(9 頁参照)
 - B 針 (先付以外) 月 1,400 円は }
 - C 3/32 の 32 は普通足袋の通常の針を使用する機台即ち設備機台中截断機、掛糸通機、モーター、先付機、計 23 台を除きたる 32 台を示す

(1頁参照)

D 油 月 990 円は } 普通足袋の月額を示す(9頁参照)
 E 丸 ベ ル ト 月 270 円は }

(二) 減價償却費
 A 機械1台1,600円は普通足袋の機械設備中縫機(本縫ミシンの1台当りを示す(1頁参照))
 B 3とあるは3台

C 12とあるは償却年数12年
 D 300とあるは1年の作業日数を示す

(ホ) 厚生費

A 月15,156円は普通足袋の月額を示す(15頁参照)

B 3/96の96は普通足袋の職員、工員数を示す(3頁参照)

(ヘ) 火災保険料

機械4,800円は普通足袋の機械設備中縫機(本縫ミシン)3台の金額を示す(1頁参照)

(ト) 附属代

A 大人の26.45銭は普通足袋の大人1足に要する縫糸の金額(23頁参照)

B 合型、豆型80%とあるは大人に對する使用率を示す

工賃・縫製・監査士代

1 工 賃 (1足当り1,513円) 工員 男1名 女2名

底螺	男1人	月收1,500円	工員1当日産60足	月1,500足	1足当り1,000円
内外甲	縫女1人	"	"	95足	" 2,375円
底脂	縫女1人	"	"	350足	" 8,750足
		700円	"		" 0,080円
			日産計	505足	計
					1,513円

2 経 費 (1足当り0,119円)

電力 費 一般電燈電力費 月 1,152 + 3/55 + 25 + 505 = 1足当り 0.49

機械補修費 1台 月125円 125 × 3 + 25 + 505 = " 297

工場消耗品費

針	先付以外月	1,400円 + 3/32 + 25 + 505 =	"	1.55
油	月	950円 + 3/55 + 25 + 505 =	"	1.03
丸ベルト	月	270円 + 3/44 + 25 + 505 =	"	0.42
減價償却費	機械 1台	1,600円 × 3 = 4,800円	"	0.14
		4,800円 ÷ 12 + 300 + 505 =	"	0.264

法定福利費

健康保険	月收	1,500円	保険料	27.00円	} 57.75円
	"	1,030円	"	18.00円	
	"	700円	"	12.75円	
厚生年金	"	600円以上	"	33.00円 × 3 = 99.00円	} 57.75円
	"	156.75円 + 25 + 505 =	1足当り	1.24銭	

厚生費 月 15,456円 + 3/96 + 25 + 505 = " 3.82銭
 火災保険料 機械4,800円 × 0.009 + 300 + 505 = " 0.02銭
 小計 11.9銭

3 附属代

(1足当り 大人物 52.9銭
 合・豆型 42.32銭)

縫糸 普通足袋の倍量

大合・豆型 (大人物の80%) 52.9銭 × 80% = 42.32銭

1足当り加工料 74,804 (大人物、合型、豆型)

生産量 年産50万足 = 月産41,600足

総経費 311,187.19円 (2頁参照)

311,187.19 + 41,600 = 74,804円

1足当り 附属代	1,1529円(大人物)	22頁参照
1足当り 底張加工賃	0,8122円(合型・豆型)	23
1平方碼 底張加工賃	20/12	17.61円
1平方碼 用尺	2.64円	
用尺	男	0.064
	女	0.060
	大	0.041
	交	0.030
2.64円 × 0.064	= 0.1680円	0.1689(男大人物)
2.64円 × 0.06	= 0.1584円	0.1584(女大人物)
2.64円 × 0.041	= 0.1082円	0.1082(合型)
2.64円 × 0.03	= 0.0792円	0.0792(豆型)
1足当り 破損止加工料	2.16(大人物)	(24頁参照)
	2.06(合型・豆型)	

(七二) 繭 價 (昭和二十二年産繭)

(バリテーター計算)
 昭和九一一年の米價(生産者價格) 一石当り 二七四四八
 $27448 \times 52倍 = 1,428496$ (米一石当り生産者價格)
 $1,428496 \times 0.2573 = 367467$ (繭一貫当り生産者價格)
 $367467 + 0.14 = 2,6266掛$ (掛目換算)
 + 2,600掛 (三六四四円)

備考
 一 年度 米一石当り生産者價格
 昭和 九年 二六・七一

昭和一〇年	二八・〇四
昭和一一年	二七・七〇
昭和一二年	二七・四八
昭和一三年	二七・二六
昭和一四年	二七・〇四
昭和一五年	二六・八二
昭和一六年	二六・六〇
昭和一七年	二六・三八
昭和一八年	二六・一六
昭和一九年	二五・九四
昭和二十年	二五・七二
昭和二十一年	二五・五〇
昭和二十二年	二五・二八

昭和二年	二八・四一	六・〇三	〇・二二二二
昭和三年	二七・〇八	六・四八	〇・二三九三
昭和四年	二六・六一	七・〇六	〇・二六五三
昭和五年	一六・七二	三・一〇	〇・一八五四
平均			〇・二五七三

(七三) 生 糸

今般昭和二十二年産の二六・〇〇掛の繭を原料とする生糸の生産者販賣價格(日本蚕糸業会の買入價格)を標準物とする。十四中D格一俵当りについて六四、二三五円と決定した。
 これが算出内訳は次の通りである。

純繭代	四一、六〇〇円
農業会集荷手数料	六八六円
原料繭代 (生繭一貫当り六円)	四二、二八六円
生糸加工販賣費	二一、八四九円
合計(改訂價格)	六四、一三五円
現行價格	二四、二七五円
倍 率	二、六四倍

右に伴う織度別、糸格別の製糸業者の改訂生糸販賣價格(一俵当り)は次の通りである。

系 格	十四中	二十一中
SAAA	綜合点九四点のもの	一〇〇、七八〇円
	綜合点九三點のもの	九三、六四五円
	綜合点九二點のもの	八七、〇四五円
	綜合点九一點のもの	八二、七八〇円
	綜合点九〇點のもの	七四、六八五円

G-3 G-2 G-1 F E D C B A AA AAA

AAA	綜合点八九点のもの	七八、八六五	六九、五二〇
AA	綜合点八八点のもの	七六、四六五	
A		七一、〇一五	六五、七六〇
AA		六九、五一〇	六四、一三五
A		六七、一三五	六二、六五五
B		六五、七一〇	六一、七一五
C		六四、一三五	六〇、〇八〇
D		五九、八〇〇	五九、一八〇
E		五八、七七五	五八、三六五
F		五七、八三〇	五七、五二五
G-1		五七、一六〇	五七、〇七五
G-2		五六、五〇〇	五六、六二五

なお昭和二十年十月十一日以降新設免許の内指示があつた製糸工場(復元工場)であつて、新設免許の内指示の後新たに購入して設置した繰糸設備で製造した生糸については、前記の價格に一俵当り七二五円を加算した額とする。

販賣業者(日本蚕糸業会)の販賣價格は前表の織度別、糸格別のそれぞれの價格に一俵当り一、九九五円をそれぞれ加算した額とする。

この價格は本年八月一日以降日本蚕糸業会に賣渡したもの及び日本蚕糸業会が賣渡したものからこれを適用する。
 註 副蚕糸の價格も決定した。

生糸の生産者の販賣價格
(日本蚕糸業会の買入價格)

生糸價格(白一四中、D格、一俵当り)	物價應
純繭代(二、六〇〇掛)	四一、六〇〇円
農業会手数料(繭一貫当り六円)	六八六円
計	四二、二八六円
生糸加工販賣費	二一、八四七(二一、八四九)
合計	六四、一三三(六四、一三五)

工場概況	二〇〇台
a 設備台数	九〇%
b 運轉率	一八〇台
c 運轉台数	二〇〇台
d 運轉台数一台当り繰系能率二〇〇反(一日八時間労働)	二八八日(月間二四日)
e 年間作業日数	六四八俵(一〇、三六八貫)
f 年間生糸製造数量	七四、〇六〇貫(一俵当り一、一四三貫)
g 所要原料繭数量	〇四二×1804×288日=10,368貫
	10,368貫+16貫=648俵
	114貫3×648俵=74,060貫

生糸加工販賣費
(年間生糸製造数量六四八俵)

費目	一俵当り單價	工場總額
(材料費)	一〇、七〇三・二一六	九三三・六八一

A 原料繭副費 (七四、〇六〇貫)

費目	單價(一貫当)	金額
(集荷費)	五八	四二、八四〇
運賃	一・一三	八三、七〇〇
繭検査費	八七	六四、一八三
繭用器具費	〇九	六、三〇〇
雜費	二・二五	一八、九〇〇
計	二・九二	二一五、九二三
(乾繭費)	二・七〇	一九九、九六二
燃料費	五・六五	四一八、三二七

項目	金額	項目	金額
原料繭副費	二、二八七・五六一	燃料	四八二、三三九
補助材料費	七、三七七・九五四	補助材料費	七八〇、九一二
(勞務費)	一、〇三七・七〇	賃金、給料	六七二、四三〇
法定福利費	八、三三八・二八五	厚生費	四〇三、二〇八
減價償却費	七、六三九・〇四四	保生費	九五〇、〇九六
修繕費	三三六・六二	支拂電力料	二二八、一三二
租稅課金	三六二・六二	支拂電力料	二三四、九八〇
旅費、交通費	二、一八六・五四一	支拂電力料	四一六、八七六
工員募集費	一三〇・八六	支拂電力料	八四、八〇〇
雜費	三九二・〇〇	支拂電力料	一五四、〇一八
(費用合計)	八七五・〇〇	支拂電力料	五六七、〇〇〇
(副産物收入)	九一・七二	支拂電力料	五九、四三六
(差引加工原價)	七七八・〇	支拂電力料	五〇、四一四
(一般管理販賣費)	一八四・〇七	支拂電力料	一一九、二八〇
一般管理費	一六〇・〇三	支拂電力料	一〇三、七〇〇
販賣費	二七五・〇四	支拂電力料	一七八、二二八
(加工販賣總原價)	二一、二二八・〇三三	支拂電力料	一七五、七六五
利子、税金	二、六二九・三二一	支拂電力料	一、七〇三、七九九
(加工販賣費)	一八、五九八・七一三	支拂電力料	三、〇五一、九六六
	一、四八二・五一	支拂電力料	九六〇、六六五
	八三一・七八	支拂電力料	五三八、九九二
	六五〇・七三	支拂電力料	四二一、六七三
	二〇、〇八一・二二三	支拂電力料	二〇、〇一一、六三六
	一、七六五・八五一	支拂電力料	一、四四、二七三
	二一、八四七・〇七四	支拂電力料	一、一五六、九〇四

二九八

算出基礎

集荷場所数二ヶ所、一ヶ所当り三、五〇〇貫、年一二日作業、賃金一日男六〇円、女五〇円、一ヶ所男二人、女一人	男 60円×2人×12日×21ヶ所=30,240円 女 50円×1人×12日×21ヶ所=12,600円
トラック平均輸送距離二〇軒、四〇〇貫積、一日二往復、延九三台、一台九〇〇円、900円×93台=83,700円	
二八二荷口、一荷口平均二六三貫	50円×282荷口=14,100円
検定繭数料一件五〇円	370円×0.48貫×282=50,083円
検定供用繭代一件四八〇反	300円×21ヶ所=6,300円
二ヶ所、一ヶ所年三〇〇円	検定供用繭輸送費五〇〇円、其他二五〇円、計九〇〇円
二ヶ所、一ヶ所年三〇〇円	900円×21ヶ所=18,900円
一、〇〇〇貫当り三五人	男 二〇人 一二時間労働 九七・五〇〇円 女 一五人 〃 〃 〃 五〇・〇〇〇円
男 97.50円×20人×1,000	74,060 = 144,417円
女 50.00円×15人×1,000	74,060 = 55,545円
石炭 二トン 一トン 一、三五八・五八円	一、〇〇〇貫当り三トン 薪 一トン 一、一六八・五八円
石炭 1,358.58円×2トン 1,000	74,060 = 201,233円
薪 25.27円×1トン×116束×1,000	74,060 = 217,094円

二九九

消耗品及消耗器具備
品費

一九 五一、四一〇

乾薪設備(建物を含む) (一台当り 二〇〇、〇〇〇円)
耐用年数二〇年 一年当り減価償却費 一〇、〇〇〇円
乾薪設備 六、一〇〇、〇〇〇円
薪 四、八三三、九〇〇円
計 一〇、九三三、九〇〇円、料率 1,000

薪袋 年一七〇袋 78円×170袋=13,260円
薪袋 年二二〇袋 65円×220袋=14,300円
薪袋 年二〇〇袋 85円×200袋=17,000円
薪袋 年一八〇袋 95円×180袋=17,100円
薪袋 年一六〇袋 105円×160袋=16,800円
薪袋 年一四〇袋 115円×140袋=16,100円
薪袋 年一二〇袋 125円×120袋=15,000円
薪袋 年一〇〇袋 135円×100袋=13,500円
薪袋 年八〇袋 145円×80袋=11,600円
薪袋 年六〇袋 155円×60袋=9,300円
薪袋 年四〇袋 165円×40袋=6,600円
薪袋 年二〇袋 175円×20袋=3,500円
薪袋 年一〇袋 185円×10袋=1,850円
薪袋 年五袋 195円×5袋=9,750円
薪袋 年三袋 205円×3袋=6,150円
薪袋 年二袋 215円×2袋=4,300円
薪袋 年一袋 225円×1袋=2,250円

減価償却費

二七 二〇、〇〇〇

乾薪設備(建物を含む) (一台当り 二〇〇、〇〇〇円)
耐用年数二〇年 一年当り減価償却費 一〇、〇〇〇円

火災、保険料

二五八 一九一、三四三

乾薪設備 六、一〇〇、〇〇〇円
薪 四、八三三、九〇〇円
計 一〇、九三三、九〇〇円、料率 1,000

修繕料

一六五 一一一、〇〇〇

乾薪設備 六、一〇〇、〇〇〇円
薪 四、八三三、九〇〇円
計 一〇、九三三、九〇〇円、料率 1,000

電力料

二一 八、二一〇

乾薪設備 六、一〇〇、〇〇〇円
薪 四、八三三、九〇〇円
計 一〇、九三三、九〇〇円、料率 1,000

雑損料

二六 一七、六一〇

乾薪設備 六、一〇〇、〇〇〇円
薪 四、八三三、九〇〇円
計 一〇、九三三、九〇〇円、料率 1,000

獎勵施設費

二〇〇二 一、四八二、三三九

乾薪設備 六、一〇〇、〇〇〇円
薪 四、八三三、九〇〇円
計 一〇、九三三、九〇〇円、料率 1,000

B 燃料費

一、繰糸用燃料使用量(一俵当り)
(二二年七月—二三年五月 製糸業者報告書より) 以下石炭換算

種別	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	平均
石炭	七〇千屯	三三千屯	四六千屯	七二千屯	八四千屯	九二千屯	六六千屯	八三千屯	一〇七千屯	一〇九千屯	一三七千屯	

電力

種別	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	平均
電力	二一	二六	三一	三六	四一	四六	五一	五二	五三	五四	五五	五五

2 石炭の単價(一トン当り)

種別	石炭	亜炭
一俵当り 夏季 三・五トン	一、二〇八・五八円	八八〇・〇〇円
一俵当り 冬季 3.5トン×1.2倍=4.2トン	一、五〇〇・〇〇円	一、〇三〇・〇〇円
平均	一、三五六・五八円	一、〇三〇・〇〇円

3、薪の単價

一、消費者價格持込渡し、一束当り長さ (1.6尺×胴廻り2.5尺)

地区	単價
A 地	一五・三〇 (八三%)
B 地	一七・〇五 (一七%)
平均	一五・六〇 (一〇〇%)

二、製糸用薪單價(持込渡し、一束当り長さ 1.8尺×胴廻り2.0尺)

15.60円 × (1.8×3.0) / (1.6×2.5) = 15.60円 × 1.62 = 25.27円

三、換算 (4.1=1.1大束)

25.27円 × 116束 = 2,931.32円

四、一俵当り燃料費

種別	使用割合	一俵当り石炭換算量	一俵当り使用量	單價	金額	備考(換算率)
石炭	三〇%	一・七五五	一・一五五	一、三五八・五八	一、五六九・一六	一〇〇%
亞炭	三〇%	一・二五五	一・三六五	一、〇三〇・〇〇	一、四〇五・九五	八四・六
薪	四〇%	一・五四〇	一・五〇二	二、九三一・三三	四、四〇二・八四	一〇二・五
計		三・八五〇	四・〇二二		七、三七七・九五	
總計			四、七八〇・九一二円			

考

C 補助材料費 (一俵当り)

種別	金額
生糸包装材料	一五九・二四
藥品機械油類	六九・八八
工場用消耗器具備品	五八〇・二四
事務用消耗品	二二八・四四
總計	一、〇七三・七〇

六七二、四三〇円

文庫紙、金布袋、括糸、アミソ糸、商標
固着切断防止剤、煮満劑、(エコール)、機械油、其の他
ゴムベルト接緒器、ギリ、索緒器、クリーナリ、塗料、電球、雑布、帯、其の
他蘭袋、小粹、大粹、通袋、中袋、損耗費
用紙、鉛筆、インク、ペン、目札紙、帳簿、其の他

D 賃金及給料

一、設備台数 二〇〇台 工場的人员構成

種別	人員
工場	男 一一人
	女 二一人
計	三一人

種別	人員
工場	男 一一人
	女 二一人
計	三一人

職種	人員	選煮	檢査	保庫	工務	教務	其他	計
選煮	二一人	二一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	七一人
檢査	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	七一人
保庫	二一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	八一人
工務	三一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	九一人
教務	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	七一人
其他	三一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	九一人
計	三三人	七一人	一一人	一一人	一一人	一一人	一一人	四七一人

二、基準賃金、給料

製糸業 一人月額 一、二二四円
 1,124円 × 367人 × 12ヶ月 = 4,950,096円
 一俵当り 七、六三九・〇四円

職種	人員	運轉台数	一合当り人員数
選煮	二一人	一	二一人
檢査	一一人	一	一一人
保庫	二一人	一	二一人
工務	三一人	一	三一人
教務	一一人	一	一一人
其他	三一人	一	三一人
計	一三一人	一	一三一人

E 法定福利費

一、平均基本給
 職員 男 六〇〇円
 女 四〇〇円
 職員 男 九〇〇円
 女 五五〇円
 平均 計 462.90円

二、基本給総額
 $462.90円 \times 367人 \times 12ヶ月 = 2,038,612円$

三、健康保険料 率 18
 1,000
 厚生年金 39
 1,000
 労働災害保険料 50
 1,000

2,038,612円 $\times 0.018 + 2,038,612円 \times 0.039 + 2,038,612円 \times 0.050 = 36,695円 + 79,506円 + 101,931円 = 218,132円$
 一俵当り 三三六・六二円

F 厚生費

種別 金額 備考
 医療費 六六、〇〇〇円 月額、藥品代三、〇〇〇円、嘱託医手当一人二、五〇〇円、計五、五〇〇円、一二ヶ月分
 青年学校費 五七、八四〇円 教材費月一人当り一〇円、三三二人分三、三二〇円、講師手当月一人当り八〇〇円、二人分一、六〇〇円 計四、八二〇円一二ヶ月分

娯楽慰安費 八四、七四〇円 運動用具費、月二、〇〇〇円、年間二四、〇〇〇円、映画月一回一人一〇円、三二ヶ月間七、〇六二円
 二人分、月三、二〇〇円、年三八、六四〇円、レコード代月五枚、一枚三五円、三二ヶ月間一七五円、年二、二〇〇円、運動会年一回、一回一〇、〇〇〇円、年二〇、〇〇〇円
 合 計 二二四、九八〇円 (一俵当り三六二・六二円)

G 減償償却費

種別	一台当り	二〇〇台分	耐用年数	減償償却費	一俵当り
建物	1,000円	400,000円	二〇年	110,000円	11
機械	1,760円	352,000円	一〇年	35,200円	11
器具	740円	148,000円	一〇年	14,800円	11
計	4,500円	900,000円	15	160,000円	11

備考 昭和一八年當時に於ける製糸設備の評価基準額は一台当り四、五〇〇円である。

H 保険料

一、建物、機械(乾藪設備及び藪倉庫を除く) 率 11
 $15,900,000円 \times 0.011 = 174,900円$ (a)

二、藪倉庫及び藪 率 3
 $12,633,000円 \times 0.003 = 37,899円$ (b)

藪倉庫 三、〇〇〇、〇〇〇円
 藪 九、六三三、〇〇〇円
 計 一二、六三三、〇〇〇円
 (二四七、〇〇〇貫分、一貫当り三九〇円)

三、生 率 11
 $54,400円 \times 0.011 = 598円$

一俵 六四、一三三円 64,133円 × 54俵 = 3,463,182円
3,463,182円 × 0.011 = 38,095円 (c)

四、副 蚕 物(二ヶ月分) 養蚕 11
1,000

一俵当り 二、六二九・三二円 2,629.32円 × 54俵 × 2ヶ月 = 283,967円
283,967円 × 0.011 = 3,124円 (d)

五、合 計 (a)+(b)+(c)+(d) = 174,900円 + 37,899円 + 38,095円 + 3,124円 = 254,018円 (一俵当り 三九二・〇〇円)

I 修繕料

建物、機械 一八、九〇〇・〇〇円
18,900,000円 × 0.03 = 567,000円 (一俵当り 八七五・〇〇円)

J 電力料

種別	金額	備考
電 灯 料	二九、六七六円	六六〇灯 月一、六五〇キロワット 月額 二、四七三円、二ヶ月分 基本料月一灯一・三〇円、1.30円 × 660灯 = 888円、電力料金月 器使用料 二〇ヶ月一ヶ六・五〇円、0.90円 × 1,650キロワット = 1,485円、機
電 力 料	・二九、七六〇円	四〇馬力契約、五〇キロワット 月一、五〇〇キロワット 二、四八〇円 一ニヶ月分 基本料 一キロワット 四〇円 40円 × 50 = 2,000円 電力料金 一キロワット 〇・三二円 0.32円 × 1,500キロワット = 480円
計	五九、四三六円	(一俵当り 九一・七二円)

K 租 税 課 金(一俵当り)

金 額 備 考

二二・八〇 土租、家屋税、住民税の國税及び同府縣、市町村附加税

五五・〇〇 非戰災特別家屋税

七七・八〇

總 額 五〇、四一四円

L 旅費、交通費(月額)

種別	平均軒数	汽車賃	日 当	宿 泊	小 計	回 数	合 計	備 考
中央官廳、團體、本 社及び横神へ	三四軒	壹円	100.00	①	1.30	三	3.90	1回 = 4泊5日
各種協議へ	100	三〇	110.00	①	5.00	二	1.100	1回 = 2泊3日
縣内關係官廳團體へ	五	一五	80.00	①	3.50	六	1.710	1回 = 1泊2日
資材金融其他關係 機關取引先へ	三〇	三三	110.00	①	5.30	五	2.650	1回 = 2泊3日
合 計						一六	九、九四〇	
年間總額								(一俵当り 一八四・〇七円)

M 工員募集費

種別	金額	備考
募集旅費	四一、一〇〇円	年末一人担当二五人 一〇日間二〇人分 1,705円 × 20人 = 34,100円 年始一人担当三〇人 四日間一〇人分 700円 × 10人 = 7,100円
入場費	一一、〇〇〇円	一人当四〇円 三〇〇人分 40円 × 300人 = 12,000円

新聞廣告料及びポスト代
 一五、六〇〇 (新聞廣告料年八回一回一、二〇〇円 1,200円×8回=9,600円)
 三五、〇〇〇 (ポスト代一枚二四五〇〇枚 12円×500枚=6,000円)
 一〇三、七〇〇 (委員手当一人年二、四〇〇円 10人分 2,400円×10枚=2,400円)
 一六〇、〇三三 (旅費一人年二、四〇〇円 10人分 2,400円×10人×2回=11,000円)

種別金額
 N 雜費
 電話料 (基本料一基八五円 85円×3回=255円) 555円
 (電話器三ヶ) 度數料一回〇・五円 六〇〇回 0.5円×600回=300円
 市外通話料 八〇〇料迄 一回六三円 63円×15回=945円
 郵便料 一回一〇円 四〇回 10円×40回=400円
 封書 一八九四円 封書一八九四円 爲替料七五円)
 月額合計 三、二四四円 一二ヶ月分
 年四回一回一、〇〇〇円
 月トラック一〇台分(七五トン)一合九〇〇円 900円×10台=9,000円
 月夫一合分二人一人一日六〇〇円 600円×2人×10台=1,200円
 月額計 一〇、二〇〇円 一二ヶ月分
 月新聞二〇〇円 雜誌一五〇円 圖書三〇〇円 計六五〇円 一二ヶ月分
 五、一〇〇 水道 木炭代 五、一〇〇円
 一七八、二二八 (二俵当り 二七五円〇四)

〇 副産物收入(一俵当り)

種別	数量	單價(100%当り)	金額
玉 繭	〇、〇二一	二、六六五	五、六〇
肩 繭	〇、六九六	二、四〇〇	一、六七〇・四
きりびそ	一、六三六	八、一八五	一、三三九・〇七
揚り繭	〇、三五一	三、四三〇	一、二〇〇・三九
びす	一、九〇五	四、二八五	八、一六二・九
生糸	〇、〇三二	八、〇一〇	二、五五・六三
蛹	一四、一一八	一一〇	一、五五・三〇
(總計)	一、七〇三、七九九円		二、六二九・三二

P 一般管理費(月額)

費目	金額
重役給料	四、〇〇〇円
重役旅費	九六五
法定福利費	八、九九二
厚生福利費	四八一
事務用消耗品費	八四〇
減價消耗費	四、二〇〇
減價消耗費	四五〇
保險料	六八八

Q 販賣費(一俵当り)

費目	金額
修繕料	一、二五〇
電燈水道料	四三八
租稅課金	一、四一八
旅費交通費	八、二五〇
通信用料	三、一一〇
借室賃料	二、二四〇
運賃	一、〇八四
印刷費	九九五
株主總會費	七三〇
燃料費	四五四
協議會費	八二五
利子費	一、三六一
雜費	一、八三五
年給	四四、九一六
計	五三八、九九二
一俵当り	八三二、四七八

工場より駅までの運送及び扱料
 一九四六〇、小口扱貨物運賃
 (平均輸送距離三三〇料)四七
 四六〇運送保險料(10,000)
 (五一円三二)

検査手数料	四〇〇〇	(生糸検査所検査手数料一荷口)
料糸減耗費	一三六・九〇	(生糸検査料糸代 12.5 (八〇円一七) 及び料糸中戻し糸値 24.5 (五六円七三) 下り代 10,000)
賣込費	三五五・三二	別記
計	六五〇・七三	総額 四二二・六七三円
二 賣込費 (横神着荷以後の費用、蚕糸共同組合(問屋)の代合(経費))		
1. 立替金	五三・〇〇	金額
a 荷掛費	一八・〇〇	検査所往復運賃
庫入費	七・〇〇	中繩代
配達料	一六・〇〇	場内運送保険料
b 受検費	一六・〇〇	速報料
除糸送料	五・〇〇	通袋中袋函料
c 金利其の他	八八・五四	倉敷保管料
倉敷保管料	六一・三四	
倉敷保管料	一一・五〇	

送金	一〇〇〇	三二〇
合 計	一五七・八四	
2. 取扱手数料	六六・九〇	
給料賃金	二・六四	
法定副利費	六・〇二	
厚生費	二・八〇	
事務所費	二〇・二七	
旅費交通費	三・四〇	
会 議 費	二四・七五	
事務消耗品費	三・四五	
租税課金保険料	八・七〇	
通 信 費	五・六四	
倉庫賃借料及修繕費	一四・九三	
借入金利子	三八・二八	
雑 費	一九七・四八	
合 計	三五五・三二	
3. 総 計		
R 利子及び税金		
一、利 子		
(1) 蒔 資 金 回轉率一・八回、蒔一貫三七〇円(農業会手		
370円 × 74,060 = 27,402,200円		
27,402,200円 × 1.8 = 15,223,444円		
(H歩1.8銭)		

15,223,444円 × 0.0057 = 1,000,180円 (a)

(2) 運轉資金 回轉率八回(減償償却費を除く)
 14,611,630円 + 8 = 1,826,454円
 (H歩2.1銭)

1,826,454円 × 0.07665 = 139,998円 (b)

(3) 合 計
 (a) + (b) = 1,000,180円 + 139,998円 = 1,140,178円 (c)

二、税 金(資本法人税) 料率 3
 1,000

土 地 六五,〇〇〇円
 乾 繭 設 備 四〇〇,〇〇〇円
 繰 糸 設 備 九〇〇,〇〇〇円
 計 一,三六五,〇〇〇円

三、合 計
 1,365,000円 × 0.003 = 4,075円 (d)

(c) + (a) = 1,140,178円 + 4,096円 = 1,144,274円
 (一俵当り 一,七六五円八五)

(七九) 製 材

一、製材価格は原價計算によつて決められてあるが、その原價計算は原單位に於ては訂正する余地はないが、現在の実際の取引状況を調査するに、製材は都道府縣管轄検査を執行して居るのに不拘、その殆んど全部が品等を甘く見て検査せられ、又現実に取引の場合殆んど一、二等價格を以て取引せられてある有様である。

二、然るに製材の原價計算に於ては既應に於ける木材検査の嚴密に行はれたる時の実績數値を以て價格を算出してある。

即ち既應に於ける品等別生産比率を其儘用ひ、品等込のもの、價格から各品等別、材種別の價格群を誘導してある。其れ故、今現実の生産比率を当て嵌めて同じ方式により品等込のもの、價格から計算すると基準材價格に於て凡そ一割の値下がりとなる結果を招來する。

三、依而発駅ホーム渡價格の製材品を一率に一割方引下げんとするものである。

製材原價計算

費 目	現 行 ⑤ A	平均價格 (決定値)
職 工 給 料	二六・四〇	二四・七七
場 内 運 搬 費	五・六六	五・三二
取 出 費	五・六六	四・九一
乾 燥 費	三・七七	三・三二
撰 別 費	九・四三	八・二九
摺 込 費	三・七七	三・三二
場 内 整 理 費	一・八九	一・六六
搬 出 費	一・八九	一・六六
小 計	五八・四七	五一・三二

運搬費	233.07	233.07	233.07
小運搬費	233.07	233.07	233.07
其他経費	4.49	4.20	4.35
動力費	4.10	4.10	4.10
消耗料費	5.90	5.20	5.55
保険料	7.03	6.13	6.60
償却費	17.10	15.34	16.22
管理費	8.28	8.28	8.28
金代	13.33	11.92	12.53
企業者俸給及諸	10.00	10.00	10.00
税金	25.00	25.00	25.00
副収入	45.23	40.02	42.63
合計	426.80	423.80	425.00
資材価格	426.80	423.80	425.00
小計	426.80	423.80	425.00
合計	553.57	537.11	545.59
製材三等材価格 (+1.0%)	517.35	502.44	509.89
正角三等材価格 (+1.325%)	456.89	443.65	450.27
査定値	450.00	440.00	445.00
改訂案主眼点			
現			

品等	生産別	価格比	指数
一	10%	150	150
二	30%	120	136
三	40%	100	140
四	20%	80	160
改正案	100%	100	107
品等	生産別	価格比	指数
一	30%	150	150
二	35%	120	142
三	25%	100	150
四	10%	80	180

(七二) 薪炭の統制額決定最後案

木炭及び薪のバリエー計算
 一、木炭の生産者価格
 第一案 基準年次における岐阜縣の木炭生産者価格に、木材(素材)の基準年次(昭和九一十一年平均)における岐阜縣の木炭生産者価格は次のようである。(單位一五班一俵)
 黒炭雜に対する比率
 白炭 堅 一・三五 一三二・二二

(一) 木材(素材)とのバリエー

黒炭 雜	1.28	124.5
黒炭 堅	1.20	106.5
松炭 雜	1.03	100.0
松炭 堅	1.02	99.4
粉炭	0.67	65.0

木材の基準年次に対する倍率

昭和十五年における木炭の産地貨車乗渡(注)は
 として計算した。
 備考 基準年次における木炭の平均生産者価格は次のようにして計算した。

白炭 堅	2.27	黒炭 雜	1.75
黒炭 堅	2.27	松炭 雜	1.74
粉炭	1.86	粉炭	1.17

昭和十五年における日銀卸賣物價指数は二七二・九%で昭和九一十一年 〇五・四%である。故に後者の前者に対する比率は六一%である。

又産地貨車乗から産地倉庫(現在政府買上げ地点)までの運賃等は次のように四銭と計算した。
 トラック運賃 一日 一合 一五円 (木材と同様)
 一日 四〇〇俵 (二回分) 運搬するとして四銭。
 $1500 + 400 = 0.0375 + 0.04$

白炭 堅	2.27 × 0.61 = 1.39
黒炭 堅	2.27 × 0.61 = 1.39
松炭 堅	1.86 × 0.61 = 1.13
粉炭	1.74 × 0.61 = 1.06
立木代	0.30 × 59.2 = 17.76
労賃	0.65 × 50.5 = 32.82
その他経費	0.05 × 40.7 = 2.03
計	1.00 × 52.6 = 52.6
一円〇三 × 五二倍六一	五四円一九

第二案を採用することに決定せられ基準その黒炭、雑の価格(生産者価格)を五三〇〇に査定した。

備考

一、基準年次に対する値上り倍率は次のようにして算定した。

(一) 立木代：木材(素材)のバリエーによつた五九倍二
(二) 労賃：昭和九一十一年の一人一日平均賃金を〇円九五とし現在労賃を四八四〇〇とした。

$48400 + 0.95 = 45954$

(三) その他経費：価格決定当時の卸賣物價によつて、木材價格決定の際使用した倍率を用ひた。

二、銘柄別價格は黒炭雑を基準として、基準年次における黒炭雑の價格に対する比率によつて算定した。

二、薪の生産者價格

第一案 基準年次における岐阜縣の薪の生産者價格に木材(素材)の基準年次からの値上り倍率を乗ずる。

(一) 基準年次(昭和九一十一年平均)における岐阜縣の薪の生産者價格は次のようである。(單位一束)

堅	〇・一五一	雑に対する比率	一一・一%
雜	〇・一三六		一〇〇
松	〇・一三一		九六
(二) 木材(素材)とのバリエー			
堅	〇・一五一	倍	円
雜	〇・一三六		円
松	〇・一三一		円
堅	〇・一五一	倍	円
雜	〇・一三六		円
松	〇・一三一		円

基準もの、雑について

立木代	〇・三〇	ウエイト	倍
労賃	〇・六〇	基準年次に対する値上り倍率	一七・七六
その他経費	〇・一〇		二九・三四
計	一・〇〇		三・六七
	〇円一三六	× 五〇倍七七	六四九〇

木炭と同様第二案を採用することに決定せられ基準もの雑、の生産者價格を六四五〇に査定した。

(1) 木材價格に対する薪炭價格の比率

項 目	木材(石)	木炭(一俵十五疋)	薪(一束)
	生産者價格	卸賣價格	小賣價格
昭和九一十一年平均	三・八一	一・〇三	一・一六
昭和十五年	一・〇〇	二・七一	三・〇五
現 行	九・三〇	一・六五	一・九〇
改 訂	一・〇〇	一・七八	二・〇四
比 率	一一・五〇〇	二二・七〇	三三・七〇
比 率	一・〇〇	一・八一	二・七八
比 率	一一・五〇〇	五三・〇〇	七五・〇〇
比 率	一・〇〇	二・三五	三・三三

備考 1. 木炭の價格は青森縣炭礦ホーム渡價格である。
2. 木炭及び薪の價格は、岐阜縣における價格である。

雜 〇・一三六 × 五九・二 = 八・〇五一
松 〇・一三一 × 五九・二 = 七・七五五

備考

基準年次における薪の平均生産者價格は次のようにして計算した。

昭和十八年における薪の産地貨車乗渡額は
堅〇円三四、雜〇円三一、松〇円三〇である。

昭和十八年における日銀卸賣物價指數は二〇九・一%で
昭和九一十一年 同 一〇五・四%である。

故に後者の前者に対する比率は五〇・四%である。
又、産地貨車乗から産地倉庫(現在政府買上げ地点)までの運賃等は次のように二銭と計算した。

トラック運賃 一日一台 一五円(木材と同様)
一日八〇〇束(二回分) 運搬するとして二銭

$1500 + 800 = 0.0188 = 0.02$

以上によつて現在政府が買上げている産地倉庫における薪の生産者價格は次のように推定される。

堅	〇・三四	× 〇・五〇四	一・〇二二	〇・一五一
雜	〇・三一	× 〇・五〇四	一・〇二二	〇・一三六
松	〇・三〇	× 〇・五〇四	一・〇二二	〇・一三一

備考

一、基準年次に対する値上り倍率は次のようにして算定した。

(一) 立木代：木材(素材)のバリエーによつて、五九倍二
(二) 労賃：昭和九一十一年の一人一日平均賃金を〇円九〇として現在労賃を四四四〇とした。

(三) その他経費 木炭の一〇%減として、三六倍七とした。

二、銘柄別價格は、雑を基準として、基準年次における雑の價格に対する比率によつて算定した。

(2) 昭和十五年から現在迄の薪炭価格の変遷

年 度	木 炭			薪		
	生産者価格	卸賣価格	小賣価格	生産者価格	卸賣価格	小賣価格
昭和十五年	一・六五	一・九〇	二・二〇	〇・二二三	〇・二八	〇・三六
十六	一・五七	一・九〇	二・二〇	〇・二三六	〇・二九	〇・三七
十七	一・七〇	二・一〇	二・四〇	〇・二五六	〇・三三	〇・四〇
十八	一・八〇	二・一〇	二・四〇	〇・二七	〇・三八	〇・四六
十九	二・三〇	二・二〇	二・五〇	〇・三四	〇・三八	〇・四六
二十	八・〇〇	九・五〇	一〇・〇〇	一・二五	一・七五	二・〇〇
二十一	二・二七〇	二・八七〇	三・一〇〇	二・九〇	四・七〇	五・六五
現 行	二・二七〇	三・四七〇	三・八〇〇	二・九〇	六・四〇	七・六五

備考 1. 木炭の第一回④は昭和十五年で、薪の第一回④は昭和十八年である。
 2. 薪の()の価格は昭和十八年第一回④を基準として、日銀卸賣物價指数によつて推定した。
 3. 木炭は一九四〇(昭和十五年)から薪は一九四三(昭和十八年)から政府の取扱つた薪炭について、次のような補給金が出ていた。これは昭和二十一年の初頭に關係方面の方針によつて、中止された。

年 度	木炭一俵当り	薪一束当り
一九四〇年	〇・〇一九	〇・一八
四一	〇・〇二二	〇・一八
四二	〇・〇二九	〇・二〇
四三	〇・二〇七	〇・二〇
四四	〇・八四八	〇・二〇
四五	〇・七六七	〇・一八
四六	〇・七六七	〇・一八

三、木炭の卸賣價格(政府賣渡價格)

政府賣渡價格は次の政府取扱所要経費を生産者價格に加算した額とする。
 現行経費 値上り倍率 改訂経費
 一二四六〇 二倍 二五四二〇

地区別格差は次による。

地区	消費量のウエイト	経費	経費のウエイト
A	二七・九	三三・〇〇	八・九三
B	八・三	二七・〇〇	二・二四
C	六三・八	二二・〇〇	一四・〇三
計	一〇〇		二五・二〇

備考 1. A地区 東京、神奈川、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡縣
 B地区 千葉、新潟、富山、香川、長崎縣
 C地区 その他の道縣全部

四、薪の卸賣價格(政府賣渡價格)

政府賣渡價格は次の政府取扱所要経費を生産者價格に加算した額とする。
 現行経費 値上り倍率 改訂経費
 三四六〇 二倍 七四二〇

地区別格差は次による。

地区	消費量のウエイト	経費	経費のウエイト
A	二七・三	八・三〇	二・二六
B	七二・七	六・八〇	四・九五
計	一〇〇%		七・二〇

備考 1. A地区 東京、神奈川、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡縣

B地区 その他の道縣全部
2. 経費内訳は別紙の通りである。

五、木炭の小賣價格
小賣マーヂンは次のようにして計算した。

地区	運賃	人件費	その他	計	備考
東京	一・七八	二・〇八八	〇・六五一	四・五一九	昭和二十一年九月組合より 申請した額
神奈川	一・一四九	一・七六五	〇・四四五	三・三五九	
愛知	一・二三三	二・一九	〇・九七	四・三九	
京都	一・二九	一・二九	〇・五六九	三・一四七	
大阪	一・三七六	一・二二八	〇・五五二	三・一五六	
兵庫	一・四〇	一・八三九	〇・九五一	四・一四〇	昭和二十一年九月組合より 申請した額
計	八・二二五	一〇・四〇〇	四・〇八六	二二・七七一	
平	一・三七	一・七三五	〇・六八二	三・七八七	
現行マーヂン	一・五〇	一・八〇	〇・七〇	四・〇〇	
値上り率	一倍五	一倍五	一倍五	一倍五	
改訂マーヂン	二・二五	二・七〇	一・〇五	六・〇〇	

六、薪の小賣價格
小賣マーヂンは次のようにして計算した。

地区	運賃	人件費	その他	計	備考
東京	一・〇八	〇・四九八	〇・二九一	一・八六九	昭和二十一年九月組合より 申請した額
神奈川	〇・四六	〇・六九五	〇・一七五	一・三三	
愛知	〇・四九	〇・八八〇	〇・三九	一・七六	
京都	〇・八七五	〇・五一六	〇・二二七	一・六一八	
大阪	〇・五五〇四	〇・四九一四	〇・二二〇八	一・二六二六	
兵庫	〇・五〇	〇・六七六	〇・三〇	一・四七六	

計	平均	現行マーヂン	値上り率	改訂マーヂン
三・九五五四	〇・六五九	〇・六五	一・五倍	〇・九七五
三・七五六四	〇・六二六	〇・六〇	一・五倍	〇・九〇
一・六〇三八	〇・二六七三	〇・二五	一・五倍	〇・三七五
九・三一五六	一・五五二三	一・五〇	一・五倍	二・二五

七、木炭、薪の標準もの、地区別價格は次のようである。

地区	黒炭雜の價格		薪 (單位一束)	
	生産者價格	政府經費	卸賣價格	小賣マーヂン
A	五三・〇〇	三三・〇〇	八五・〇〇	六・〇〇
B	五三・〇〇	二七・〇〇	八〇・〇〇	五・五〇
C	五三・〇〇	二二・〇〇	七五・〇〇	五・五〇

地区	雜の價格		薪 (單位一束)	
	生産者價格	政府經費	卸賣價格	小賣マーヂン
A	六・五〇	八・三〇	一四・八〇	二・二五
B	六・五〇	六・八〇	一三・三〇	二・〇〇

政府取扱所要経費内訳

一、木炭

費目	現行	改訂	B率	A訂	f/B	f/θ
代 行 事 業	5,400	11,400	100%	11,400	2.1	2.1
縣 内 輸 送 費	1,581	1,700	93%	1,581	1.0	1.0
手 取 運 賃	1,300	400	65%	2,600	2.0	2.0
仲 繼 輸 送 計	8,281	3,400	41%	15,681	1.9	1.9
鐵 道 貨 賃	1,196	3,300	36%	6,866	5.7	5.7
借 庫 料 費	1,014	6,685	15%	4,375	4.3	4.3
手 保 入 管 庫 計	1,007	2,233	45%	1,470	2.1	2.1
借 料 料 費	800	2,670	33%	3,470	4.3	4.3
手 改 手 減 荷 委 託 費	300	825	36%	1,125	3.8	3.8
直 裝 耗 費	300	1,000	30%	1,300	4.3	4.3
集 減 荷 委 託 費	300	825	36%	1,125	3.8	3.8

(單位 一俵 一五底)

檢 收 其 他 費
奧 地 製 炭 費
合 計
赤 字 償 却
最 終 決 定
二、薪

費目	現行	改訂	B率	A訂	f/B	f/θ
代 行 事 業	2,320	5,090	100%	5,090	2.2	2.2
縣 内 輸 送 費	400	400	100%	400	1.0	1.0
手 取 運 賃	420	1,400	60%	840	2.0	2.0
仲 繼 輸 送 計	3,140	6,890	50%	13,780	4.4	4.4
鐵 道 貨 賃	270	945	28%	3,375	12.5	12.5
借 庫 料 料 費	3,310	6,925	21%	3,265	2.2	2.2
手 保 入 管 庫 計	300	1,500	20%	7,500	25.0	25.0
借 料 料 費	150	750	20%	3,750	25.0	25.0
最 終 決 定	1260	2,754	22%	12,546	10.0	10.0

(單位 千束当り)

(別紙参照)

手直	三〇〇〇	三三五〇〇
減耗	六二〇〇	一〇、〇〇〇〇〇
集荷委託費	一〇〇〇	一〇〇〇
檢收の他費	一六〇〇	一六〇〇
其他	一六〇〇	四八〇〇
合計	三、四四八・八〇	
赤字償却	一五一・二〇	三八〇〇〇
最終決定	三、六〇〇・〇〇	

薪炭赤字償却内訳(薪炭需給調節特別会計)

一、昭和二年三月末に於ける特別会計赤字会計

三三〇、〇〇〇、〇〇〇円

二、自昭和二年四月至昭和二年六月赤字償却見込

三八、五〇九、五〇〇円

内訳

木炭 4-6月取扱予想 300,000 吨
 1 吨当り償却 97.18 円(1 俵 1,457 円)
 97.18 円×300,000 = 29,154,000 円

薪 4-6月取扱予想 4,950,000 層積石
 1 層積石当り償却 1.89 円(1 束 0.1512 円)
 1.89 円×4,950,000 円 = 9,355,500 円

三、差引赤字残高 二九一、四九〇、五〇〇円

三〇〇	一〇〇・五〇	三三五
二	二〇〇・〇〇	三三三
一〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇
一〇〇	一六〇・〇〇	一〇〇
一〇〇	四八〇・〇〇	三〇〇
一〇〇	七、三〇五・〇五	二二二
一〇〇	三八〇・〇〇	二二二
一〇〇	七、六八五・〇五	二二二
一〇〇	七、二〇〇・〇〇	二二二

四、三の赤字を七月から翌年三月末日迄に償却するとすれば、

概ね 木炭 一俵当り 二・七五四

薪 一束当り 〇・三八

となる。

即ち

木炭 年間取扱 1,500,000 吨
 4-6 月は 300,000 吨 残 1,200,000 吨
 1 吨当り償却 183.69 円(1 俵 2,754 × 66.7)
 183.69 円 × 1,200,000 = 220,428,000 円

薪 年間取扱 20,000,000 層積石
 4-6 月は 4,950,000 層積石 残 15,050,000 層積石
 1 層積石当り償却 4.75 円(1 束 0.38 × 12.5)
 4.75 円 × 15,050,000 = 71,487,500 円

木炭、薪 合計 二九一、九一五、五〇〇円

(附)一

薪炭政府買入価格と賣渡價格との差額圧縮に関する件

この件について、別紙寫の通り関係知事及び木炭事務所長宛に通牒しておいたから御了知ありたい。

薪炭政府買入価格と賣渡價格との差額圧縮に関する件

現行薪炭の政府買入價格と賣渡價格との間には相当の差額があり、近時各方面においてこの差額の大なることを理由として横流れ供出不振等の口実を興え薪炭の需給調整上種々の好ましくない事態を招来してゐる現状である。

この差額の大なる理由を分析してみれば、七月三十日附二二林野第三八七号通牒によつて示した通りであつて、木炭平均一俵当りの差額二五円二〇銭の内縣内輸送代行経費に一三円九五銭であつて差額中に占める割合は五五%であり、特に普通薪にあつては一束当りの差額七円二〇銭の内縣内輸送代行経費は五円一錢であり差額中に占める割合は七一%の高比率に昇つてゐる。

そこで前記縣内輸送代行経費を縮減する目的をもつて從來の政府

買入地點を変更し左記の要領によつて木炭及び普通薪の生産者價格と消費者價格の差額を縮減する道を拓いたから各生産道縣において実施の希望があれば政府買入、輸送、配給関係団体等の意見を徴した上林野局長官宛に案を具して上申されたい。

記

一、價格差縮減の対策は木炭及び普通薪であつて、各生産道縣の内特に希望する道縣にのみ限定する。

二、價格差縮減の方法としては現在ブル平均されてゐる縣内輸送代行経費をくづして次の三及び四によつて政府買入を行ふものとする。

なお買入代行手数料は現在指示額通り政府が別途契約交付する。

三、政府買入地點は概ね次の四つとする。

- (1) 最寄発鉄道駅又は港頭
 - (2) 縣内消費地域で他町村より移入を仰ぐものについてはそのトラック又は馬車つき地点
 - (3) 若干他町村からの移入を仰ぐ地域についてはそのトラック又は馬車つき地点
 - (4) 自給自足以上の生産町村については、その町村内消費分についてその指定集荷場所
- 具申の場合は具体的に(2)(3)及び(4)の市町村名を明示し、且つ後段四、五及び六によつて其の政府買入賣渡及び最終消費者價格を段

階別に定めた内容とする。

四、政府の買入価格について三の(1)の場合は当該縣における現行プール輸送代行経費(貴管下関係団体に当局から指示してある標準経費)から縣内鉄道運賃及び買入代行手数料を控除した額を全額加算して買入れ三の(4)の場合は輸送代行経費は全く加算せずして買入れ三の(2)及び(3)の場合は適宜輸送代行経費を割引加算して買入れるものとする。但し價格統制上出来得れば三の(2)及び(3)の場合を一括定める方法即ち消費者價格が縣内三様になる方法を立案せられたい。

五、政府はそれぞれ四の買入價格に現行の政府賣渡價格と生産者價格との差額から当該縣の現行プール輸送代行経費(縣内鉄道運賃及び買入代行手数料を含まず)を差引いた額を加算して政府の賣渡價格を定めるものとする。

六、なお三の(3)及び(4)の場合の配給手数料は当該道縣の定めるところによつて適宜縮減するものとする。

七、本縮減策は薪炭を政府統制の集荷配給を正規ルートに乗せしめることを根本目的とするから縮減の内容によつて却つて集荷配給統制の実を與け得ないことになるものについては認めがたいから、具申立案の際は関係団体の完全なる協力の見込のある方途によられる様充分検討せられたい。

薪炭政府買入價格と賣渡價格との差額圧縮に関する件

薪炭の價格差縮減については別紙の通り関係知事宛に通牒しておいたから縣当局とも連絡の上充分協議をつくされたい。

(九六) 映画入場料金算定の基礎

- 一、興行収入算定の基礎
 - (イ) 封切館に於ける收容能力を八〇〇と査定す
 - (ロ) 興行回数は一日当五回
 - (ハ) 入場率六七・五%
 - (ニ) 観客動員数
800人 × 5回 × 30日 × 67.5% = 81,000人
- (ホ) 興行収入
 - 1、五円の場合 5,000円 × 81,000人 = 405,000円
 - 2、七円五〇の場合 7,500円 × 81,000人 = 607,500円
 - 3、八円五〇の場合 8,500円 × 81,000人 = 688,500円
 - 4、九円〇〇の場合 9,000円 × 81,000人 = 729,000円
 - 5、一〇円〇〇の場合 10,000円 × 81,000人 = 810,000円
- 二、支出算定の基礎
 - (イ) 興行歩合
従來の慣習により興行収入の一五%
 - (ロ) 写真料

1、写真料は直営館、独立館によつて異り、又上映写真によつても異なるのであるが平均して興行収入の五〇%洋画はすべて一律に五〇%)

2、ニュースは必ずしも歩合制ではないが平均して興行収入の二%

(ハ) 宣傳費

宣傳費は新聞廣告費と雜廣告費である。

1、新聞廣告費(東京都に例をとる)は別紙(一)の通り一ヶ月一、五三四、一七〇円にして、その中、毎日、朝日、讀賣三社の占める金額は八四三、六一二円で五五%なり、而して新價格体系により實際値上るものは前記三大新聞のみにしてその値上りは三〇%なるをもつて全体としては一五%の値上りとなる。

2、雜廣告は金額としては全体へ廣告費の三分の一、その値上りを五〇%と推定す。

3、故に宣傳費は二六・九%の値上りとなる。

收支狀況

区	分	興行収入	興行歩合	写真料	宣傳費	人件費	營業費	本社負担額	計	損益
五円〇〇の場合		405,000円	60,750円	110,000円	4,500円	60,000円	101,700円	131,500円	491,750円	77,250円
七円五〇の場合		607,500円	91,125円	135,000円	4,500円	60,000円	101,700円	141,350円	643,500円	137,000円
八円五〇の場合		688,500円	103,275円	135,000円	4,500円	60,000円	101,700円	141,350円	711,000円	177,500円

宣傳費 100 { 66 × 1.15 = 75.9 } 計 126.9

4、本年五、六月の実績は別紙の通り三二、七四七円である。

(11) 人件費

收容能力八〇〇の封切館に於ける従業員は三八人

一、八〇〇円ベースの中、商業甲地平均年齢二十七才として一人当り一、七〇八円

1,708円 × 38 = 64,904円

(ホ) 營業費

五、六月分の実績七、六〇四円に新價格体系により値上りした水道料、電力料、等々を見込んで算出す別紙(二)の通り。

(ハ) 本社負担額

本社費は各社(松竹、東宝、大映)によつて夫々異つた方法により割当てられて居り(例へば東宝に於ては一館当平均四六、五四〇円)過去の実績も不明瞭であるので興行収入の三%をとつてある松竹の例をとる。

九円〇〇の場合	七九,〇〇〇	一九,〇〇〇	三九,〇〇〇	四,〇〇〇	六四,九〇〇	一〇,七〇〇	三,八〇〇	七九,〇〇〇	九,〇〇〇
一〇円〇〇の場合	八〇,〇〇〇	三,〇〇〇	四三,〇〇〇	四,〇〇〇	四九,〇〇〇	一〇,七〇〇	三,八〇〇	八〇,〇〇〇	九,〇〇〇

実績より見た場合の收支状況

区	分	興行収入		支		出		損益
		興行歩合	写真賃料	宣傳料	人件費	營業費	本社費	
五円〇〇の場合		五、八〇〇	五、三〇〇	一八、一〇〇	四、〇〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇	七、二七〇
七円五〇の場合		五、七〇〇	八、四〇〇	一八、三〇〇	四、〇〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇	七、二七〇
八円五〇の場合		五、三〇〇	七、七〇〇	一八、三〇〇	四、〇〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇	七、二七〇
九円〇〇の場合		五、三〇〇	七、七〇〇	一八、三〇〇	四、〇〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇	七、二七〇
一〇円〇〇の場合		七、三〇〇	一八、五〇〇	一八、三〇〇	四、〇〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇	七、二七〇
実績	入場者数	七二、三六八人						
	従業者数	二四、二人						

東京都に於ける映画演藝の廣告及記事面料金額

新聞社名	廣告面	記事面	合計金額
毎日(東京)	五、九六六	二八〇	六、二四六
朝日(東京)	五、三五九	五七七	六、九三六
読売新聞	五、〇八四	五二五	五、六一〇
東京新聞	九、九三九	三五	一〇、〇一七
時事新報	一、五八八	四二〇	一、六〇〇
東京タイムズ	一七、三二一	八四〇	一八、一六一

第一新聞

サ	一三、七六四	六五	一五四、四六六	七〇	一三〇	九一〇	一五五、三七六
計	七、一三六	一〇五	七四、九二八	一七七	二一〇	三、七二七	七八、六四五

備考
一、廣告面及記事面の單位 耗
二、單價は概當
三、本表は本年六月実績

營業費内譯

費目	金額	新價格体系による値上率	同是正價額
映 画 費	五、〇一〇	一・五	七、五一八
燃 料 費	一、四三三	二・〇	二、八六四
電 力 費	一四、三二〇	一・三	一八、六一六
交 通 費	九三二	三・五	三、二六二
消 耗 品 費	五〇〇	一・五	五〇〇
掛 持 費	一〇、〇二四	一・五	一五、〇三六
福 施 費	二、一四八	一・五	二、一四八
交 接 費	七、一六〇	一・五	一〇、七四〇
修 理 費	四、二九六	一・五	四、二九六
保 險 料	二一、四八〇	一・五	三二、二二〇
合 計	七一、六〇四	一・三	一〇二、七九〇

五、六月分四四館の実績調査集計表

平均	均館	興行収入	興行歩合	写真	眞	宣傳費	人件費	營業費	計	損益
四	四	一九、八六、八七	三、三〇、三七	九、六三、七三	一、四〇、八五	一、五、九七	三、五、五五	一、八、五七、四七	六九、三〇	六九、三〇
		四、〇六	五、三七	二八、七二	三、七四	四、六一	七、六四	四二、七〇	一四、三〇	三、三〇
		100%	三五%	五〇%	七五%	二一%	一六五%			

(七七) (別紙)理髪店の実態調査書

(1) 企業形態

(例) 標準店舗
技術者 二人
二台
三枚
一五日間

(一) 実地調査
(二)

(2) 鏡椅従業員
一月間開店日数
従業員一人一日の施術能力客数

(例) 標準店舗
40分×5客=200分
30分×2客=60分
30分×2客=60分
25分×2客=50分

(一) 実地調査
(二)

顔子丸調 髪 (含顔剃)
剃供刈

(3) 洗髪
(計) 一ヶ月間の収入

15分×1客=15分
6H時間25分

(例) 標準店舗
16円×5客×2従業員=160円
14円×2客×2 =56円
9円×2客×2 =36円
10円×2客×2 =40円
12円×1客×2 =24円
16円 (收入見込ます)
1月 1月
316円×25H=7,900円

(一) 実地調査
(二)

(4) 費目
家賃 (店舗費は総額の六〇%)
補修費
椅子費
火災保険料
バリア
レザ

(例) 標準店舗
取得価格
720円×2台+200円+13円60=19.60
取得価格
168.00+360円=46
50,000円に對し 34.00
216円×6丁+30月=43円
43円+(研費5円×6丁)=73.00
244円×6丁+24月+61.00

(一) 実地調査
(二)

(七八) 新聞購読料

(1) 人件費内訳

科目区分	前回交渉案	現行	協会案	当應案	備考
基準平均給	1	1	1	1	一五社総従業員数二〇、八九五名
加算	1	3%	2,66円	2,57円	一五社総発行部数一、六五七、〇〇〇部
計	1	3,3%	3,39	2,97	一万部当所要人員一八名
一万部当所要人員	1	1	1	1	平均部数 × 20,895名 + 11,657,000部
一部当原価	4,000	4,000	5,000	5,000	平均部数 × 0,01792485
					一部当人件費 平均部数 × 0,01792485
					三〇歳以上の印刷用地平均給 ¥ 2,582円採る

(2) 編集費内訳

科目区分	前回交渉案	現行	協会案	当應案	備考
共同通信社賦課金	2,500	3,300	5,200	5,200	二〇銭増
電信料	2,000	2,000	4,000	2,000	二〇銭増
旅費	2,000	2,000	7,000	6,000	三〇倍
其の他	6,300	3,300	6,600	4,950	一・五倍
国内通信費	6,000	3,300	6,600	3,300	二倍
国外通信費	1,200	1,200	2,400	1,200	二倍
計	2,000	1,500	3,180	2,265	二・二六五倍

人件費参考(加勤手当率)

名	毎日新聞(東京)七月分	読賣新聞七月分
本名	1,998,210,000	3,489,257,000
諸手	2,540,393,000	6,828,900,000
小計	4,538,603,000	10,318,157,000
加勤手当	1,741,800,000	4,172,147,000
賞與(月割)	343,500,000	1,480,484,000
合計	6,623,903,000	16,452,631,000

(3) 用紙費内訳

科目区分	前回交渉案	現行	協会案	当應案	備考
一部当用紙費	1,800	2,700	5,499	5,499	損紙率 一五%
ボンド当單價	11,200	3,250	6,150	6,150	一連当発行高数 一、七〇〇部
一連当代價	10,400	15,750	37,500	37,500	一ヶ月 三〇、四日(1ヶ月)
一連当ボンド数	四七磅	四七磅	五〇磅	五〇磅	1R代價 × 30.4 = 1R × 30.4 2000(1-0.15) = 1R × 1700 = 1R × 0.017823 = 一部当用紙費

(4) 工場費内訳

科目区分	前回交渉案	現行	協会案	当應案	備考
活版費	0.400	1.200	3.000	2.400	二倍
					②鉛一・九二倍③錫二・二二倍

業務費内訳

科目	区分	前回交渉案	現行	協会の案	当廳案	備考	
業務費内訳	イソキ費	〇五四	一〇〇	三一八	三一八	③	
	写真製版費	〇一七	一一〇	二七五	二七五	③ 硫酸銅一・九八倍	
	印刷費	一〇〇	一七〇	四二五	二二五	③ 綿糸 四・七倍	
	機械修理費	〇五〇	〇五〇	一〇〇	二	瓦斯二・三三倍、水道二・五倍を含む	
	動力費等	〇五五	〇八〇	一六〇	二	鐵道運賃三・五倍、宿泊料二・五倍	
	旅費交通費	〇三四	〇三〇	一〇五	三		
	其他	二〇〇	〇九〇	〇九〇	二		
	計	一・〇五〇	一・二〇〇	二・六七三	二・五二三		
	業務費内訳	共販連盟賦課金	〇二五	〇二五	〇二五	二倍	共同輸送会社負担金三倍増(二六錢増)
		新聞輸送費並補助	三〇〇	四〇〇	八〇〇	二倍	鐵道運賃三・五倍宿泊料二・五倍
		販賣旅費交通費	二〇〇	二〇〇	七〇〇	三倍	調査費擴張維持費普及宣傳費會議費等
		販賣所經營補助	〇四〇	一四五	一四五	一	
		其他販賣費	一五〇	二一〇	二一〇	一	
		廣告、割戻手数料	三五〇	九〇〇	一、〇〇〇	收入の二割	普通一・五割、雜報三割
		廣告支社支局維持費	〇〇四	〇五〇	一〇〇	二倍	調査費、家賃事務用品費、會議費等
廣告旅費交通費		〇一〇	〇二〇	〇七〇	一・五倍	鐵道運賃三・五倍宿泊料二・五倍	
其他廣告費		一〇〇	二〇〇	二〇〇	三倍	調査費、會議費、招待費等	
計		一、一八〇	二、二五〇	三、二五〇	一・五倍		

一般費内訳

科目	区分	前回交渉案	現行	協会の案	当廳案	備考
一般費内訳	福利厚生費	三五〇	三五〇	七〇〇	五二五	法定福利、衛生費、医療費、現物給等
	新聞協会賦課金	〇〇九	〇七〇	一一〇	一一〇	電灯(一・三倍)水道(二・五倍)瓦斯(二・三倍)
	電灯給水燃料費	〇五〇	一一〇	三〇〇	二四〇	
	修理營業費	六〇〇	四五〇	九〇〇	九〇〇	
	備品消耗品費	〇七〇	一五〇	三〇〇	二二五	
	保險料	〇〇九	〇一〇	〇一〇	〇一〇	
	旅費交通費	一三〇	一三〇	四五五	三九〇	
	租稅公課	一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
	其他經費	二〇〇	三三〇	三二〇	三二〇	
	退職手当金	三〇八	二二〇	二二〇	二二〇	
	減價償却費	一五九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
	貸倒償却費	二二一	〇七〇	〇七〇	〇七〇	
	計	二、二二〇	二、一〇〇	三、六〇五	三、二三〇	

配給費原價表

科目	区分	前回交渉案	現行	協会の案	当廳案	備考
配給費原價表	共販連盟案	三、四四六	二、二〇〇	四、二三〇	一、九二倍	
	當廳案	三、〇六四	一、三九倍	三、〇六四	一、三九倍	

①現行内訳は三五〇部持

配給資材費	〇、三六四	〇、二八〇	〇、五五〇	一・九六	〇、四二〇	一・五〇
販賣所経営費	〇、四三〇	〇、六七〇	〇、八七〇	一・二九	一、〇三七	一・五五
店主(構成員)所得	〇、七六〇	〇、三五〇	〇、八五〇	二・四二	〇、五〇〇	一・四二
計	五、〇〇〇	三、五〇〇	六、五〇〇	一・八五	五、〇二一	一・四三

④連盟案は共販部数
従業員六九、〇八〇人、一人当二
五六弱二五〇部と査定
⑤当應案は合理的経営状態の平
均を三五〇部と推定

人件費(従業員給與費)内訳

科目	区分	前回交渉案	現行	原	共販連盟案	当	備考
配達員給料	集金及取出手当	三、四四六	二、二〇〇	四、二三〇	一・九二倍	三、〇六四	一、三九倍
		計	三、四四六	二、二〇〇	四、二三〇	一・九二倍	三、〇六四

① 現行内訳は月額七七〇円、日給二五円六六銭、三五〇部持で福利厚生費を含む。
配達員給料 一、六六六
賞與料 一、三七五
退職手当 〇、〇二五
福利厚生費 〇、〇四五
計 二、一〇一
② 連盟案 四円二三銭の内訳 三、一九……配達料、三五〇部持で時間給七円七五銭
一・〇〇四 { 〇・七二……賞與 一ヶ月三ヶ月分
〇・二四……退職手当 一ヶ月分
〇・〇八……福利厚生費 月額二〇円 } (尚経営費中配達補助〇、一七五)

③ 当應案
一、八〇〇円ベースにより組込及配達時間を四時間半とし、 $1,800円 + 30日 \times \frac{4.5}{8} = 331円75銭$ (日収) $331円75 \times 30日 + 350部 = 2,893$
集金及取出手当 一日二円とし月額六〇円 60円 + 350部 = 0円171 2,893 + 0,171 = 3,064

配達用資材費内訳

科目	区分	前回交渉案	現行内訳	原	共販連盟案	当	備考
手袋	地下足袋	〇、〇〇一	〇、〇〇一	〇、〇〇二	二倍	〇、〇〇四	① 全国平均一ヶ月一人当九八円 一人三五〇部持 一部二八銭
		〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、〇四〇	一・二五倍	〇、〇五〇	② 共販案全国平均一ヶ月一人当 一三七円五〇銭 一人二五〇部持一部五五銭 ③ 当應案は二八銭の五割値上
雨合羽	〇、〇五〇	〇、〇四〇	〇、〇四〇	一・二五倍	〇、〇五〇	④ 実情は闇資材なるを以て七銭位 の七銭位は経営費及人件費に 喰込	
自作業車	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇一三	一・二五倍	〇、〇一三	⑤ 手袋、地下足袋、雨合羽、自轉 車同修理費等なり。	
同修理費	〇、〇七六	〇、〇七六	〇、〇七六	一・二五倍	〇、〇七六		
其他	〇、〇三四	〇、〇三四	〇、〇三四	一・二五倍	〇、〇三四		
計	〇、三六四	〇、二八〇	〇、五五〇	一・九六倍	〇、四二〇	一・五倍	

科目	区分	前回交渉案	現行内訳	原	共販連盟案	当	備考
家物修理費	家物修理費	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇二二	二倍	〇、〇四四	
		〇、〇〇五	〇、〇〇五	〇、〇〇五	二倍	〇、〇一〇	
光熱費	〇、〇二九	〇、〇二九	〇、〇二九	一・二六	〇、〇三六		
薪炭費	〇、〇四〇	〇、〇四〇	〇、〇四〇	一・二二	〇、〇四八		
通信用品	〇、〇七〇	〇、〇七〇	〇、〇七〇	一・二二	〇、〇八四		
事務用品	〇、〇二四	〇、〇二四	〇、〇二四	一・二二	〇、〇二九		
欠損	〇、〇七〇	〇、〇七〇	〇、〇七〇	一・二二	〇、〇八四		

雜費	〇、〇九〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇
福利厚生費	〇、〇八〇	〇、〇八〇	〇、一七五
配達補助計	〇、四三〇	〇、六七〇	〇、八七〇
店主所得	〇、七六〇	〇、三五〇	〇、八五〇
店主所得	〇、七六〇	〇、三五〇	〇、八五〇

放送聴取料

(七九) 損益予算表 (單位千円)

科目	二二年度成立額	通年(月一七四五〇銭)	案二二年度改定額(一七四五〇銭)
損失	四〇四、八〇四	一、二二四、二七二	九二二、七六五
事業損失	三九七、二二七	一、二〇七、四二五	九〇〇、二七九
事業費	三八四、八四七	一、〇五一、二九五	八五四、一四九
減價償却費	六、三八〇	六、三八〇	六、三八〇
減債引当金	一、〇〇〇	九、七五〇	九、七五〇
予備金	五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
事業外損失	七、五七七	一六、八四七	一一、四八六
事業外雑費	七、五七七	一六、八四七	一一、四八六
利益	三五五、一五八	一、一一六、八一九	八六三、八六八

費用別改正予算表

科目	二二年度成立額	通年(月一七四五〇銭)	案二二年度改定額(一七四五〇銭)
事業費	一七五、四二四	二七五、四七八	二六七、八二六
俸給諸給與	二、七七二	四、一五八	三、九七〇
社團費	一、七〇八	三、四一六	三、四一六
接待費	一〇、六〇〇	三九、五九八	二九、九三二
番組作成費	一〇、六〇〇	三九、五九八	二九、九三二

連盟案は人件費中一四〇〇を含む
当座案は福利厚生費を含み一五倍

合理的経営状態で二・三四部事業
場経費と家計生計費との一部重
複と家族労働とに依り生計維持

番組実施費	一四、八五二	七七、四九六	五六、六一五
藝能団体費	六、〇〇〇	一六、二〇〇	一一、八〇一
放送資材費	四、九八五	三一、四二五	一一、六一三
電話線使用料	一九、一〇〇	四二、〇二〇	三〇、五六〇
國線電話設備使用料	七、五二二	三〇、〇四八	二二、五三七
動力費	一、三六四	四、八四六	三、六八五
真空管費	一一、三〇〇	五六、九〇〇	四一、四三六
補修費	四四、九一八	一七六、三九八	一三二、五七〇
指定店費	一、三六二	五、八三八	四、三四六
周知費	九七〇	二、四二五	一、九四〇
諸手数料	一六、七二七	四一、八一八	三三、四五六
門標費	一五五	四、二二〇	二、九六八
保険料	二七二	五、四四四	四、五五四
諸税公課	二七九	一、一一七	八三八
舎屋費	五、一七三	一五、八七四	九、九八二
刊行費	六三六	三、一八〇	二、三三二
圖書費	五四二	二、一六八	一、六二二
旅費車馬費	一一、二二〇	五五、一八四	四〇、八六四
備品消耗品費	一一、三〇八	五三、二三二	三九、九二六
藝能事業費	三、七〇九	三、七〇九	三、七〇九
通信費	二、四〇三	一〇、八一四	一〇、八一四
奨励費	一、三三三	一、六九七	一、五〇八

一家賃の修正率

(昭和二十二年九月一日) (物告第五四二号)

雜結費	七六八	二、三四〇	一、八一六
厚生費	一一、二四九	二六、四五五	二一、三八六
雜件費	九、四四三	三七、七七二	二八、三三一
線路施設費	一七三	六九四	五二一
職員退職手当繰入	三、二三四	二二、五二六	一八、四五四
其他	五五二	一、一〇五	九二一
小計	三八四、八四七	一、〇五一、二九五	八五四、一四九
事業外経費	七、五七七	一六、八四七	一一、四八六
予備金	五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
合計	三九七、四二四	一、〇八、一四二	八九六、六三五

地代家賃統制令第五條の規定により家賃の修正率を次のように定め、昭和二十二年九月一日からこれを施行する。

一、家賃の停止統制額に対する修正率

適用区域

建築完成の時期	修正率
昭和十三年以前	二・五倍
昭和十四年・昭和十五年	二・三倍
昭和十六年・昭和十七年	二・一倍
昭和十八年・昭和十九年	一・九倍
昭和二十年	一・六倍
昭和二十一年以降	一・〇倍

全國 一円

二、建物の一部についての家賃(間代、室料)の認可統制額に対する修正率
 昭和二十一年一月一日以降昭和二十二年八月三十一日まで認可せられた建物の一部についての家賃(間代、室料)の認可統制額については次の修正率を適用する。

適用区域	建築完成の時期	修正率
全国 一円	昭和一三年以前	二・〇倍
	昭和一四年・昭和十五年	一・八倍
	昭和一六年・昭和十七年	一・七倍
	昭和一八年・昭和十九年	一・六倍
	昭和二十年	一・四倍
	昭和二十一年以降	一・〇倍

三、家賃(間代、室料を除く)の認可統制額に対する修正率
 (イ) 昭和二十一年十月一日以降昭和二十二年八月三十一日まで認可せられた家賃の認可統制額(間代、室料を除く)については一、の家賃の停止統制額に対する修正率を適用する。但し昭和十五年勅令第六百七十八号地代家賃統制令第五條の規定による家賃の適正標準により算出した家賃の額に対して一、の家賃の停止統制額に対する修正率を適用した額を超えることは出来ない。
 (ロ) (イ)の但書によつて算出した額がその認可統制額より低額であるときは、その認可統制額を以て修正せられた額とする。
 四、一、及び二、の修正率の表中建築完成の時期は、建築後増改築があつた場合でも当初の建築時期をとるものとする。但し骨格

のみを残して焼失した焼ビルを改装した借家については、その改装の時期を以て建築完成の時期とみなす。
 五、二、及び三、の修正率は、地代家賃統制令第十條の規定による家賃の認可統制額には、これを適用しない。

別紙

東京都に於ける普通木造住宅家賃原價

(坪当り)

費目	昭和一四年	昭和二二年	摘要
修繕費	一・三二八	一六・〇四四	建築費指数により修正
償却	三・三一九	三・三一九	据置
利子	四・九七九	四・九七九	〃
管理費	〇・八〇九	一一・二二〇	東京卸賣指数により修正
空家補償	一・一五四	〇	削除
租税	〇・六九二	二・〇七六	昭和一四年の三倍
地代	四・九八一	四・九八一	据置
保険料	〇・四八九	六・〇一七	建築費指数により修正
計額	一七・七六〇	四八・五三六	
百分率	一・四三〇	四・〇四四	
	一・〇〇〇	二・七三	

(附) 主要物資價格の決定要領

一覽表

番号	品名	目
一、	精大	米
二、	精小	麦
三、	小麦	麵粉
四、	小麦	麵粉
五、	小麦	麵粉
六、	乾馬	鈴
七、	乾馬	鈴
八、	乾馬	鈴
九、	乾馬	鈴
一〇、	鮮酒	魚介類
一一、	鮮酒	魚介類
一二、	鮮酒	魚介類
一三、	鮮酒	魚介類
一四、	鮮酒	魚介類
一五、	鮮酒	魚介類
一六、	鮮酒	魚介類
一七、	鮮酒	魚介類
一八、	鮮酒	魚介類
一九、	鮮酒	魚介類

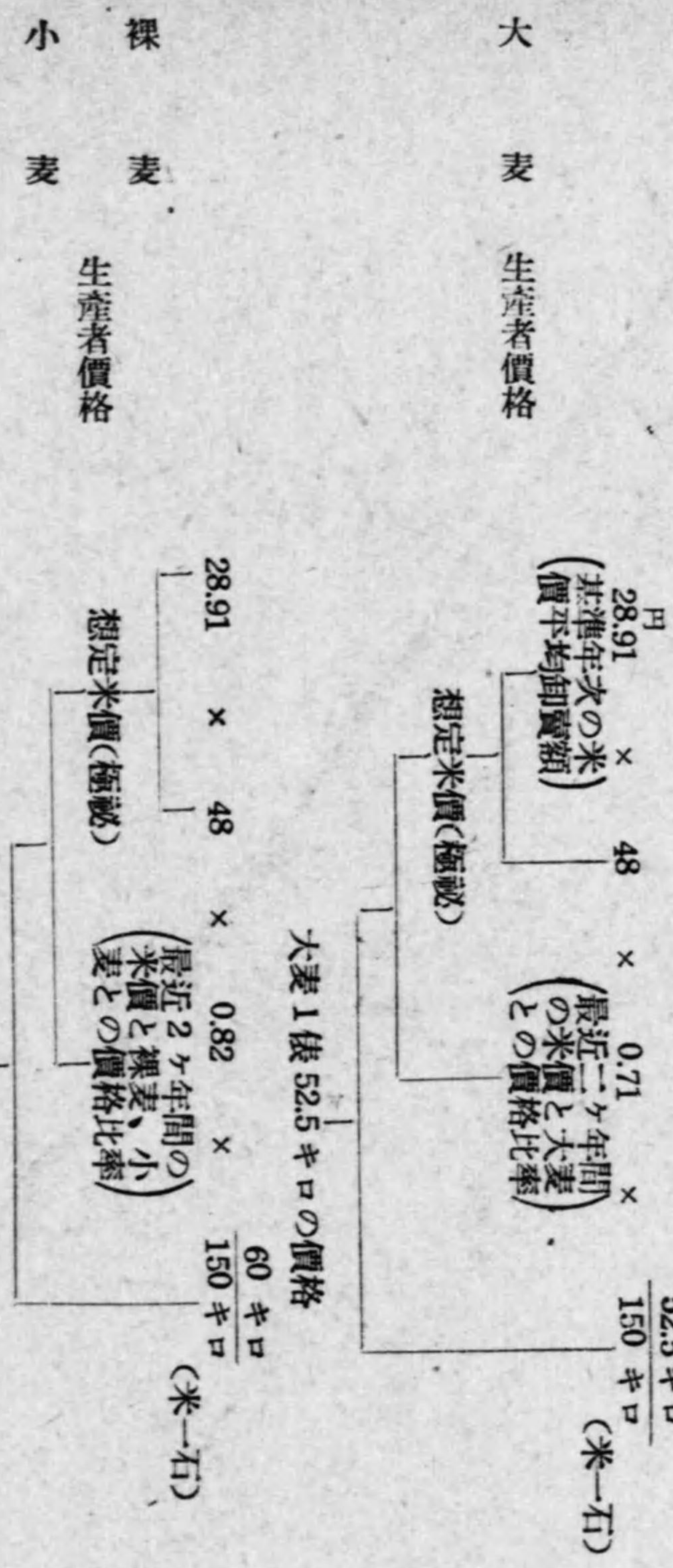
二〇、分密白糖

二、基礎資材及び工業製品 (食品及び日用品を除く)

二一、	石炭	炭
二二、	石油	油
二三、	石油	油
二四、	石油	油
二五、	石油	油
二六、	石油	油
二七、	石油	油
二八、	石油	油
二九、	石油	油
三〇、	石油	油
三一、	石油	油
三二、	石油	油
三三、	石油	油
三四、	石油	油
三五、	石油	油
三六、	石油	油
三七、	石油	油
三八、	石油	油
三九、	石油	油
四〇、	石油	油
四一、	石油	油

品名 小麦、裸麦、生産者
 区分 小 六〇・〇〇 四五五・〇〇 小 六六一・五七 小 卸 七・三九
 式 六六一・八二 小麦 七・三六 一〇四・〇〇 二・二三
 考 式 考

一九三四年一三六年を基準とする農業パリティ方式（パリティ方式）により米價を算出し、その米價に米價と麦價との従来の比率を乗じて算出す。



新價格体系における價格等決定要領
 精麦 單位 新改訂額 基準年次價格 (A) (B)
 消費者價格 一〇キロ 九八・五〇 (小賣) 一・八三 五三・八三 三五・八五 二・七五

品名等 区分 決定方式 操業度 基準年次 備考
 倍に對する 率

國庫負担をしない場合の精麦價格、馬鈴しよと米價とのブール計算により決定した米價の五〇銭下（一〇班につき）とする。

(2)(1) 精麦の七月一十月の消費予定数量 八五五万九千石
 麦類の中間雜費 (一俵につき)

(3) 精麦加工費 製品五〇キロにつき
 政府加算額 三六・三五
 地方食糧管團手数料 五・〇〇
 輸入食糧麻袋回收費 九八・七五
 輸送費 二二・〇〇

新價格体系における價格等決定要領
 昭和三十七年 最終決定表

小麦粉 單位 新改訂額 基準年次價格 (A) (B)
 消費者價格 一〇キロ 一〇四・〇〇 二一・〇七 五〇・二四 三九・五〇 二・六三

区分 決定方式 暫定業種別 價格に織込済 福利厚生費 利潤 減價償却費 操業度 基準年次 備考
 單位當り 平均月額 單位當り 平均月額 單位當り 平均月額 單位當り 摘要 單位當り 摘要 率 對する倍 備考

消費者價格 原價主 五・〇二 一・五六 五・二三 一・六〇 〇・三三 一・三三 一 一 〇・五二 普通の償却の七〇% 五・三四 (加工費) (製品三キロに) (つぎ大型製粉) 九・八五

新價格体系における價格等決定要領

消費 者 價 格	現 行 額 (C)	A/B	基 準 年 次 價 格 (B)	新 改 訂 額 (A)	單 位	A/C
	〇・八四 (二斤三・三五)		(二七・一九)	小 賣 〇・〇六	四五匁	一二・二七
				(基 準 一 斤 五 匁 〇)		

昭三三
三三三
七七七
六五五
最終決定
実施表

新價格体系における價格等決定要領

乾 麵	單 位	新 改 訂 額 (A)	基 準 年 次 價 格 (B)	現 行 額 (C)	單 位	A/C
	一〇〇匁	四・九〇	(二九・〇〇)	二・〇〇	二〇〇	二・四五

昭三三
三三三
七七七
六五五
最終決定
実施表

区 分	式 決 定 方	賃 金		福 利 厚 生 費	利 潤	減 價 償 却 費	操 業 度	備 考
		暫 定 業 種 別	價 格 に 織 込 済					
消 費 者 義 原 價 主	單 位 當 額 平 均 月	〇・二四	一・六〇〇	〇・〇一	二	〇・〇三	普 通 の 償 却 の	七%
	單 位 當 額 平 均 月	〇・二四	一・六〇〇	〇・〇一	二	〇・〇三	普 通 の 償 却 の	七%

加 工 賃 (四五匁) に つ き 〇・八 天

新價格体系における價格等決定要領

馬 鈴 芋	單 位	新 改 訂 額 (A)	基 準 年 次 價 格 (B)	現 行 統 制 額 (C)	單 位	A/C
生 産 者 價 格	一〇貫	八七・〇〇	(一九・四一)	四八・〇〇	一・八一	(A)
消 費 者 價 格	一〇貫	八五・〇〇	(一九・四一)	四八・〇〇	一・八一	(C)

一九三四—三六年を基準とする農業パリティ方式による。

$$\frac{28,91}{100} \times 48 = 13,8768$$

$$\frac{13,8768}{100} \times 0,063 = 87,00$$

五倍・三倍

昭三三
三三三
七七七
六五五
最終決定
実施表

新價格体系における價格等決定要領

品名等	区分	決定方式	暫定業種別		價格に織込済		福利厚生費		利潤		減價償却費		備考
			單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	摘要	單位当り	摘要	
清酒一級	二級	比率	六〇九	一、三九	四〇八	一、三五	四〇七	一、〇八	一、三五	〇・八	普通		
合成清酒	二級	原價主義	二七四	一、三九	二七四	一、三九	二七四	六、七八					
燒酎	二級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					
味淋	二級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					
麥酒	二級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					
雜酒	二級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					
清酒第二級	一級	比率	六〇九	一、三九	四〇八	一、三五	四〇七	一、〇八	一、三五	〇・八	普通		
合成清酒	一級	原價主義	二七四	一、三九	二七四	一、三九	二七四	六、七八					
麥酒	一級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					
三級ウキスキー	一級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					
果実酒第二級乙類	一級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					

昭三三、一一、二九九
二二、一一、二九九
三五〇
最終決定
實施表

新價格体系における價格等決定要領

品名	区分	決定方式	暫定業種別		價格に織込済		福利厚生費		利潤		減價償却費		備考
			單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	摘要	單位当り	摘要	
鮮魚介	一級	原價主義	五〇四	二、二五	五〇四	二、二五	五〇四	二、二五	五〇四	二、二五	五〇四	二、二五	
果実酒	一級	原價主義	二〇三	一、三九	二〇三	一、三九	二〇三	三、六四					

昭三三、一一、二九九
二二、一一、二九九
三五〇
最終決定
實施表

新價格体系における價格等決定要領

品名	区分	決定方式	暫定業種別		價格に織込済		福利厚生費		利潤		減價償却費		備考
			單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	摘要	單位当り	摘要	
蔬菜類	一級	原價主義	八四七	三、三三	八四七	三、三三	八四七	三、三三	八四七	三、三三	八四七	三、三三	
生産者庭先渡價格	一級	原價主義	八四七	三、三三	八四七	三、三三	八四七	三、三三	八四七	三、三三	八四七	三、三三	

昭三三、一一、二九九
二二、一一、二九九
三五〇
最終決定
實施表

パリテイ方式
基準年次を一九三三―三六年とし、漁業用資材の値上り率と相関係をとり、基準年次の約六〇倍を目標とし、中間経費等を逆算して決定

最終決定
實施表

卸賣價格
小賣價格
決定方式
備考

パリテイ方式
の基準年次の倍率四八倍と歩調とし、生産者先
の価格を基準年次の四八倍におくこととし、第一目標とし
た後、これに諸費を加算して平均卸賣価格を算出
し、この卸賣価格と小賣価格とを算出地域別別算出
地、中小都市、大都市との開きを適当に調整
（産地と中小都市との開き……三六・五%）
（中小都市と大消費地との開き……一五%）

新價格体系における價格等決定要領

品名等	区分	決定方式	賃金	福利厚生費	利潤	減價償却費	操業度	備考
原皮(塩皮)	單位	新改訂額	(A)	基準年次價格 (一九四一)	(B)	(A)	(B)	現行額 (C)
牛皮(大判)	一貫	一六五・〇〇	三、四三	四八・〇	一三五、〇〇	一・二二		
馬皮(大判)	一貫	一一〇・〇〇	二、九九	三七・〇	九〇、〇〇	一・二二		
豚皮	一坪	九〇・五〇	一、五七	五七・〇	七四、〇〇	一・二三		
めん山羊皮	一坪	一六・五〇	〇、二九	五六・八	一三、五〇	一・二二		

昭九、一〇、一一年の
牛皮大判の價格
〇六〇円

内地産原皮

均年九、一〇、一一年の
三ヶ年平
判皮基準品種は牛
(塩皮)の大

新價格体系における價格等決定要領

昭九、一〇、一一年の
三ヶ年平
均年九、一〇、一一年の
三ヶ年平
判皮基準品種は牛
(塩皮)の大

品名等	区分	決定方式	賃金	福利厚生費	利潤	減價償却費	操業度	備考
生牛乳(農乳)	一升	一九・二二	〇・一六	一一九・五	一〇・八五	一・七六		
專用乳	一合	二二・二四	〇・三三六	六三・二	一一二・〇五	一・七六		
飲用牛乳(六大都市及福岡市)	一合	三・七〇	〇・〇七	五二・九	二二・〇五	一・八〇		
(其他)	一合	三・三〇	〇・〇七	四七・一	二二・〇五	一・六一		

新價格体系における價格等決定要領

昭九、一〇、一一年の
三ヶ年平
均年九、一〇、一一年の
三ヶ年平
判皮基準品種は牛
(塩皮)の大

最終決定
實施表

牛乳生産者價格

昭九、一〇、一一年の
三ヶ年平
均年九、一〇、一一年の
三ヶ年平
判皮基準品種は牛
(塩皮)の大

消費者價格

(6) 諸 経 費 一六・〇%

四・四八円

四〇六〇%

三五六

計 (一〇〇g、k当り)
一八一、八八八円
六六五、四九五円

しょう油決定方式

原價主義とパリティ計算併用

生産費構成割合(基準年次)

(1) 大豆	一六・〇%
(2) 小麦	一三・二%
(3) 塩	七・六%
(4) 燃料	二・二%
(5) 人件費	一九・〇%
(6) 諸経費	四二・〇%

一〇〇キロ当り使用量

(現在の使用量)

大豆	一五・〇キロ
小麦	一五・〇キロ
塩	二二・〇キロ
燃料	(基準年次の金額) 〇、三五二円
人件費	三、〇三九円
諸経費	六、七一七円

騰 率

大豆	一〇五六三%
小麦	三五四一%
塩	四〇六〇%

計

金 額
一〇七、六一〇円
二七二、七一〇円
七三一、二二一円

新價格体系における價格等決定要領

味 そ 單位

生産者價格	一〇貫
地方統制機関販賣價格	一〇貫
小賣業者販賣價格	一〇〇匁

新改訂額

生産者價格	一三三・〇〇
地方統制機関販賣價格	二六五・〇〇
小賣業者販賣價格	三・二〇

(A)/(B)

生産者價格	三五・九
地方統制機関販賣價格	三九・八
小賣業者販賣價格	四三・〇

基準年次價格

生産者價格	六・四六
地方統制機関販賣價格	六・六六
小賣業者販賣價格	〇・〇七

現行統制額

生産者價格	一四五・〇〇
地方統制機関販賣價格	一五四・五〇
小賣業者販賣價格	一・八〇

(A)/(C)

生産者價格	一・六
地方統制機関販賣價格	一・七一
小賣業者販賣價格	一・七八

昭和三三、三六、最終決定
実施表

決定方式

一〇貫換算	二四九、五六一
運賃	一、七二六
容器損料	一六、一〇〇
引	二三一、七三五
生産者價格(A)	二三三、〇〇〇

決定方式

卸の取扱経費(B)	三三三・〇〇
(A)+(B)	二六五・〇〇
卸販賣價格(C)	五四・〇〇
小賣の取扱経費(D)	三一・九〇
小賣販賣價格(C)+(D)	三三三・〇〇

備考

しょう油 單位

生産者價格	一斗
地方統制機関販賣價格	一斗
小賣業者販賣價格	一合

新改訂額

生産者價格	一四四・〇〇
地方統制機関販賣價格	一七〇・〇〇
小賣業者販賣價格	二・〇八

基準年次價格

生産者價格	三四・七七
地方統制機関販賣價格	卸三、六七七
小賣業者販賣價格	小四、二四三

(A)/(B)

生産者價格	四・四
地方統制機関販賣價格	四六・三
小賣業者販賣價格	四九・〇

現行統制額

生産者價格	七六・五〇
地方統制機関販賣價格	八四・〇〇
小賣業者販賣價格	一・〇二

(A)/(C)

生産者價格	一・八八
地方統制機関販賣價格	二・〇二
小賣業者販賣價格	二・〇六

考

一斗換算	一五八、九五八
鐵道運賃	二、七〇五
容器損料	一一、〇〇〇
引	一四、三三二
(生産者價格)	一四四、〇〇〇

卸の取扱経費

卸の取扱経費	二六・〇〇(B)
(A)+(B)	一七〇・〇〇(C)
卸販賣價格	三三・〇〇(D)
小賣の取扱経費	三・〇〇
(C)+(D)	二〇八・〇〇

式

卸の取扱経費	二六・〇〇(B)
(A)+(B)	一七〇・〇〇(C)
卸販賣價格	三三・〇〇(D)
小賣の取扱経費	三・〇〇
(C)+(D)	二〇八・〇〇

備

(小賣價格)

食塩	〇・一七	〇・二二	七・二七八	一六・〇一	三六〇
石炭	〇・五一	〇・六七	〇・六一五	七・一二二	
労働賃	一・八四	二・二三	三・九八六	八四・九〇	
その他諸経費	一八・八七	二四・二八	四・〇六一	九八・九五×一・五	
合計	七七・一六	一〇〇・〇〇	四・〇六一	六三・七六	四九・一九七二
ポンド換算	〇・三五				二〇・一六
同課税金額					六・七八
一ポンド生産者価格					二九・〇〇
七七・一六(基準年度人造バター 一〇〇kg 価格) × 六三・七六 ÷ 四九・一九七二					

硬体油	一〇〇kg	基準年度価格	改訂価格	値上指数
液化油	一担	六六・四〇	四、四〇一・九二円	六、六二九
食塩	一〇〇〃	七・二三	三四二・七〇	四、七四〇
石炭	一屯	四・七九	三四八・五〇	七、二七八
労働賃	一人一月	一一・三八	一一、二〇八・〇〇	一〇、六一五
その他諸経費	東京卸賣物價指数 昭和十二年一〇〇	一四・二五	一、七六四・〇〇	三、九八六
菜種油改訂生産者価格のバリエーティ計算	基準年度平均原價構成割合	一〇五・二	四二・七四	四、〇六一
原燃料代	八四・八	値上指数	加重平均騰率	補正倍数
燃料費	二・四	四、四八〇	三、七六五	二
労働費	二・四	三、九八六	九六	一九二
燃料費	一・四	一〇、一一五	一四八	一四八
直接経費	五・四	四、〇六〇	二一九	二一九
間接経費	一・〇〇	四、〇六〇	二四四	三
計	六・二一 × 五、〇五六% ÷ 三〇八・九二	(改訂価格 二八八・〇〇)		七三二
				五、〇五六

内 容	現行価格	消費量	昭和二三、二八、二八	最終決定
いわし	二八・八〇円	二R is	九、九	三三
醤油	一六・九九	三R is	九、九	三三
サツカリン	二二・六四	一・三Kin	九、九	三三
労働費	一・二四	四〇・六	九、九	三三
燃料費	〇・〇六	一・〇五	九、九	三三
その他経費	二・三七	四〇	九、九	三三
計				

新價格体系における價格等決定要領

分蜜白糖	單位	新改訂額	基準年度價格	現行額	(A)(B)(C)
生産者	一〇〇斤	二、二一〇・〇〇円	二、〇四二円	二、二二〇・〇〇円	(A)(B)(C)
卸業者	〃	二、二〇三・〇〇〃	二、〇六二	二、一六七・〇〇〃	(A)(B)(C)
小賣業者	〃	二、二六四・〇〇〃	二、三・八九	二、二九〇・〇〇〃	(A)(B)(C)

消費者価格
 生産者価格平均に配炭公團の運賃諸掛りを加算(石炭価格の八一・五%)
 (一)粉炭(塊炭の一五%引)
 (二)三級(七七・八)級外
 (三)二級(一〇〇内外)
 (四)一級(一〇〇)二級(八八・九)

備考	物品	費用	七四・五九円	人件費	二八八・四九〇	経費	五五・九三〇
	利潤	支拂	五・七一〇	子	五・八八〇	石炭価格値上による影響	六六・六一〇
	生産原価	減耗による欠斥	四九六・八四〇	5%	二四・八四〇	合計(販賣原価)	五二一・六八〇

新価格体系における価格等決定要領

コ	1	タ	ス	単位	新改訂額	基準年次価格	現行統制額
生産者	価格	一屯	二、二四〇・三八円	(A)	(B)	(A)	(B)
消費者	価格	〃	二、七二〇・二五〇	不明	四八・七〇	一、〇一六・八八〇	二、二一〇・〇〇〇

区分	決定方式	暫定業種別	価格に織込済	福利厚生費	利潤	減價	度	操業	備考
単位当り	平均月額	単位当り	平均月額	単位当り	平均月額	費	却	費	
原價主義バ	ルク	三〇・七四	二、二九〇・〇〇	二七・三四	二、三〇〇・〇〇	一〇・五	三・三	三〇%	単位一屯につき
七〇%									人件費
									一、六四四・二五〇
									二、二七・三四

生産者価格
 配炭公團の運賃及び諸費を加算
 生産者価格
 配炭公團の運賃及び諸費を加算
 生産原価
 二、二四〇・三八

消費者価格
 配炭公團の運賃及び諸費を加算
 生産者価格
 配炭公團の運賃及び諸費を加算
 生産原価
 二、二四〇・三八

新価格体系における価格等決定要領

品名	区分	決定方式	暫定業種別	価格に織込済	福利厚生費	利潤	減價	度	操業
電	品	目	単位	新改訂額	基準年次価格	現行額	(A)	(B)	(C)
電	品	目	単位	新改訂額	基準年次価格	現行額	(A)	(B)	(C)
電	品	目	単位	新改訂額	基準年次価格	現行額	(A)	(B)	(C)

電
 品名
 区分
 決定方式
 暫定業種別
 価格に織込済
 福利厚生費
 利潤
 減價
 度
 操業

電
 品名
 区分
 決定方式
 暫定業種別
 価格に織込済
 福利厚生費
 利潤
 減價
 度
 操業

備考	單位一	KWH	三六八
材料費	四・五〇錢	人件費	一四・四〇錢
利潤	〇・六二錢	支拂利子	〇・九〇錢
石炭價格値上の影響		鐵道運賃値上げ	
		生産原價	五九・八七錢
		控除額	二・五七錢
		經除額	四二・〇二錢

新價格体系における價格等決定要領

單位	新改訂額	基準年次價格	現行額	最終決定
(A)	(二九・一九)	(一九・一九)	(C)	昭三三、七七、七二、七
(B)			(A)	七七、七二、七
(C)			(B)	七七、七二、七
			(C)	七七、七二、七

品名等区分	決定方式	暫定業種別		價格に織込済		福利厚生費		利潤		減價償却費		操業度	
		單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額
ガス	區別な	充	二・三〇	充	二・三〇	六・五	二・八	なし	なし	二・〇	二・〇	五・三	四・七
ガス	標準料金	一立方	三・五〇	一立方	三・五〇	八・四	四・一七	一	一・五〇	一・五〇	一・三三	一・三三	一・三三
ガス	メートル貨貸料	一ヶ月につき	二・〇〇	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明

備考	單位一立方	米につき	二・三〇	六・五	二・八	なし	なし	二・〇	二・〇	五・三	四・七
原料費	一・二四	材料費	〇・七	人件費	〇・九	經路運賃	〇・六	利	〇・三	生産原價	三・五
支拂利子	〇・三	控除額	〇・四	石炭價格値	〇・九	鐵道運賃	〇・六	利	〇・三	生産原價	三・五
備考		新改訂額	(A)	基準年次價格	(B)	現	(C)	額	(A)	(C)	
		完成コークス	三・三八〇	完成コークス	三・三八〇	完成コークス	三・三八〇	完成コークス	三・三八〇	完成コークス	三・三八〇
		完成コークス	三・三六〇	完成コークス	三・三六〇	完成コークス	三・三六〇	完成コークス	三・三六〇	完成コークス	三・三六〇
		完成コークス	三・二六〇	完成コークス	三・二六〇	完成コークス	三・二六〇	完成コークス	三・二六〇	完成コークス	三・二六〇
		完成コークス	四・一六〇	完成コークス	四・一六〇	完成コークス	四・一六〇	完成コークス	四・一六〇	完成コークス	四・一六〇

卸賣業の統制額は(A)の額に100%を加算したものに包装荷造輸送費を加へたもの。小賣業者の統制額は卸賣業者の... 100%以下に同じ。現行統制額には、A、B、C地区別價格はないから各生産縣をA、B、Cと地区に分けて各地区に於ける一級品の價格の中は平均價格と思はれるものを採つた。

新價格体系における價格等決定要領

昭三三、七七、七二、七
最終決定
實施表

品名等区分	決定方式	暫定業種別		價格に織込済		福利厚生費		利潤		減價償却費		操業度	
		單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額
亞炭	區別な	充	二・三〇	充	二・三〇	六・五	二・八	なし	なし	二・〇	二・〇	五・三	四・七
亞炭	標準料金	一立方	三・五〇	一立方	三・五〇	八・四	四・一七	一	一・五〇	一・五〇	一・三三	一・三三	一・三三
亞炭	メートル貨貸料	一ヶ月につき	二・〇〇	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明

格年の始十工亞
は次でま八は炭
なの基つ年昭の
い價準た頃和加

新價格体系における價格等決定要領(第一ノ七)

昭三三、七、七、二一九

最終決定 實施表

鐵	鐵單位	新改訂額	基準年次價格	現行額
鐵	單位	(A)	(九、一九)	(C)
生產者價格	一ト	六、三七〇・〇〇	明	一、二二〇・〇〇
消費者價格	一	三、〇五〇・〇〇	四六、九八	一、三〇〇・〇〇
			六五	二、三〇〇・〇〇
				五・六九
				二・三四

区分	決定方式	暫定業種別		價格に織込済		福利厚生費		利潤減價償却費		操業度		備考
		單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	摘要	基準年次に対する倍率	備考	

(F、O、B) 生産者價格 六、七〇〇円
 (C、I、F) 生産者價格 六、七五〇円

生産者價格

原價主義

二、三〇〇円

二、三三〇円

二、三五〇円

二、三八〇円

二、三九三円

〇

五・五円

普通

六・六不明

不明

消費者價格

三、〇五〇円

消費者價格

(昭九、一〇、二年) 基準年次 六五倍バ ン下式

新價格体系における價格等決定要領(第一ノ八)

昭三三、七、七、二一九

最終決定 實施表

普通鋼々材	單位	新改訂額(A)	基準年次價格(B)	現行額(C)
丸鋼	生産者價格	一ト	九、四六〇・〇〇	二、三七一・二〇
丸鋼	消費者價格	一ト	五、九九〇・〇〇	二、六〇〇・〇〇
薄鋼板	生産者價格	一ト	一四、二二〇・〇〇	二、三三〇
薄鋼板	消費者價格	一ト	八、六九〇・〇〇	三、四〇〇・〇〇
			(一三六・三三)	四・〇三
				二・三三

生産者價格

原價主義

二、三五〇円

二、〇六五円

二、三三〇円

三、〇五五円

三、三三〇円

〇

一

五・五普通

八・七%

壹倍

消費者 基準年次六五
倍バンド式六

備考	生産者C.I.F	10,510円	生産者F.O.B	9,460円	消費者統制額	5,990円
材料	7,424.65円	人件費	2,271.8円	控除額	2,075.42円	
利	7,424.65円	支拂子	2,173.34円	控除額	644.49円	
石炭	7,424.65円	製造	9,093.62円			
による影響						

新価格体系における価格等決定要領

普通鋼半製品	規	格	單位	新改訂額(A)	基準年次價格	現行統制額
				19,190円	19,190円	(A)(B)(C)

生産者價格	鋼片	75ミリ	180ミリ	180ミリ	180ミリ
消費者價格					

区分	決定方式	暫定業種別	價格に織込済	福利厚生費	利潤	減價償却費	操業度	備考
			單位當り平均月額	單位當り平均月額	單位當り平均月額	單位當り平均月額		

素材費 5,777円
人件費 2,272円
経費 2,075円
利潤 1,990円

生産者價格	原價主義	2,500円	5,500円	7,500円	3,500円	1,000円
消費者價格	基準年次	934.3	66.5倍			

新価格体系における価格等決定要領

鐵鋼二次製品	標準規格	區	分	單位	新改訂額	基準年次價格	現行統制額
					(A)	(B)	(C)

釘	2.6m/m x 21	卸賣業者販賣價	15,500.00	卸	10,100.00	6,000.00	2,000.00
亞鉛引鐵線	4m/m		14,000.00		12,500.00	7,000.00	2,300.00
鐵線	4m/m		11,500.00		10,000.00	6,000.00	2,000.00
鋼索	平均價格		3,000.00		2,600.00	1,000.00	2,000.00
亞鉛鐵板	0.29 x 1.1 x 3.7		6,000.00		5,000.00	2,000.00	2,000.00
鑄鐵管	平均價格		11,000.00		10,000.00	4,000.00	2,000.00

品名	區分	決定方式	暫定業種別	價格に織込済	福利厚生費	利潤	減價償却費	操業度	備考
			單位當り平均月額	單位當り平均月額	單位當り平均月額	單位當り平均月額	單位當り平均月額		

釘	卸賣業者販賣價	2,500.00	2,400.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00
亞鉛引鐵線	卸賣業者販賣價	2,500.00	2,400.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00
鐵線	卸賣業者販賣價	2,500.00	2,400.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00	2,300.00

備考 物品費 一三・六七% 人件費 一八・六八% 経費 一八・三三%

新價格体系における價格等決定要領 (第四ノ二) 非鉄金屬の中(三)

昭三三、八、八、一三三 最終決定実施表

電氣亞鉛	單位	新改訂額 (A)	基準年次價格 (B)	現行額 (C)	最終決定 (A)(C)
一トソ	二五、〇〇〇・〇〇	三四二・〇〇	七三	一一、五〇〇・〇〇	二・一七
生産者價格	一八、〇〇〇・〇〇	!	五二・六	一〇、〇〇〇・〇〇	一・八〇
消費者價格					

区分	決定方式	暫定業種別		福利厚生費		利潤		減價償却費		操業度	基準年次に対する倍率
		單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	摘要	單位当り	摘要		
生産者價格	原價主義	坑内夫	二、〇三・三	二、五三・二八	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	三・五
		坑外夫	八七・七	一、四一・九	五七・三	八六・〇	一、四一・九	五七・三	八六・〇	一、四一・九	三・五
		製鍊夫	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	三・五
		職員	三三・六	二、〇三・九	三三・六	二、〇三・九	三三・六	二、〇三・九	三三・六	二、〇三・九	三・五
備考	物品費	三九・四一%		労務費	二一・九〇%	経費	一五・三三%				

新價格体系における價格等決定要領 (非鉄金屬の中(五))

昭三三、八、八、一三三 最終決定実施表

硫化鉄鉍	区分	單位	新改訂額 (A)	基準年次價格 (B)	現行額 (C)	最終決定 (A)(C)
第一種 (S149%)	生産者價格	一トソ	五四四・三九	一六・四一五	三三三・一六	三五一・五二
第二種 (S136%)			五五二・二四	一〇・四四〇	五二・九〇	二二三・五六
第三種 (S144%)			八一〇・九八	一三・六三〇	五九・五〇	四二六・五六
第四種 (S144%)	消費者價格		八一八・〇〇	!	!	四三九・〇〇

区分	決定方式	暫定業種別		福利厚生費		利潤		減價償却費		操業度	基準年次に対する倍率
		單位当り	平均月額	單位当り	平均月額	單位当り	摘要	單位当り	摘要		
生産者價格	原價主義	坑内夫	二、〇三・三	二、五三・二八	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	三・五
		坑外夫	八七・七	一、四一・九	五七・三	八六・〇	一、四一・九	五七・三	八六・〇	一、四一・九	三・五
		製鍊夫	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	一、四七・四〇	二、一七・〇〇	三・五
		職員	三三・六	二、〇三・九	三三・六	二、〇三・九	三三・六	二、〇三・九	三三・六	二、〇三・九	三・五
備考	物品費	三九・四一%		労務費	二一・九〇%	経費	一五・三三%				

生産者価格	生産者原價主義	生産者原價主義	生産者原價主義
坑内夫 二六・七〇	坑内夫 二六・七〇	坑内夫 二六・七〇	坑内夫 二六・七〇
坑外夫 四・〇七	坑外夫 四・〇七	坑外夫 四・〇七	坑外夫 四・〇七
職員 六・四〇	職員 六・四〇	職員 六・四〇	職員 六・四〇
坑内夫 六・四〇	坑内夫 六・四〇	坑内夫 六・四〇	坑内夫 六・四〇
坑外夫 六・四〇	坑外夫 六・四〇	坑外夫 六・四〇	坑外夫 六・四〇
職員 一三・二六	職員 一三・二六	職員 一三・二六	職員 一三・二六
職員 四・五五	職員 四・五五	職員 四・五五	職員 四・五五
物品費 三・三%	物品費 三・三%	物品費 三・三%	物品費 三・三%
勞務費 三〇・六%	勞務費 三〇・六%	勞務費 三〇・六%	勞務費 三〇・六%
経費 三三・九%	経費 三三・九%	経費 三三・九%	経費 三三・九%

新價格体系における價格等決定要領 (非鐵金屬ノ中)

硫黄	單位	新改訂額	基準年次價格	昭和三十八	最終決定
硫黄	一トン	四、七〇〇・〇〇	九三三・三六	八八八・一三	(A) 一・八〇
消費者價格	〃	四、九〇〇・〇〇	七八・〇〇	六〇・二五	(C) 一・八八

區分	方決式定	暫定業種別	價格に織込済	福利厚生費	利潤	減價償却費	操作基準年
電線	裸線二耗	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額
電線	裸線二耗	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額

新價格体系における價格等決定要領

品名等	區分	方決式定	暫定業種別	價格に織込済	福利厚生費	利潤	減價償却費	操作基準年
裸銅線	生産者原價主義	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額
六〇〇V 絶緣電線	〃	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額
一六〇V 絶緣電線	〃	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額	單位 平均月額

三七九

増は線電七% 絶緣増は七%

三七八

新價格体系における價格等決定要領

石灰窒素 (一六%もの)	單位	新改訂額	基準年次價格 (一九三四)	昭 〃〃〃〃	現行額	最終決定 發表 實施
生産者價格	一トン	七、五六一・五二円	(A)	〃〃〃〃	二、二七二・八七円	(A)
消費者價格	一トン	五、二〇〇・〇〇円	(B)	〃〃〃〃	二、三二二・八三円	(C)
指定肥料取扱業者の 販賣價格	一トン	五、七〇〇・〇〇円	(A)	〃〃〃〃	二、二二四	(C)

区分 決定方式

生産者價格 原價主義

消費者價格 硫酸との窒素分の均衡

指定肥料取扱業者の販賣價格

硫酸との窒素分の均衡
消費者價格
の着駅以後
の公道諸掛
り四〇円当
り及び販賣
者手数料一
トンを加算
したものを
合計五六〇
円を加算し
たもの

暫定業種別價格に織込済	單位	福利厚生費	利潤	減價償却費	操業度	備考
單位平均	單位平均	單位平均	摘要	摘要	基準年次 に対する 倍率	材料費 四、七〇〇・〇〇円 人件費一、八〇〇・〇〇円 支拂利子三、三三三 総原價七、五三三 (但紙袋代を旧 價格で計算す) 石炭値下りによ る影響 運賃値下りによ る影響
当り月額	当り月額	当り月額	〇多々見たため	〇多々見たため	六五% 一一四倍	

新價格体系における價格等決定要領

過燐酸石灰 (一五・五%)	單位	新改訂額	基準年次價格 (一九三四)	昭 〃〃〃〃	現行額	最終決定 發表 實施
生産者價格	一トン	三、三八〇・〇〇円	(A)	〃〃〃〃	一、二〇〇・〇三円	(A)
消費者價格	一トン	二、二二六・〇〇円	(B)	〃〃〃〃	一、二七二・一八円	(C)
指定肥料取扱業者の 販賣價格	一トン	二、七九六・〇〇円	(A)	〃〃〃〃	一、一七五	(C)

品名等 区分 決定方式

過燐酸石灰 生産者價格 原價主義

消費者價格

指定肥料取扱業者の販賣價格

暫定業種別價格に織込済	單位	福利厚生費	利潤	減價償却費	操業度	備考
單位平均	單位平均	單位平均	摘要	摘要	基準年次 に対する 倍率	材料費 二、四〇〇・〇〇円 人件費一、八〇〇・〇〇円 支拂利子二、〇九九 総原價四、二〇〇 石炭値上りによる影響 運賃値上りによる影響
当り月額	当り月額	当り月額	〇を多々見たため	〇を多々見たため	七三% 九八倍	

